

第 24 回 佐用町議会(定例)会議録 (第 3 日)

平成 20 年 12 月 4 日 (木曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (1名)	15番	石 黒 永 剛		
		午 後 か ら 入 場		
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本 一 良	事務副局長	谷村 忠 則
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
			財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 沢 敏 美	生涯学習課長	福 井 泉
	会 計 課 長	小 河 正 文	税 務 課 長	上 谷 正 俊
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	健 康 課 長	井 村 均
	福 祉 課 長	内 山 導 男	農 林 振 興 課 長	大 久 保 八 郎
	建 設 課 長	野 村 正 明	地 籍 調 査 課 長	船 曳 利 勝
	商工観光課長	広 瀬 秋 好	農 業 共 済 課 長	田 村 章 憲
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	坪 内 頼 男
	教 育 委 員 会 教 育 推 進 課 長	岡 本 正	消 防 長	加 藤 隆 久
	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫	南 光 支 所 長	春 名 満
	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴		
	欠 席 者 (1 名)	総 務 課 長	達 見 一 夫	
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1 . 一般質問

午前9時30分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

今日は、3日目でありまして、少し疲れてきたんじゃないかと、この様に思うわけでありましてけれども、引き続き、よろしく願いをいたします。

ただ今の出席議員定数は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、石黒議員の方から病氣治療のため欠席ということと、それから総務課長の方が、葬儀に出るため欠席という届出を受けております。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

8番、井上洋文君の質問を許可いたします。

〔8番 井上洋文君 登壇〕

8番（井上洋文君） はい、議長。

おはようございます。8番、井上洋文でございます。

私は、今回3点の質問を行います。

第1点目は、青少年育成センターの設置についてです。現在は、私たちが歩んで来た時代とは、大きくライフスタイルがすっかり変わってしまい、先生ばかりではなく、私たちも子どもとの接し方に戸惑っております。かつては、大家族の中で、おじいちゃん、おばあちゃんに叱られながら、社会のルールを家庭の中で学んで参りました。地域の人たちも、わが子同然の、同然に褒めたり叱ったりで育ててくれました。近年における青少年問題は、虐待、いじめ、不登校、薬物乱用、窃盗等と問題が多岐にわたり複雑深刻化しており、依然後を絶たない状況で毎日のように新聞をにぎわしており、大きな社会問題になっております。

全国的に見ても、今は都会と田舎と全く同じような傾向が見られます。本町においても青少年を健全に育成すべく旧町それぞれの関係機関、各種の団体が日夜賢明に努力されておりますことに、敬意を評するものですが、高校生の規律のなさ、一部学校等での問題行動、私も今回の中学校のオープンスクールに参加し、前回と少しも変わっていない状況に愕然としました。昨日の一般質問においても、同僚議員からの教育長に対しての質問の答弁を聞いておりまして、もう学校としてやるべきことはやっている。保護者の理解と協力が必要である。父兄とかみ合わない部分がたくさんある。日々努力をしていくことが大切だ。議員席から聞いておりまして、失礼な言い方かもしれませんが、困惑の思いが表れておりました。先生方一生懸命係わっていただいている。しかし、子どもに通じない。保護者の理解と協力が必要であるとの答弁は、学校教育とともに、生涯学習、社会教育の重要

性と、私なりに捉えました。

子どもたちの問題行動は、大人社会の裏返しのように思えてなりません。本町としましても、平成 19 年度、生涯学習活動のあらましの初めの中で、今日社会教育は、生涯にわたって、個人が自発的に自己に適した方法で学び、その成果を適切にいかすことのできる社会の実現を目指す生涯学習として捉えています。そして、本町は、合併後の町重要施策として、人づくりとまちづくりの一体推進を基本とし、生涯学習によるまちづくりを推進することになったともあれ、今、地域づくり協議会では、活性化を目指した地域の特色ある活動とともに自然や環境問題、人権、男女共同参画、そして地域交通や福祉問題などに講師を招き、またワークショップによる地域課題への取り組みも出て参りました。

学習の中で、生活や暮らしを豊かにしていくことを学び、気づき実践につなぐと言う生涯学習の実践への仕組みが、協働のまちづくりであり、その学習の積み重ねが、地域自治、住民自治の能力や地域の教育力を高めていきます。と、この様に記載されています。

本町としても、生涯学習、社会教育の体制づくりはできているわけですから、教育委員会における学校教育とともに、社会教育の重要性を再認識していただき、まさに、この時、学校問題をはじめ、青少年の育成に学校も父兄、行政、そして地域も一丸となり、全ての青少年問題について解決に向け取り組まなければならない時ではないでしょうか。

今の様な旧町バラバラの活動では、横の連絡もとれていないのが現実です。今こそ、本町が一体となり 1 つの窓口が求められているのではないのでしょうか。

そこで以下の点についてお伺いします。

まず 1 点としまして、近隣市町の青少年育成についての状況は、どの様になっているか実態について、どの様に理解されているのでしょうか。

第 2 点としまして、近隣市町、青少年育成センターの設置において、少年非行、問題行動について学校、地域、行政、警察が真剣に取り組んでいるが、佐用町の実態はどの様になっているのでしょうか。

第 3 としましては、各関係機関、団体が密接な連携協力のもとに、青少年健全育成活動を総合的に推進する実践的拠点としてのセンターの設置の必要性は、どの様に考えておられるかお伺いいたします。

第 1 点目は、公益通報者保護制度の取り組みについてお伺いいたします。

2005 年に、公益通報者保護制度の法律が成立しましたことにより、食品業界における偽装問題や、入札などの官製談合事件の問題が内部告発や匿名通報によって明らかにされております。本制度は、公益の擁護及び消費者利益の擁護を図るため設けられたものです。行政に対する違法または不当な事実があった場合に、最も的確に把握できる立場であるのは、内部のものです。こうしたことを明らかにすることによって、自らの不利益を招くとの恐れから、その事実が放置されることがあってはならないと思います。本町としての町長の考えをお伺いいたします。

第 2 点目は、携帯電話のリサイクルの推進についてです。携帯電話のリサイクルを推進する目的は、わが国の産業競争力の要とも言われる、希少金属が携帯電話に含まれているからです。貴重な金属の総量は、世界有数の貴金属鉱山の埋蔵量に匹敵すると言われております。IT 機器や携帯電話の中に眠る貴金属を「都市鉱山」として注目を集めています。リサイクルするためには、何としましても、使用済みの携帯電話の回収が必要不可欠です。そこで、モバイルリサイクルネットワークは、地方自治体の協力を大きな期待を寄せています。

(1)携帯電話を「捨ててはいけない物」として本町内何カ所かに回収BOXを設置してはどうでしょうか。

(2)廃棄する場合は、購入したショップで処理をお願いする。

以上、2点について広報等でお知らせしてはどうでしょうか。お伺いいたします。
以上、3点の質問を行います。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、井上議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、青少年育成センターの設置について、近隣市町の状況をどう理解しているかとのことでございますが、西播磨地域の各市町では、少年愛護センター・少年育成センター・青少年育成センターとして名称は異なりますが、それぞれのセンターでは、青少年の健全育成を目指し、街頭補導や環境浄化活動そして青少年問題に関する相談業務を行っておられ、西播磨青少年補導センター連絡協議会を組織し、情報交換や研修会を開催されている状況であります。また、センター活動においては、家庭・学校・地域が連携し、校区ごとの組織による非行防止や有害出版物等から青少年を守る取り組みも行われております。こうした青少年育成センターの活動は、犯罪の低年齢化や、いじめ、校内暴力、不登校などを未然に防ぎ、また問題が発生しても、関係機関等の連携の中で適切な対応ができるなど青少年の健全育成には、非常に有効な機関であるというふうに思います。

次に、佐用町の実態はどうなっているかということでございますが、教育委員会主管で、保育園・小学校・中学校・高校生指導連絡協議会を設け、学校と警察や地域の情報交換、健全育成の啓発活動を行っております。

また、旧佐用町の青少年を育てる会の指導部会による街頭補導巡視と夏休みを控えた地区懇談会への出席、校区ごとの地域部会のふれあい活動、また啓発広報として「わかば」や春・夏・冬の休み前に地域に協力を呼びかける啓発チラシ等があります。それと全町的には、例年7月に開催する「犯罪のない明るい町づくり町民のつどい」の中で青少年の健全育成を掲げております。青少年の健全育成を目指した全町的な取り組みはありませんが、関わっていただいている団体におきましては、熱心に取り組んでいただいているところでございます。

次に、センターの必要性ということについて、どう考えているかということでございますが、町にとって宝であります子どもたちの健全育成につきましては、子育て支援の一環としても現在の社会状況、子どもたちを取り巻く環境を考えても、全町的な今後活動の展開というものが需要というふうに思っております。そのためには、やはり、センターの設置というものを考えていかなければならないというふうに思っております。今後、早急に関係機関と調整を行いまして、センターの設置には、人・物・財源とともに、そのあり方、体制づくりを十分にしなければなりませんので、そういう準備をしていきたいというふうに考えております。暫く準備期間が必要でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、公益通報者保護制度の取り組みについてということでございますが、ご承知のとおり、公益通報者保護法は、「公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図る」ことを目的として制定されるものであります。佐用町におきましても本法を遵守するとともにその目的を達成すべく取り組んでいるところでございますが、本法によりますと、行政機関に対する公益通報としての要件につきましては、次の5つの要件

を満たす必要があります。

1つは、「労働者」であること。

2つ目は、「不正の目的」がないこと。

3つ目は、「通報対象の事実が生じ、又は、まさに生じようとしている旨」の通報であること。

4つ目は、「3つ目の通報が、信ずるに足りる相当の理由」があること。

5つ目は、「通報対象者事実について処分若しくは勧告等を有する権限を有する行政機関」に対するものであることとなっております。

佐用町が、この5つ目の「権限を有する行政機関」であるかどうかにつきましては、この公益通報の対象となる法律が、平成20年11月24日現在423本ある中で、市町村が直接の権限を有するものは、国民健康保険法10本余りであると承知しておりますので、公益通報の対象となります事案が発生した場合は、本法等に基づき適正に対処させることといたしております。また、行政に対する違法又は不当な事実があった場合につきましては、平成17年10月に要綱として制定しております「佐用町不当要求行為等対策要綱」に基づき適正に対処することといたしております。

次に、「携帯電話リサイクルの推進について」でございますが、平成13年4月に施行されました「資源有効利用促進法」では、充電式電池の回収及びリサイクルの義務化が、電池メーカー、機器メーカーなどの事業者には義務付けられています。

しかし、電話として使われなくなった携帯電話を、機種変更時に携帯電話ショップから持ち帰り、電話帳やデータのバックアップ用など、他の用途で利用している人も少なからずあるようでございます。不要になった際には、ごみとして処分するのではなく、貴重な金属資源としてリサイクルをするために、携帯電話ショップでの引き取りを進めるよう、今後、広報等の周知を検討して、検討をいたします。

また、にしはりま循環型社会拠点施設の建設に合わせて、資源ごみの回収及びリサイクルを進めるために、町における分別収集の区分・収集の方法などと合わせて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたしまして、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） はい、議長。

番の青少年育成センターの設置についてですけれども、町長答弁ありましたように、人・物・財源の準備をこれから、まあやっていくということですので、あまり質問することはございませんけれども、やはり、この問題、青少年育成センターの設置について、私、あの、ペーロン祭がありまして、それで相生のセンターの副所長さんから、招待を受けましてですね、それで、ペーロン祭に行っておったんですけれども、その時に、何となく、机の上に置いていた書類を拝見させていただいて、その中で、そのペーロン祭において、各市町ですね、センター等の役員がですね、出て、そして事前にいろんな協議、補導についての協議をしている書類だったわけなんですけれども、その中に、佐用、近隣の宍粟市とか上郡町のメンバーの名前があったんですけれども、佐用町の、その名前が全然出てないんで、これやっばし、こういうことがあるんですかということをお聞きしましたところ、いや、その佐用としましてはですね、県の方からも、いろいろ指導もされているはずだと。この西播磨においてですね、1つの足並みを揃えて青少年を育成していくための、その呼びかけも現実的にはできないような状況なんだというような話を聞きましてね、これは、私も、そんなことがあるのかなと思って驚いたわけなんですけれども、それから、まあ、

上郡町等につきましても、平成4年ぐらいですか、この青少年育成センターが設置され、また宍粟市等にも設置されておるわけですがけれども、そこら辺行きまして、まあ、センターの方々から、いろんなお話を聞いて、これは、佐用町に必要な、やっぱりセンターでもあるし、また、こういう教育問題等におきましても、いろんな問題が起こりつつある現状においてですね、やっぱり少しでも早く、この設置をしなければいけないのではないかということで、まあ、総合計画の中も読ませていただいたんですけど、その中にも、やはり、これ佐用町総合計画の中の第6節ですか、1.というところなんですけれども、よりよい教育環境の整備の青少年を育てる環境づくりの推進の中に、地域ぐるみで青少年の育成を図るための青少年育成センター仮称の設置を目指し、児童生徒が抱える悩みを気軽に相談できる場づくりに努めます。と、この様にまあ、記載されておったわけなんですけれども、そういうことから見て、やはり町としましてもですね、そういうことを考えておられるのであれば、いち早くですね、設置するようにした方が、今の現状から見ていいのではないかということで、今回の質問をさせていただいたんですけども。

これ、上郡町等の、この冊子を見させていただきましても、割合、この補導をですね、中心にしたセンターの構造、ここにありますように、実践的な、そういう活動をやっているということで、佐用であれば、今、町長からもお話がありましたように、今、旧佐用町には青少年を育てる会、旧三日月町におきましては、青少年健全育成活動委員会というのがあつたわけなんですけれども、それは、どう言ったらいいんですか、予防的な、そういう活動をされているのではないかと思うわけなんですけれども、この町としまして、もっと実践的にですね、巡回をしたり、またこの補導を、警察とタイアップしてしたりですね、するような、ある程度、やっぱり強力的な、そういう組織づくりをしていかなければならない。

それと、今回の学校問題もそうですけれども、教育長、本当に、悲そうな答弁をされていたわけなんですけれども、こういう問題についても、やはり教育委員会だけでは、やっぱり限界があるのではないかと、今後においては、社会教育部門で、その子どもも父兄も含めた教育をしていかなければいけないと思うわけなんですけれども、現在に起こっている状況について、やはりもう少し、この教育関係者だけではなしに、1つの、その議会も含めたですね、ここにありますように運営委員会等を、この上郡の育成センターの中にですね、あり、議会も学校長、小中、高校も含めてですね、そして民生児童委員や連合自治会代表やPTA代表や含めた検討をしていくという組織になっているわけなんですけれども、そこらは、やはりセンターとしてですね、今後考えておられる上においては、そこらも強力的にやっていくという考えですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君） このセンターという形では、佐用町はなかって、旧町の中ですね、佐用には、青少年を育てる会また三日月にも、そういう一応組織があつて、実践的には、補導部会という様なですね、特に、私は、佐用町のことしか分からないんですけども、かなり町の予算も、かなりの予算を置いて、活動を実践的に補導活動等も指導もしていただいていたと、そういう活動がありましたのでね、このセンターの設置というところまでは至らなかったと。で、私も、合併の、その今、言われる計画にも挙げてますけれども、県の方からもですね、そういうセンターの設置について考えて欲しいということ、昨年からは話も聞いておりますし、また、ちょっと名前を挙げてあれですけども、その担当をしておられます、佐用高校の校長先生だった平形先生が今、担当されてます。是非、西播磨全体でですね、取り組んでいきたい中で、新町、全町としての、その取り組みをするためにもセンターを考えて欲しいという話を聞いておりますので、これは、そういう方向

でね、今、検討したいということで考えているところであります。

で、そのセンターの内容については、このセンターをつくったからと言って、その実際、活動をどうするか、それは、今の議員ご指摘のようにですね、少なくとも関係者だけ、一般的には、学校と警察と行政だけというようなものでは、やはり、今の状況では対応できないのではないかという思いがします。ただ、人員的に、たくさんの人を、ほならそこに置いてですね、できるというような財政的な面にも制約もありますから、また人材的にも中心である人が、やっぱり、これまでどおりですね、こういう様な、これまでの青少年を育てる会のような、全町的な、参加をしていただく、また指導部会のようなですね、ボランティアで、たくさん、こうPTAなり、学校の子どもたちを持つ親なり、また、このボランティア活動していただいている方なり、そういう方にもご協力をあおがないと、実際には、この指導ができないんだろうと思います。

そういうことを取りまとめたり、進めたり、引っ張っていってもらえる人、そういう形でセンターを設置ということを考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

今でも、この青少年を育てる会は活動していただいておりますし、指導部会もあるわけですから、是非まあ、こういう、これまでの長い間の活動もね、十分これを引き継いでですね、更に全町的な指導ができるような取り組みができるようなセンターにしていく必要があるというふうに思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 町にも、その補導部会等もあったということの答弁なんですけれども、私も、この補導部会、

町長（庵途典章君） 指導部会。

8番（井上洋文君） 指導部会というのがあったということなんですけれども、それと県の警察の署長さん等とですね、委嘱された、そういうメンバーもいらっしゃるわけなんですけれども、その活動が全然、その見えなかったというんか、あんまり、その私議会人ですけれども、あんまり、そういうことに対してですね、こういうことをやってるとか、これだけの、いろんな教育問題等が起きた時にですね、こういう対応をしているんだという様なことも、全然今までになかった。活動自体が、また、この学校問題とは違うんかも分かりませんが、こういう問題についての、私の言いたいものの認識が薄かったんかもしれませんけれども、そういう見えない活動しかなかったように思う。

今回、こういうまあ、センターをつくっていただいでですね、見える活動、それが町民全体に見える活動をしていただきたいということが、切望するものですけれども。それと、センターの中に、上郡町等につきましてはですね、教育相談等もされているようなんですけれども、これ驚いたんですけれども、この教育相談に佐用町からおみえになりますよという話を聞きましてね、これは、どういう相談をされているんかということをお聞きしましたところ、カウンセラー等ですね、臨床心理士を毎週月曜日呼ばれて、そして、相談されていると。これ、私も質問したことあるんですけど、このカウンセラーについては、これは中学校に週1回ですか、月1回ですか、カウンセラー来て相談しているということなんですけれども、これは、中立的な、そういう立場で、子どもの問題等についてですね、

親御さんも含めて、また先生も含めて相談されておるわけですが、このカウンセラーが、やっぱり、学校でする相談と違って、このセンターの中でする相談は、やはり、子どもの側に立った相談をしてくれるということで、学校のカウンセラーよりですね、やはり現実的なことを教えてくれるので、いいんですよという様な話を聞きましてね、やはり、そこへ佐用町からも行っているという様なお話を伺ったんですけれども、このセンターの中に、やはり教育相談も含めてですね、その青少年の問題全体的なことをやるような、やっぱり組織をつくった方がいいんじゃないかと思うわけです。それと同時に、センターをつくるとしたら、町長のお考えとしては、どんなんですか。教育委員会の中につくられるんか、それとも生涯学習課と言うんですか、そこらにセンターをつくられるんか、そこらどんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これは、どちらにというね、最終的には、その事務的なことがありますので、どちらかに所属という形をしかなきゃいけないんでしょうけども、組織としては、町として一体的なものにしていかなきゃいけないので、今後、当然、教育委員会と一緒にですね、取り組んでいきたいということです。今のところね。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 町長、決意していただいておりますので、次々申しませんが、是非とも、取り組んでいただきたいと。早急に取り組んでいただきたいと思います。これに対して、教育委員会として、教育長としてどんなんですか。このセンター方式にすることについて、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 町長の方から答弁がありましたように、非常にありがたいことだと、その様に捉えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 次々、質問したんですけど、町長、そういうふうに使われたんで、あれですけども、やはり、あの具体的な活動をですね、この智頭鉄道での補導とか、大型店、コンビニに等での巡回補導とかですね、それから、相生のペーロン祭とか姫路のお城祭りとか、赤穂義士祭等また、こういう具体的な取り組みをするセンター、これは上郡町の場合は、3名の職員を配置されておるわけですが、宍粟市は、2名というように伺ったんですけども、どうですか、されるとすれば、その、このセンター長また職員等についてですね、警察のOB上がりとか、そういうようなことを考えられているというよう

なことはございませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まず、そのセンター、中心になってもらえる人ですね、これは教育経験なり、いろんな、そういう指導経験、いろんな幅広い経験を持っておられて、なお且つ子どもたちの育成に熱心な意欲的な人をお願いができれば、そういう人が欲しい、探さなきゃいけないなというふうに思っておりますけれども、まずは、教育という観点、子どもたちの育成ということは、子どもたちを指導の相談も受けたりですね、子どもたちに指導をするという観点から教育経験がある人というのが、一番適切ではないかなというふうには、私は思っておりますけれども。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） このセンターの方とお会いした中で、やはり長は、所長さんはですね、町長、今言われたような教育関係の方、その下にはですね、やはり、警察のOBとか、上郡町であれば、これは僧侶ですか、僧侶の方とかいう、実際に動かれる方をですね、やっぱり配置していただくというのが、これはいい方法ではないかと思うわけですが、何か、あのある所で聞かしていただいたら、何か、その自分が動かんとはですね、そのことやらたらいいんやとか、こういうことをやるようにするんやという様な話だけ、その点、その上郡の副所長さんとお話させていただいたら、実際に自分が、その現場に行ってですね、青少年の方と実際に会って話をされていると。いろんな声掛けもされているという現状ですのでね、長になる方は、そうやって教育関係の方でも、これはいいと思うんですけども、その下につかれる副所長さん等については、実際に、やっぱり現場に足を運び実践をしていかれるような、そういう方を、どう言ったらいいんですか、加えられる方がいいんじゃないかと思えますけど、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。町長、はい。

町長（庵逄典章君） それは、センター、さっき言いましたように、実質的にね、センターを置いただけでは駄目なんで、それを、やはり、今の子どもたちの、本当に状況に合わせてですね、このセンターを有効に活用していくための、それは、人が活動するわけですから、そういう熱心な人、いろんな形でありますけど、経験、いろんな経験をされた方がいらっしゃると思えますけども、まあ、少なくとも、中々、若い職員をですね、そこにたくさん配置するというようなものではありませんので、余所の例も見ましてね、また、それぞれの方、関係機関とも協議して、その陣容を、どういう、まず活動を想定して、考えていくか、そういうことで、これから人選をしていかなきゃいけないなというふうに思っております。ただ、まあ、町内に、できるだけ、よく町内の事情も知っていただいている人ということになりますから、中々まあ、こういう適任者の方を探すということは、非常に難しい面もあると思えます。その点が、一番、今後センターを設置する上でね、財政的な面と同時に一番難しい点ではないかなと思っております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） この点、よろしくお願いします。

それでは、点目の件についてお伺いいたします。最近、特に、この会社等々で、牛肉等偽装問題等が起きておるわけなんですけれども、この全ての問題について、その内部告発、公益通報保護制度、この内部告発によってですね、そういうものが表に現れているという現状やないかと思うわけなんですけれども、このことについて外部の公益通報ということで、佐用町がですね、処分又は勧告等の権限を有するものに限る事業者、又は内部公益通報ということで、この庁舎内、職員又は佐用町の契約先の労働者がですね、告発する、内部告発する、この制度を作ってはどうかということを訴えさせていただいておるわけなんですけれども、どうですか、町長、まず外部からの、その通報に対して、その雇用されている労働者を守るといふこともそうですけれども、まず庁舎内ですね、そういう内部告発、いろんな、その不正なことが、もしもあったとしてですね、これを早く言っておいた方が、町としてもいいんじゃないかということがあったとしても、そのことによってですね、いろんな問題が生じる場合や、いや、これは言わない方がいいんじゃないかというようなことになってあれなんで、そのことを通報、上司に通報したとしてもですね、そのことが、処分にならないような、そういう、この制度を作ってはどうかということを訴えさせていただいておるんですが、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私も、中々、これね、最近の社会状況の中で、こういう今、いろんな会社内の不正なり、偽装なり、こういう問題が、社内なり、同じ内部から告発によって、明らかに出て、それが、それによって、いろいろと、その通報した人が、社内なり不当な取り扱いがされないようにということで、こういう社会的な法律までですね、できたということなんで、これは本当に、近年、こういう社会状況の中で生まれてきた状況なんですけれども、役場内でのですね、庁舎内での仕事の中で、そういうお互いに、これ、信頼関係の中で仕事しているわけなんですけれども、もし、そこに何か問題があって、その問題を指摘したからと言って、それを不当に、また、その方が、不利益を被るようなね、取り扱いは、これは法律があるなしに、なくてもですね、そんなことはしないわけで、その法律なり条例なりまでもね、作るまでのことはいんじゃないかなという感じはするんですよ。なぜ、ここまでね、やっぱし社会として、作っていかなければ、こう本当に社会というのは、やっていけないのかなという、本当に、こういう時代になってしまったのかなという感じはするんですけれども、庁舎内にまで、私は、そういう職員に対してね、その条例なりを作るまでのことはいないと。そんな仕事の仕方では困るなど。また、そういう管理の仕方では困るなどという思いはするんですけれども。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、町長、その様に言われますけども、佐用町としても不正なことが起こったわけなんですけれども、このことと、まあ、これとは違うんだということを、町長言われるかも分かりませんが、やはり、そういう、このことは、不正ではないか

という様なことがあった時にですね、この窓口を設置しておいてですね、調査機関とか、それに対して、いろいろ調査するということについてはね、いろんなことが起こることの、その抑止言うんですかね、それが違ってればいいわけですから、全て、その、職員が言ってきたことはですね全てが、どう言ったらいいんですか、法に触れるようなことではないかも分からないけれども、そのことがあることによって、職員がですね、規律正しく職務をまっとうできるのではないかと思うんですけれども。まあ、その理想論を町長は言われるんですけれども、こういう法律が、国に、もうできてですね、そして、施行されたということは、国は国やということをも町長言われるか分からんのですけれども、やはり町としても、やはり、それに町がかかわることについては、これは、作っておられた方がいいのではないかと思うんですけれども、もう一度いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、私は、その必要性はね、あまり感じてません。実際のところは。しかしまあ、1つの、この行政というものも、そういう時代の中でね、やっぱり必要であるという、全体としてのことに、なってくればですね、これは、ある意味では、例えば、他の市町村、全国も大部分が、そういうものを、やっぱり作っていくということになれば、それは、佐用町も同じ様にしていかなきゃいけないとは思いますが、現在のところ、私自身は、その必要性は感じてはおりません。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、町長、そこまで言われるんだったら、あれですけど、これね、私、視察に行った所の大田市が作っているわけですよ。いろいろと聞いたわけなんですけれども、昨日、新田議員からも話がありました。こういう世相ですから、ですから、どうということが起きるか分からん。業者にしてもですね、信頼はしておっても、やはり、法に触れるようなことが、中で行われている場合があるかも分からない。そういうことについて、佐用町としてですね、それは、あってはならない、ある程度の抑止力もできるんじゃないかと思うわけなんですけれども、そういうことで、外部通報制度、また、さっき言いました、この職員がですね、そういうことを未然に防ぐためにも、こういう制度は、いい制度ではないかと思うんですけれども、そこらどうですか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、今後、研究をさせていただきます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） まあ、町側としてはですね、設置しにくい制度だと思うんです。これは。内部告発ですから。ですけど、こういう時代ですから、やはり、こういう制度も作ってですね、規律を守っていくということに対しての、何回も言うようなんですけれども、職

員のですね、規律に対しての思い言うんですか、そういうものは必要ではないかと思うんですけども、町長、どない言うんですか、検討されるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それは、近隣の状況なりも見ながらですね、検討は、検討じゃなしに、今後、研究をさせていただきますということです。

8番（井上洋文君） それでは、 番の携帯電話のリサイクルの推進についてですけれども、携帯電話、私らもそうですけれども、携帯電話を、そのまま持ち帰ってですね、そして、家に保管しているという状態が、多々多いわけですけれども、こないだ、ちょっとテレビ見てましたら、こういう鉱山、これは、世界でも有数の鉱山に匹敵するような、埋蔵の貴金属が使われているということですね、この携帯電話についての捨ててはいけぬ物として、そして、行政が回収をしているというような、これ東京都ですか、やっているということが、テレビで放映されていたわけですけれども、答弁の中で、ショップで処理をするというのが、一番理想的なんですけれども、このショップで、処理しますよという、そういう声かけをしている所もあるし、また全然声かけもしていない所もあるわけなんですけれども、そういうことについて、ショップ等についても、よく指導をしていただいたり、また、この捨ててはいけぬ物としてのですね、この認識を、やはり広報等でですね、よくPRしていただいたらいいんじゃないかと思うわけですけれども。それと、今後、まあ、この焼却炉が新しくなるわけなんですけれども、それまでにもですね、クリーンセンター等で、こういう携帯電話等の持ち込み言うんですか、それは、やっぱり中にありますか。

議長（西岡 正君） はい。

クリーンセンター所長（谷口行雄君） 私が、変わった段階では、事例はございません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

8番（井上洋文君） まあ、ないということは、そのまま、やはり各家庭で眠っているんじゃないかと思うんで、そのことについても、またよくPRをしていただいでですね、広報等でお知らせをしていただきたいと思ひます。

今回、特に、私が、その3点の件についてお伝えさせていただいたんですけれども、何か、こういうように、時代になって、段々と、やはり青少年また社会自体が昔と違ってきているような状況に段々なりつつあることに対しての本当に危惧するわけなんですけれども、昨日からいろいろと教育長等の答弁を聞かせていただきまして、この佐用町としましても、この青少年の問題については、やはり真剣になって、お互いに取り組んでいただいでおるわけですけれども、いかんせんいろんな問題が次々と起こってきていると。このことについて、やはり教育委員会だけにお任せしてですね、そして、学校が悪い、教育委員会が悪いということだけでは、やはり解決できないんじゃないかと思うわけなんで、一番

に、このセンターを中心にしてですね、1つの窓口ができたということで、全ての町の各界の代表等また警察も含めてですね、強力な指導体制をひいて、そして健全な育成をしていくということが、望まれるのではないかと思うわけなんですけれども、特に、高木議員からもお話がありましたように、段々と、その佐用中学校の問題が大きく町民にも知れてきており、私もお聞きしましたけれども、この佐用中学校に行きたくないんや。何とかして欲しいんだということは、いたるところでお聞きするわけなんですけれども、そのことに対しては、やはり、私自身、その議員にも一端の責任があると感じておる次第でございますけれども、やはり、このセンターの設置とか等についてもですね、中々、私も全体的な、そのことについては、大まかなことだけしか理解はできていないわけなんですけれども、各近隣のセンターの皆さんから、いろいろとお聞きしました中でね、やはり、こういう佐用町のような問題が起きていることについての、やはり、解決の方法としては、あまりにも、教育委員会だけに頼りすぎているのではないかというアドバイスも受けたりしまして、今回、このセンターの中で解決ができるのであればなということで質問させていただいたわけです。

それぞれの立場で、本当に一生懸命頑張っておられるわけなんですけれども、先ほど申しましたように、教育委員会だけの問題ではないということですね、やはり認識を深くして、私たちも、いろんな組織があったということに対して、町長から、先ほど答弁があって、初めてですね、認識をしたという様な現状でございますし、まあ、それぞれのバラバラの組織が一生懸命やっておられるということは、これは敬意を表するものなんですけれども、そこでもういっぺん、私たちが一丸になってですね、この教育問題をはじめ、この青少年の問題について、取り組まなければいけないのではないかと。中学校の問題だけを、1つの問題として、私も昨年から捉えましたが、高校の問題にしても、この青少年の問題にしましても、やはり町民から、いろんな指摘も受けてる現状ですし、今までであれば、同僚議員がいろんなことで、質問をさせていただいたんですけれども、それが、高校生が、この役場の庁舎の裏でたむろしているとか、また駅裏で変な行動をやっているとかいうようなことについても、どこに言ってもいいやら分からない。どこに連絡していいやらというものが、今までの現状ではなかったかと思うわけです。私も、現実に中学生が、カラオケをやっているとか、夜遅くウロウロしているとかいうことで、電話入って、そして、その生徒を家まで送り届けた。その後、学校には連絡しましたが、それぐらいで、後は、何も方法のしようがないというのが現状であったわけなんですけれども、いろんな、そういう組織があったということについて、町長の答弁の中でですね、お前知らなんだんかというようなことだろうと、私は理解したんですけれども、やはり、1つの窓口があるということですね、いろんな今後青少年の問題について、迅速に、やはり対応できるのではないかと思うので、質問について前後したり、取り留めのない質問になりましたけれども、要は、何とかしなければいけないということを、行政又は教育委員会の方だけに負わずということではなしにですね、私も、このオープンスクール等に行かさせていただいて、目に余る物を見させていただきましたが、こんなことを一々、私が、ここで言っても解決するべきものではないと思ってますので、一丸となって、今後取り組んでいきたいと、応援をしていきたいという決意でもおりますので、教育委員会も行政の方もですね、本当にまあ、佐用町が良くなるように、頑張っていかなければ、本当に余り申しませんけれども、大変な状況になっていることは、佐用中学校の状態は、認識、もっと私たちやっぱり認識していかなかったら、町民の方は、本当に怒り狂っているのが、この高木議員からの質問でもありましたように現状でございます。そういう意味で、私も、頑張っていけますので、教育委員会、町長、本当に一丸となってですね、取り組んでいただきたい、この様に要望して、私の質問を終わらせていただきます。以上でございます。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の発言は終わりました。
続いて、18番、平岡きぬ糸君の質問を許可いたします。

〔18番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18番（平岡きぬ糸君） 18番議席日本共産党の平岡です。

私は、3項目について質問をいたします。

まず1項目目、高齢者等外出支援サービス事業の充実についてを伺います。

住み慣れた地域社会の中で自立した生活が送れるよう支援する高齢者等の外出支援サービス事業は、平成18年2月からスタートしました。

「さよさよサービス」は、隔日運行ですが、スタート当初から、毎日運行の要望が強くなります。「タクシー運賃助成」の利用回数制限の廃止を求める声も聞かれます。両制度の充実が必要ですが、町長の見解を伺います。

まず「さよさよサービス」事業で毎日運行するための課題は何かについてご回答願います。

毎日運行について、まず利用者の声をどの様に把握されておりますか。

点目に、地域で利用状況に差があります。2年半以上の、スタートから期間が過ぎましたが、制度の周知が不十分ではないかと思う点があるんですが、利用状況の差について、どの様に判断されておりますか。

点目に、毎日運行をするとどうなるのか。車、運転手、予約、配車などシュミレーションを作り検討をしていただきたいと思えます。

(2)点目の「タクシー運賃助成」は、利用回数を年24回と通院で12回プラスされ、最大で36回を上限とされています。回数制限を廃止して欲しいという町民の声をもとに、これまで要求を様々な機会にしておりますが、なぜ実現できないのか、その理由を明らかにお願いします。

まずタクシー料金の利用助成は、3,000円以上、2,000円から3,000円まで、2,000円以下、それぞれ利用状況がどうだったのか、これは平成19年度決算の数字で結構ですのでお願いします。

点目、1メートル区間の乗車料金の無料化を検討願いたいと思えます。

点目に、平成20年度に、今年度ですが、県の補助金が廃止され町単独事業と今回なっております。県に対して財政支援を求め、事業の充実が必要だと思えますが、この点、お願いします。

(3)項目目には、現在策定中の地域公共交通総合計画について伺います。

策定協議会の中で、外出支援サービス事業はどの様に位置付けられているのでしょうか。

また、9月に行われましたアンケート結果についてはどうだったのか。住民への結果報告はどうされるのか伺います。

大きな2つ目の項目について伺います。若者の定住のための施策充実についてです。

その1つとして、保育行政の充実について伺います。政府は、国の基準を切り下げ、国と自治体が責任をもつ今の保育制度を改悪しようとしています。公的な責任で充実することは、待ったなしの課題です。

まず1つ目に保育料の軽減を求めたいと思えますが、3人目以降の保育料の無料化を検討してはどうでしょうか。

2つ目、長時間保育の未実施園について保護者の希望に添い、全園実施する立場から、これまで実施基準30人と回答されてきたところですが、この点を見直すべきではないか

と思いますが、いかがですか。

点目に、各保育園の施設整備力所と整備計画を明らかにし具体的に取り組んでいただきたいと思います。

点目に、保育士についてです。臨時職の保育士がクラス担任をする事態が具体的にあります。町の実態はどうなったのか、全園での状況を明らかに願います。安上がりの雇用形態を見直して、正職員化すべきだと考えるものですが、見解を伺います。

点目に、子育てガイドブックの発行を行い、支援に活かさないか。これは、新見市で視察に行った時にいただいた子育てガイドブックを参考にしたいと思うんですけど、町の見解を伺います。

次に、学童保育の全町実施について伺います。小学校区ごとに学童保育を開設することについて、町長の見解を伺います。

今年度、平成 20 年度に三日月で実施した結果については、どの様に効果を考えておられますか。

つ目に全校区で実施する上での課題は、どの様に考えておられますか。

来年度の実施予定はどうされますか。

点目に、小学校区ごとに学童保育を開設することについて、全校区実施の町長の方針は変わりませんか、伺います。

3つ目の大きな項目、平和行政についてです。核兵器廃絶は世界の趨勢であり、行政の土台であると考えます。住民の平和と安全を守る自治体の長としての見解を伺います。

まず つ目に非核・平和行政の民間の様々な取り組みが本町でも行われているところですが、その実態を町として、どの様に把握されておりますか。伺います。

点目、来年度、町行政として原爆展や被爆証言の会など創意ある取り組みを検討してはいかがでしょうか。

点目に 2010 年、2年後ですが、ニューヨークで開かれる核不拡散条約再検討会議に向けて被爆国の自治体として、戦争放棄を国是とする国際共同行動に賛同するべきではないかと私は考えておりますが、お考えがあればご回答を願います。

最後に、非核・平和の町宣言については、現在の時点では、どの様に考えておられますか、伺います。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは平岡議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初に外出支援サービスについてであります。高齢者や障害者の皆さんの生活支援として、合併以来、議会でも特別委員会を設置していただきまして検討をいただきました「外出支援サービス」につきましては、18年の2月から実施し、多くの皆さんにご利用をいただいております。

まず第(1)点目の「さよさよサービス」の毎日運行についての課題ということでございますが、財政のことを考えずに、何でもできるのであれば、何も課題は、今、問題はありませぬ。やはり課題というのは、この財政のことを、やはり健全な財政運営を今後とも維持していかなきゃいけないという観点から、利用者の皆さん方にも、そういうご協力をお願いしているところでございます。この事業はあくまで高齢者や障害者の外出支援として、福祉サービスの一環として位置づけ実施をしております。この事業の最大のねらいは、交

通手段のない高齢者や障害者の皆さんが、最低2日に一度は医療機関に通院でき、また最低限の生活用品の買い物ができ、住み慣れた地域社会で生活をさせていただくことにあります。このため、町では近隣市町に先駆けて、ほぼ指定された時間に利用者のお宅の玄関から目的地までお送りする現在の方式を提案し、全議員による議会特別委員会の協議も踏まえて実施することといたしました。利用者の皆さんからは、大変喜んでいただいておりますが、当然、いつでも自由に、なんら制限を受けずに利用したいとの声が出てくることは、これはやむを得ないというふうに思いますが、利用者の皆さん方も、財政負担が少しでも軽くなるように、タクシーの利用とも合わせてご利用いただければ、かなり自由に使っていただけるものと思っておりますので、ご協力をいただきたいというふうに思っております。

次に、利用者の声をどう把握しているのかということですが、また周知が十分ではないかということですが、利用者の声は、毎日それぞれの運転員に生の声が寄せられておりますし、定例の調整会議も開催しておりますので十分把握できているものと思っております。周知度につきましては9月に実施しました公共交通会議のアンケートにおいても、1,100人中77パーセントの方が「さよさよサービス」について知っているとの回答が寄せられておりますので、かなり浸透した知名度となっているものと思っております。また、毎日運行のシミュレーションをせよとのことですが、当然、細かいことをシミュレーションするまでもなく、現在の倍以上の車両台数、それに見合う運転員の確保、また予約と配車についても倍の事務が発生をしております。

次に、「タクシー運賃助成の利用回数制限をなくせ」とのことですが、これも昨年度の実績で1,900万円近い経費をかけて実施をいたしております。回数制限をはずすとなれば、当然、今までこれ以上の財政負担となりますので、利用者の皆さんには「さよさよサービス」と併用していただき、上手に利用していただければというふうに考えております。具体的なタクシーの利用実態は、平成19年度実績で、メーター料金が2,000円以下の利用者が1万1,139人、2,000円から3,000円までの利用者が4,943人、3,000円以上の利用者が2,434人となり、当然利用者負担の安い近距離の利用者が多くなっております。またワンメーター区間の無料化をとのことですが、これは近距離の皆さんにとってはありがたいものの、遠距離の皆さんにとっては不利益となりますので、複雑ではありますが現在の助成制度の方が、より公平性があるのではないかと考えております。このタクシー運賃助成制度に対する県の補助金であります。19年度までは、県の特別な計らいにより自治振興事業補助金を受け入れておりました。この自治振興事業の財源は、県の実施する公営競馬による利益分を充当されておりましたが、最近利益が上がらず平成19年度をもって補助金制度はすべて廃止をされました。現在これに変わる補助制度はありませんので、県からの財政支援は、現在のところ不可能であるというふうに理解しております。

また、地域公共交通対策協議会で進めております「連携計画」については、現在2回目の協議会を終えて、アンケートの分析結果などを報告し協議を続けておりますが、先日の議員協議会でも報告をさせていただきましたとおり、来年の10月末をもって、現在のウエスト神姫の路線休止の申し入れなど、新たな検討材料も発生してまいりましたので、今後十分に検討を続けてまいります。

この計画の中での外出支援サービスの位置づけについてでございますが、本来このサービスは、高齢者と障害者に限った福祉サービスであり、誰でもが利用できる公共交通とはなっておりません。しかしながら利用者にとっては重複する場合も多くありますので、路線バスの休止による代替交通をどうするか検討する中で、さよさよサービスについても柔軟に考えていく必要が出てくるというふうに思っております。

9月に実施したアンケートの結果につきましては、無作為抽出による対象者を2,240人、佐用高校生700人合わせて2,940人に調査票を送付し実施をいたしました。その結果、回答が寄せられたのは1,145人で、回収率は51パーセントで、特徴的な傾向は、自動車の保有率は9割、自分で車を運転する人が全体では7割、65才以下に限っては8割を超えるものとなっております。タクシー運賃助成の周知度は84パーセント、さよさよサービスの周知度は77パーセントとなっております。合わせて行いました、聞き取り調査においても利用者の生の声として、ほぼ現行制度で満足しているとの回答が8割となっております。

続いて、若者定住のための諸施策についての中での「保育行政について」でございますが、佐用町における保育料は、国における保育料徴収基準と比べて35パーセントから65パーセントと極端に低く設定をし、近隣市町と比較しても最も安い保育料となっております。今回ご質問の第3子以降の保育料については、現在の制度でも10分の1に軽減をされております。わずかな金額とはいえ給食の副食及びおやつ等の支給等もあり、最低限の負担となっておりますのでご理解をいただきたいと考えております。

次の延長保育については、現在実施していない保育園は長谷、石井、江川、幕山の4園であり、他の8園では午後6時までの保育を行っております。園児数の少ない園での実施は理想ではありますが、現実的には職員の勤務時間の関係により複数の職員の増員が必要となります。また、現在の状況では保護者が、どこの保育園でも選択できるようになっており、必要な場合は延長保育のある園での保育を選択していただければというふうに考えております。

保育園の施設整備につきましては、園児の安全性を考えてその都度整備と修繕を行っております。特に本年度は遊具の点検を行い、危険遊具については撤去と更新を行いました。12園の中には相当年数の経過した園もありますので、園舎だけでなく厨房機器などの更新を含めて、適宜対応してまいりますし、今回の補正予算でも計上しておりますようにこれまで修繕の要望のありました、上月、三日月保育園を含めた6園についてトイレ周りの改修についても予定をいたしております。

次に保育士についてであります。原則的には正職員がクラスを担当し、臨時職員がその補助に当たるという基本姿勢で臨んでおりますが、どうしても保育士自身の産休、育児休業、また病気による欠勤なども生じてまいりますので、臨時職員が担任を持たざるを得ない場合も発生してまいります。また自閉症や療育等で加配の保育士を配置しなければならない状況も最近では多く出てきており、その都度判断し適切な配置を行ってまいります。

次に、子育てガイドマップについてでございますが、現在町では19年度から、町内の子育て支援グループ「エンジェル」により作成をされました「さようすくすくマップ」の冊子を増刷し、保健師による新生児訪問時に「こんにちは赤ちゃん事業」として全所帯に配布をいたしております。その内容は、町内での幼児の遊び場などを写真や地図で表示するとともに、医療機関の一覧表などを記載をいたしております。

次に「学童保育の全町実施について」ということでございますが、本年夏休み期間中に、三日月小学校で実施をさせていただきました。これは、一昨年に行った全対象者に行ったアンケート調査により40数名の希望があった三日月小学校を、まず優先して実施したのですが、実際には夏休み期間に利用されたのは9名のみで、中には3名となる日も出てまいりました。時間も保護者の勤務時間を配慮し、午前8時から午後6時まで開設をいたしましたが、この間必ず複数の指導員を配置するために6名の指導員を確保いたしました。実際にはこの期間の指導員確保が大変で、毎年このような状態で指導員の確保は中々難しい、困難であろうというふうに思われます。

また期間に要した費用は、約70万円となり、その大半が指導員に対する人件費であり

ました。以上のようなことを総合的に判断しても、希望者が 10 人に満たないような校区での実施は難しいように考えております。

やはり児童数の多い都市部の有り方とは違った、地域と密着した小規模校の有り方について今後検討を加える必要があろうというふうに思われます。来年度の実施及び全校区での実施につきましては、そういう点も踏まえて、今後十分に検討をさせていただきます。

最後に、「平和行政について」ということでの、ご質問をいただいておりますが、一括してお答えさせていただきます。

国や地方において、反核・平和運動として様々な団体が様々な活動が行われていることは、承知をしております、その活動に対して敬意を表するものでございます。

わが国におきましては、憲法及び国防の基本方針、非核三原則などの防衛施策の基本にのっとり、国の独立と平和を守るために、自ら適切な規模の防衛力を保有されるとともに、日米安全保障体制を堅持され、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、ひたすら平和国家の建立を目指し、努力をされているところであります。

また、非核三原則などが国是となっている現在、「非核平和の町宣言」するまでもなく、恒久の平和は、日本国民の念願であります。

近年、近隣諸国、特に北朝鮮に対して、核拡散防止条約等に基づき、様々な外交交渉等なされているところでもあります。このような中、住民一人ひとりがそれぞれの立場において、恒久平和への思いで様々な活動を実施されることにつきましては、敬意を表するところでございますが、国の責任として、外交などにより関係諸国と連携を図られ、国益・安寧にご努力をいただけるものと信じております。

本町におきましては、平成 17 年 10 月には、「佐用町生活安全条例」を、平成 18 年 3 月には、「佐用町国民保護対策本部及び佐用町緊急処理事態対策本部条例」等を、賛同をいただき制定し、法に基づく対応をしているところであります。厳しい財政状況ではございますが、自然災害への対応も含め、自治体に課せられた使命として、住民の皆様とともに、その目的が達成されるよう鋭意努力をしているところでございますので、さらなる皆様のご協力をお願いするところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 1 項目目の外出支援サービス事業の充実について、再度伺いたいと思います。

まずサービスを充実するには財政が一番だと。財政を考えなければ何でもできるというような分かりやすい回答がありましたけれど、確かに財政は、当然、健全化でしていくということを柱にされているということは、広報などでの町長のコメントでも明らかになっているんですけども、そういう中にあるのは、全国どこの自治体も同じですけども、一番何が大事なのかということ、何を優先させるのかということ、前回の議会でも、一般質問の中で発言させていただきましたけれど、そういう中であって、これは必要だと、そういう認識に立っていただくかどうかということで、再度伺いたいと思います。

それで、一番目に伺った、さよさよサービスの毎日運行するための課題なんですけれども、毎日運行する上での町民の声を生の声を聞いているということで、定例の会議を開かれているということなんですけれども、その中では、どの様な声を把握されているんでしょうか。まず、その点を伺いたいと思います。

それと、実施に当たって、2年、3年近く経って周知はされているということなんですけれど、伺っているのは、周知されている上で利用されているということが大事だと思うので、その地域間によって19年度決算の時にも地域別に一覧表が資料として配布されているんですが、特に利用が少ない所というか、凸凹されているので、そこら辺の具体的な実情という理由の中に、その周知の仕方、旧町でスタートしている所については、あまり変化がないようだったんですけど、2年以上経っているとはいえ、未だ使っていないので、はっきりと知っているという知り方の上で、利用するというところまで、行動に移すところまでの周知が不十分ではないかと思うのですが、その地域の代表の方であるとか、そういう方に試乗していただくとか、いろんな工夫が必要だと思うんですけど、そういう点で、さよさよサービスについて、まず、声と、それから周知のあり方。

それと、もう1つは、シュミレーションの検討のことで、作るまでもなく倍必要だと簡単に言われたんですけど、もうちょっとこう、きめ細かく単純に倍ではなくって、現場の声とか把握して、本当に倍で、倍必要なのかどうか、もう一度お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵邊典章君） あの、まず最初に財政の健全な運営というのは、これは必要なことは、やっぱりやっていかなきゃいけないと。ですから、この外出支援サービスにつきましてもですね、やはり必要として、ある意味では最優先で取り組んでおります。

しかも、何度もこれは、お話してますけれども、全域で、今後とも、長くですね、これを行っていくために、また利用者のいろんな利用方法も考えた上で、タクシーの補助制度と合わせて、両方使えるようにしているということです。ですから、そういう中で、私は、この利用者の皆さんにも、この両方を旨く使っていただくことによってですね、そういう必要な皆さんのご要望には応えられるようにしている。方法として、お応えができるようにした形で実施をさせていただいてるということ、まずご理解をいただきたいと思っております。まあ、利用者の声を、また会議については、担当課長の方から、お答えをさせていただきますけれども、実際に、利用されている方、利用されていない方、その地域によって、かなり差があるということで、この点については、タクシーの方を、これまでね、利用されている方は、同じタクシーが利用しやすいということで、そういう利用の仕方、また、さよさよサービスを、以前から同じ形で使っておられる地域においては、そういう使い方、この辺がですね、まだ実施して2年ぐらいですから、まだ十分に、それぞれの利用が旨く、こう並行して利用ができていないという点はあると思います。

当然、必要な、そういうことで、生活上困っておられる方にとって、是非利用していただけるようにしていただくために作っているわけですから、この点については、引き続いてですね、ご利用、一度利用していただければ、また、皆さんにも、よく分かっていただけるんで、まず、利用をしていただくようにですね、いろんな所でPRをしていきたいなというふうに思っております。それを、毎日運行をしていうことになれば、まあ、簡単に言えば、今、先ほど言いましたように倍の車両がいると。これは、今の運行をすとなれば、細かく分析してというまでもなくというのは、それが、私は、そのとおりだというふうに理解していただきたいと思っております。

あまり難しい話ではなくてですね、それだけの命一杯で、それで毎日隔日でやっているわけですから、それを毎日やろうとすれば、倍の車両はいることは、もうこれは間違いありません。はい。

また、課長、ほなら会議内容あれば。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと、お詫びを申し上げます。

思わず、議員からの通告書に、このスタートがですね、18年2月という記載されてましたので、現実的には、19年2月からスタートですね、ですから1年半ちょっとという形で、町長の答弁の方にも思わず、18年という表現させていただいたんですが、実質スタート、さよさよがスタートしたのは、19年2月であります。

で、19年度1年間の実績ということで、先の決算でもご報告させていただいておりますので、それに基づいて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、その定例会議なんですが、これは前回の議会の方で、松尾議員からのご指摘がありましたように、特に安全運転管理についてですね、いろんな課題がありますので、毎月運転員、運転手とですね、担当職員、時には、私も入ってですね、毎月月末に定例会議を持って、その1ヵ月間の、その反省なり課題等を調整する会議を定期的に持たせていただいております。

で、ここで、定例会議というのは、利用者との会議ではありません。利用者が、運転員が、それぞれ利用していただいたり、皆さん方の声を持ち帰って来ますので、それを、きちっと私どもの方で掌握してですね、次の安全運転に、どう活かせるかというふうな形での対応の会議を重ねております。

それから、次の全体的な地区ごとのあれなんですが、非常に嬉しいと言うんですか、状況が出て参りましてですね、昨年、さっきも言いましたように19年2月から初めておりますので、また4月、19年度の上半期では、周知度の問題もあったと思うんですが、20年度、本年度の上半期9月までの4月から9月までの集計ではですね、非常に利用者数が伸びておりましてですね、昨年の1.4倍ぐらいになってきております。特に、伸び率の高いのは、やはり、旧今までの利用者の少なかった、旧佐用地区で、上半期9月までの例で言いますと、昨年19年度の9月までの利用者が1,094人であったのが、今年で言うと、1,772人まで伸びてきております。伸び率で言いますと、62パーセント伸びておりますし、同じ様に三日月地区でも約前年対比の上半期率で言いますと63パーセント、上月地区では約40パーセントの伸び率ということで、非常に利用者の方が多くなってきております。

で、こういう様な状況で、今、5台等の配車をですね、日によっては、いろんな都合で、利用者数の少ない所もありますので、実質的には9名の運転員が、それぞれ交代で運行させていただいているんですが、利用者数の少ない日は4台に変更したりしとんですが、もう、ほぼ毎日満杯ですね、日によっては、運転員が昼食時間も取れないというような状況も出てきているのが現状でございます。

ですから、地域差に、それぞれの旧町単位での地域の差というのは、これから、ドンドン、ドンドン、埋まってくるのかなというふうに感じておりますが、やはり依然として旧南光地区は、今までずっと始めてましたので、だいたい利用者数が、横ばいの状態という様な状況であります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） その定例会議の運転員の会議というのは、安全運転の管理が中心だとい

うことなんですけれど、その中で、住民から、その生の声として、毎日運行が必要だとか、それから運転手が、その先ほどの回答の中にありましたように、昼休みも取れないような休憩時間もない状況で運転しているとか、そういう実態をつかまれていることについて、改善というか、そんなことまで、どう言うんですか、改善していく方向で、その会議、そのものが、活かされているということではないということなんです。現実の運行の安全管理だけに留まっているという内容なのか、それが聞きたいのと。

それから、それは、後から、3番目にお聞きしている所の、公共交通の、その会議の中に、そういう物は活かされてきているのかなと。アンケートの声だけではなくって、そこら辺は、どうなるんですか。

議長（西岡 正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） まず最初の利用者の声というのでは、当然、さっきの町長からの答弁もありましたように、ある人によっては、利用者にとってはですね、毎日利用したいという希望も何件かは出て参ります。ですけども、これにつきましては、先ほど、町長が申し上げましたとおり、やはり福祉サービスとして一定のルールを守っていただかないとですね、現行では、運行できませんのでという形でありますし。

それから、その運転員の、その会議につきましては、その安全運転だけじゃなしに、当然、じゃあ、ピークになった日にどうするか。どこで休憩時間を取るかということも含めてですね、例えば、病院の、行き先は、ほとんど町内の病院に限られて参りますので、その当日、その配車の方をですね、運転員同士が連絡を取って、少し10分程度お客さんを待っていただくことによってですね、より円滑な運行ができるというようなことも含めて検討をしておりますので、全般的に、いろんな今、現在の課題を調整させていただいているというところであります。

それから、最後の公共交通会議の中では、私も、その会議の一員として、入らせていただいているんですが、先だっの会議では、そのアンケートの結果等が報告されてですね、今後、また、その会議の中で、さよさよの現状等も申し上げて、それを活かしていただいた、その計画づくりに、今参画して参りたいというふうに考えております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 1つは、そのシュミレーションの関係なんですけれど、難しく考えないで、倍ですということだったんですけれど、現場の実際、運転手さんなどの、私が聞く生の声としては、決して、今の台数、5台が単純に倍ではなくって、回す上では2台、後2台いればとか、それから運転手は、まあ隔日出勤という形を、今、とられていますけれど、それが毎日出勤になれば、決して、その運転員を倍にしなくてもいいとか、そういう具体的な毎日運行するためにはということ、声も聞いているんですけれど、そういった声も、現場の人の実際運行されている運転手の声も聞きながら、最小のお金で、最大の効果が上がるような方法をとっていただきたいということで、単純に2倍ではなくて、そういったことも加味しながら、シュミレーションを作っていただきたいと思うんですけれど、その点をお聞かせください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これを始めて1年半、まあ2年近く経ってきました。まあ、今課長も、報告のようにですね、利用者ドンドン増えてます。私は、まだまだ、これから、この増えるだろうなと思っておりますし、ですから、今のだけでね、5台で実際に隔日運行だけでも、未だこれが実際に運行可能かどうか、増やしていかなきゃいけない場合も出てくるかなという様な感じもいたしております。で、運転員というのは、これは、その、正職員ではありませんから、当然、その日、勤務の日当で報酬を、賃金を払っているということですから、人員を、その倍にするということやなくて、毎日運行すれば、当然、毎日の勤務ということですから、その運転員の賃金は、倍になることは、間違いのないということですしね、車両について、まあ、それは全く倍にする必要があるかどうか分かりませんが、少なくとも、今非常に増えて、1台では足りないような形になっているところも出てくるだろうという感じになってきてますから、そういう意味でも、まだまだこれ、今のままでもね、経費は増えてくるだろうなというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） それでタクシーなんですけれども、19年度実績で、いわゆる2,000円以下の料金の方が多かったと、一番利用する方が多かったということだったんですけれども、タクシー業界も中々厳しい状況があるということを伺っております。利用される方が、かつて旧町の時にワンメーター区間の料金の無料化を実施することで、その利用がよくあったということも聞いておりますので、そういう点で、決して、その、これを無料化することで長距離の方が具合が悪いと、不利益になるんだというふうな回答があったかと思うんですけれども、それは、今の制度プラスという意味での、私は提案であって、前のように戻せということではないので、その点、プラスすることによって、確かに財政的に、その分、町の負担が増えるわけなんですけれども、利用者を、利用していただく、しやすい制度に改善していくという上で、そういうことを考えられないかということをご提案しているのです、その点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） タクシーの利用についてですね、このさよさよサービスを始めて、タクシー利用が、かなり減るんじゃないかなと、タクシー業界の皆さんにもですね、その辺で、影響が出るんじゃないかと心配をした部分あるんですけれども、実際には、タクシー利用は、今、助成、町の予算としてはですね、支出している利用者としては、減っておりません。やはり、タクシーの利便性等使いやすさという点においてですね、やっぱり利用されている方については、そういう状態で利用していただいていると、さよさよサービスがあっても、前のような引き続いてですね、利用があるというふうに思っております。ただ、ワンメーターを無料にと言われますけれども、先ほど言いましたように、逆に、それこそ、さよさよサービスも利用者も増えてきておりますしね、両方の、このサービス制度をやっているわけですから、現行で十分使っていただけるものと、それ程、大きな、皆さんい負担をかけるものではないというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 負担というのは、その収入によって、感覚的にかなり違うのでして、年金生活、いろいろ様々な料金を、公共料金を保険料、年金から天引きされているという、そういう実態のある方にとって、交通費の、その 300 円何がしというのは、非常に大きな金額なので、その点、無料化というのは、切実な声だということをして是非受け止めていただきたいと思います。それで、サービスのタクシー利用について、それぞれ人数は伺ったんですけれど、金額的には、それを単純に掛けたらいいということだろうとは思いますが、その点も、また後で、よろしく願います。

それから、タクシーの財源として、県の補助金が廃止されて、町単独事業となっているわけなんですけれども、これは必要な事業であるので、町として、引き続きやっていくということですから、そうなんです、県に対しては、メニューとして、変わったとはいえ、地域交通を確保していく上で、重要な財源の欠損になるわけですから、その点は、県の行革、県の財に対して、状況に対して、町として意見は、どの様にあげていかれたのか、働きかけを強めて確保していただきたいと思うんですけれど、その点、願います。

それから、また、後、11 月 21 日に開かれた連絡会の中では、路線バスの休止 3 路線が具体的に交通の会議の中で出されたという報告が、突然私どもにありました。年度初めに、どういう公共交通のメンバーかという配布がされた後に、内容として初めて明らかにされたのが、その 3 路線の休止という報告だったので、この間の経過であるとか、それから、これから、その会議そのものの計画がどの様に組み立てられていこうとしているのか、そういった点、議会に対する報告が非常にないので、住民に当然知らせるわけにいかないということで、不安なわけなんですけれど、その点、願います。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 自治振興事業として、自治振の補助をいただいていると。これは、このいろんな特殊な地域の特別な活動、事情に対してですね、県が、そういう収益の中から、これまで配分していただいていたということなんですけれど、これ全部なくなったということですから、当然、町としては、こういう事業は、それがなくなったとしても継続していく上では財政的に非常に厳しいわけですから、これは、この事業だけではなくてですね、町としても、こういう地域の課題、特に、過疎高齢化が進む中での、どうしても必要な事業として取り組んでいく、いっているという、その努力に対して、交付税、特別交付税等ですね、何とか配慮して欲しいというような形での要望は、ずっとしてきておりますし、そういう形での、何らかの配慮は、私は、いただいていると、その中に入っているんだというふうには思っておりますけれども、自治振興事業として、特別に、その部分だけに対する、これは補助ですよという形では、もうなくなったことについては、これはやむを得ないというふうには思っております。

18 番（平岡きぬ糸君） たくさん質問したので、教えてください。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） ウエスト神姫の休止の関係でございますけれども、これにつきましては、今年の10月の23日、神姫から県の生活交通対策協議会宛にですね、

〔町長「ちょっと待って」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 質問にはない話ですけれども、通告にはですね、

〔山本君「通告にないだろ」と呼ぶ〕

18番（平岡きぬ糸君） ありますよ。

〔鍋島君「地域交通総合計画について」と呼ぶ〕

18番（平岡きぬ糸君） 総合計画についてという3項目目に

町長（庵逄典章君） 総合計画ですか。

18番（平岡きぬ糸君） しているので、

町長（庵逄典章君） 3項目目の中ですか。そこで、

18番（平岡きぬ糸君） はい。そのことについて、聞いています。

町長（庵逄典章君） だから、これは2回、今年になってね、最初から、2回目の会議でした。ですから、その中で、この間、連絡会で報告したことが、ウエスト神姫の方から、その場での発言があったということです。これから、そのことに対して、対応していこうということなんで、それまでの中で会議はしておりませんし、そういうことで、即、議会にも報告させていただきましたので、それに対して、議会に対して報告がないというように言われますけれども、そのことは、ちょっと勘違いではないかと思えますけれども。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） その、その会議の結論なんですけれども、締めくくりは、もう直近じゃないんですか。その会議、そのものは2回目とはいえ、そのアンケートを取って、その結果をまとめて、計画ができるのはいつですか。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 第3回目を、だいたい1月の下旬頃、それから第4回目にな

りますけれども、3月の末頃を予定をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） だから、その計画は、3月末をもって、その会議終わって、やって、まとめができるという意味なんですね。

で、その間に、その住民の声を反映するという点では、唯一アンケートが取られましたけれど、アンケートの回収も、具体的に町民から聞いている中では、50パーセントを超えるということで、その回収ですね。回収率が。になっているわけで、実際に来たという町民からは、具体的にあの時言えなかったけど、路線バスの時刻が変更して具体的に、山崎に通院されている方ですけど、路線バスの時間が変更になったがために利用ができなくなったんだということの心配の声を聞いているんですね。で、その接続が旨いかわなくて、利用できないんですということ、不便になりましたという声なんですけど、こういうきめ細かい地域の声っていうのは、そういう計画の中では、単なる計画書作りということなんですけど、そういった町民の声とか、それから、そういう物を反映していくという手立ては、もっと取られるのでしょうか。その時間的にどうなんですか。お聞きします。

〔まちづくり課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 町民の皆さん方のご意見を、全員のご意見をお聞きするというようなことは不可能でございます、そういった意味におきまして、この度ですね、アンケート調査をさせていただいたというふうなことでございまして、このアンケート調査を元にですね、第3回目、第4回目というふうな中で協議を深めていきたい。今後の方向性を探りたいということでございます。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 町民一人ひとりに全部に聞くというのは、不可能な当然なんですけれども、その議会に対しても報告が非常に少ないので、その点は、これから改善していただきたいと思っております。

それから、2つ目の保育行政なんですけれども、保育料金の関係は、軽減措置を取られているということで、引き続きしていただきたいんですが、3人目の保育料については、非常に10分の1になっていることで、実際受けられている人、実態としてはどうなのか。どうなのですか。

それと、長時間保育の実施状況で、4園は、未実施で、人数が少ない所については、難しいということで、従来との回答が変わってないんですけども、保護者の希望にそって利用しやすいものにしていくという点で、見直すということについての考えは変わらな

いですか。とりあえず、その点お願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず最初の、いわゆる3子目以降の現在保育園に入園しているのは、10名を切る人数になっていると思います。

それから、延長保育の小規模園での延長保育につきましてはですね、これにつきましてはですね、これにつきましては、先ほど、町長から答弁があったとおりであります。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） その、保育士の関係で伺いたいんですけど、クラス担任をするという重要な責任を持たされるものが臨時職員で対応しているという実態を、私は、直接聞くんですけど、そういう実態というのは、決算資料などを見ますと、臨時職員と正職員との、この比率というか、バランスが過半数を超えている実態がかなりあるんですけど、その点、10人の内、久崎保育園以外は、逆転しているというか、半分、全体の保育士の内の半分以上が臨時職という対応になっているかと思うんですが、これ、こういう様な事態になったのは、一番の根源は、国の方が、一般交付税にしていくという財政措置を変えたがために、その自治体における保育行政のあり方というのは、その自治体の考え方によって、保育の内容がというか、お金の使い方が変わってきたというところが、大きな要因とはなっているんですが、しかし、臨時職でクラス担任をするというような形まで実態が変わってきているということで、その点、1園以外は、半分以上が、そういう実態だというふうな認識、資料で見るとは、そうなんですか。聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 具体的に、久崎保育園の例を出されましたので、久崎保育園につきましては、確かに、正職の保育士が2名。それから臨時の保育士を3名配置しております。

ただ、当園で預かっております子どもの数が32名であります。この人数に比べて、非常に5名の保育士を配置しておるんですが、ここについては、ちょっと障害のある児童等が園児等がおりますので、特別に加配という形で、臨時職員を配置したという形になっておりますので、そういう形が、現象が生まれてきております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 私は、19年度決算で見たら、久崎は正規の方が多くて臨時職が少ないというふうに、こう数字で見たんですが、全部が、そういう形になっているというこ

とですね。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） ちょっと決算と、私が申しあげましたのは、今年度、20度の現状であります。

全体的な中で言いますと、町内12園の保育園でクラス数にしますと、38クラスを編成しております。その中で、正規職員、これは園長を含めてなんですが、丁度正規職員が、偶然にも同じ数の38名で、それから臨時の保育士で対応しておりますのが40名であります。正規職員の中にはですね、産休、育休の休暇中の職員もおりますので、それもダブってのカウント、当然、ダブってのカウントになるんですが、総勢で、今、保育園関係で101名の調理師それからパートの保育士も含めて101名なんですが、中身につきましては、保育士関係で言いますと、先ほど言いましたように園長を含めた正職員が、調理師を除いてなんですが、38名と臨時の保育士が40名。その38クラスの中で、正職員が担当しておりますのが23クラスで、臨時職員に担当していただいておりますのは15クラスになるんですが、これにつきましてはですね、クラスが、38クラス言いましたけれども、石井とか長谷保育園のようにですね、総勢で10名、11名の中でも幼児保育、就学前教育等の立場から、未満児と年長時に分けております。ですから、1クラス3名でも未満児が3名でも1クラスという数え方をしておりますので、その辺もご承知いただきたいと思うんですが、少なくとも年長児のクラスですね、就学前教育の年長児につきましては、正職員がきちっと対応するような対応は、取れているというふうに理解しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、残り4分になってます。はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 3人、未満時の場合は、国の基準があって、その基準に合うように保育士を配置しなければいけないという、その基準があるわけで、それを守らなければいけないというのが、今の現状なんですが、国の方は、今度改悪しようとしているのは、その基準を撤廃しよう、緩和するという言い方で、しよう、改悪されようとしているわけで、重大な問題だということで、今回、質問の中で、一番指摘したいところだったんですけど、時間的に配分が旨いこといなくて、あれですけど、保育士の関係はそうですね。

後、学童保育については、それと、どこへでも保育園の場合は、長時間保育の未実施について、どこでも、親の希望する所へ行けるんだと。だから実施している所に行けばいいというようなご回答かと思われたんですけど、その保育園から、今度小学校に上がるという流れがあるんですけど、その校区以外の所に行った場合、学校での、その子どもとの関係がスムーズに行かないというかわいそうと言うか、そんな例もあるやに聞いているので、その点、やっぱり地元にある保育園で時間帯をできるような方向で、努力して欲しいと思います。はい。その点は、回答があればお願いします。

学童保育については、結局、今年度、三日月の実施された総括について、課題としては、来年度からするのには、かなり厳しいと、そういうふうにも受け止められましたけれど、その点は、どうでしょうか。

それから、最後に平和行政で地域の実態について一般的な回答だったので、具体的な取り組みがされているということについては、把握されていないのかなと、そういう様な実態なのかなというふうに受け取りました。で、町の取り組みそのものを、やっぱり具体的にしていくのには、町民の様々な取り組み、それから実際被爆者の方は、高齢化されているわけで、町内に住まいをされている方達の声を聞ける時間というのも、もうなくなってきているのが、現実なので、そういう時点で、やっぱり、忘れてはいけない、重大な問題ですから、町としても取り組みが、私は必要であると、そういうことも考えていくという、そういう立場に立って欲しいんですけど、回答がありましたら、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、どちらからでしょう、学童保育の方からですか。ようけ質問されたんで。

18 番（平岡きぬ糸君） 全部言うてください。

議長（西岡 正君） どれからでもお答えください。

18 番（平岡きぬ糸君） 時間内で。

町長（庵逄典章君） 学童保育の実施についてはですね、

〔「終わり、終わり」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君） 学童保育の実地については、ああ 0 ですね。終わりですか。まあ、時間が来ましたので、またの機会にお話をさせていただきます。個人的に、またあるのであれば、来ていただいて、回答させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君の発言は終わりました。ここで暫時休憩いたします。開会を 35 分までいたしますので、よろしくをお願いします。

午前 11 時 21 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

議長（西岡 正君） 続いて一般質問を行います。
11 番、山本幹雄君の質問を許可いたします。

〔11 番 山本幹雄君 登壇〕

11 番（山本幹雄君） 11 番議席の山本です。

町長に、次の 2 点について伺います。不明出捐金についてと、土木事業についてです。先の 23 回佐用町定例会で旧南光時代に 1,900 万円の不明金があったことが、町長より報告されました。1,900 万円の用途として、センターひまわりの建設に利用されたとのことである。

庵逄町長が、先の定例会で説明できる範囲としては、不明金が発覚したということであり、また用途としてセンターひまわりの建設時に利用したということぐらいしか、説明できなかつたことは十分理解できる。先の定例議会時、不明金が発覚した時、隠ぺいせず議

会に報告したことについては、十分評価ができると考える。そういった意味において私は、先の定例会には賛成の意思を表明させていただきました。

今回の1,900万円の不明金は旧南光時代、南光町時代、山田兼三元町長が犯した不正会計であり、それを、そのまま合併時に持って行き、事なきを図ろうとする山田兼三元町長の姿勢に問題があると思う。今定例会においては、山田兼三元町長が、1,900万円の不明金を隠ぺいし、そのまま合併時に持って来たことが判明した以上、その不明金について、今後、どの様に取り扱うかは、庵道町長の問題になってくる。

まず、不明金が使われているような、不明金が言われているような使い方を本当にしているのかの検証をしなければならないと思う。そして、本当に使用されていたというのなら、それを証明する資料なり、借用書の存在を議会に提出する必要があると考える。資料も借用書もない。それを証明する物は何もない。口約束でしかないとなれば、それはにわかには信じられない話になってくる。1,900万円もの使い道について資料が何もないということについては、一般的には考えられない。まして、町民の大事なお金を預かる町政としては、あまりにも無責任すぎる措置の仕方であり、議会として、「はい、そうですか」とは、とても言えない。

前回、町長が説明の中で、途中で何回かに分けて返すつもりであったらしいと説明されていたと思う。借りた物は返す、それは当たり前であります。しかし、ここでよく考えていただきたいのは、借りた物は返す。しかし、借りたという証拠も借用書もないものを、どうやって返すのかということです。そして1,900万円の引き上げを証明する物があれば、出捐金の総額から1,900万円を引いた残額は出捐金となり、そこに引き上げた分だけ返すことは可能ですが、1,900万円の引き上げ金を証明する物がないとなれば、ただ、1,900万円を上乗せし、出捐したことになるだけである。1,900万円の不明金は、そのまま残る。そんなことは、少し考えれば分かることである。行政たるものが、口約束で町民の大事なお金を借り、口約束でお金を返す、そんなバカなことがあっていいわけがない。これは南光町山田兼三町長と言えども、そんないい加減な町政運営を行っていたとは考えられない。あって、いいわけがない。いくら南光町、山田兼三町長と言えども、そんないい加減な財政運営を行っていたとは、いくらなんでも考えられない。町民の大事なお金を預かる行政で賢明な方がたくさんおられることを考えれば、山田兼三元町長が確信的に1,900万の不正を働いたと考えるのは不自然か。

そこで、町長に伺います。本当に出捐金1,900万円に関して資料がないのか。もし、資料がないようであれば、1,900万円不明金について、今後、どの様に取り扱いをするつもりなのかを伺います。

そして、もう1点として土木事業についてであります。今佐用町の土木事業は、仕方がなく疲弊していると聞きます。土木業者と言えども、佐用町民に変わりなく、その佐用町民は困っている以上、それなりの対応が、行政と必要になってくるのではないかと考えます。何も、無理に仕事を作る必要はない。しかし、各自治会長から出されている要望を前倒しで行う必要があると思う。今定例会で土木事業を2,100万円の補正予算が出されていましたが、それだけでは、あまりにも不十分と考える。逆に自治会長から出された要望は、そんなに少ないのかとも考えてしまう。町内の状況を見ながら出すべき所は出し、抑える所は抑える。それが町政として感じなことではないか。今定例会の補正については、間に合わないけども、3月議会においては、十分審議し考えていただきたいと考えるかどうかを伺います。

できたら、各自治会長から出されている要望書なども一度議会に報告していただきたいと思えます。

町長の答弁、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、山本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

最初の不明出捐金についてとのご質問にお答えをさせていただきます。

9月議会における、決算特別委員会においてもご説明申し上げましたが、旧南光町において、社会福祉協議会へ出捐した地域福祉基金から、南光地域福祉センターを建設する時に、1,900万円を取り崩されております。

ご質問では、本当に建設費用に使われたのかということですが、旧南光町と社会福祉協議会においては、建設前年度の平成8年に双方が地域福祉基金を建設経費に充てるために協議をされております。そして、地域住民の健康福祉の向上を図るための拠点施設建設のために、地域福祉基金から一部経費を負担するとした覚書を、町と社会福祉協議会で交わされております。

覚書では、特定財源を除いた2分の1を社会福祉協議会の負担とされており、1,900万円は、平成10年度に社会福祉協議会より入金をされており、一般会計決算書に明記されておまして、このことは、旧南光町の議会においても建設計画や予算・決算時に説明をされているものと思います。

議員ご指摘の、その後の対応については、取り崩した地域福祉基金については、町から社会福祉協議会へ出捐した金額を減額するなどの適正な会計処理は必要であったと思えますし、合併時にも、そのことを正確に引き継がれなくてはならなかったというふうに思いますが、いずれにいたしましても、双方協議の上、地域福祉センターの建設に充てる経費として使用されておりますので、不明金ではございません。

次に、土木事業についてのお尋ねで、合併後事業が減ってしまっているように思うとのことですが、旧町からの引継ぎ事業・懸案事業の内、補助事業であるとか、あるいは、起債事業などは完了するなど、その他の事業であっても、既に着手済みであったり、また、今後事業着手への方向性を示すことができるものというふうに思っております。

予算措置に当たっては、合併後に実施いたしました、集落課題事項でいただきました400件以上の案件につきましても、県との調整を図り、地元体制が整い、実施可能な事業も鋭意着手をしており、平成19年度を初年度として、概ね4、5年で完成あるいは目処がつくように努力をいたしております。ちなみに、合併を控えての特殊事情や年度ごとの大きな事業等々単純には比較できないと思えますが、1つの指標として、建設課担当事業の土木費での決算ベースで旧4町時代の平成17年度を除く過去4年間と合併後2年間を比較してみますと、人件費を除く、測量調査費・用地費・補償費を含む道路・河川事業費の一般会計全般に占める構成率は、それぞれ4パーセント前後での実績がありまして、それ程、変わっておりません。道路と河川事業のみをパーセントで言い表しますと、少ないように思われるかもしれませんが、町全体の予算の中で、投資的経費が占める割合を申し上げますと、19年度決算では、歳出総額138億円の内、28億4,000万円が投資的経費で、率に換算しますと20.5パーセントを占めております。このことから、合併前の投資的経費が占める割合と比較しても、決して少なくなっている数字ではなく、いろんな、いろいろな課題事業に積極的に取り組んでいるというふうに思っております。

今後の土木事業につきましても、集落あるいは町民のご要望は、多種多様でありますので、中長期的な観点から、住民の観点からも、財政の健全化を念頭におきながら、住民福祉の原点であります、安心・安全のまちづくりのため、できる限り積極的に取り組んでい

くよう、来年度予算の編成にも臨む所存でございます。

以上、簡単ですけれども、この場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 最初に、ちょっと、出捐金に、不明出捐金について伺いたいと思いますけれども、何か、今日の今の説明では、資料、僕以前、全然ないと聞いていたんですけれども、協議されたということは、そういうもんがあるということであるなら、それなりの資料があるということなんですね。だったら、今日町長が不明金ではありませんと言われてましたけれども、9月議会において不明金という様なことを、はっきり言われていたと思うんです。だから、あの時に問題になったと思うんです。それが、今になって、いや、協議されていて、不明金ではありませんと言われてしまえば、あの時に何を話したのという話になると思うんです。9月議会でね。予算、決算の時でも、資料があるんなら、僕は、何で、あの時出してもらえなかったのかと。こういう協議があって、こういうふうに協議された。協議された内容があるんだったら、何で、あの時出してもらえなかったのか。そこら辺を伺いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 私は、今回、そういうことで、（聴取不能）で、そういうものが、社会福祉協議会に何かあるのかということで、調査の中で、覚書、それは、最初にですよ、そういう負担をしますという覚書がされてると。ただ会計処理においてはですね、実際に、そのままになって、不明になっていたわけです。だから、その段階ではですね、決算書と前回の南光町から引き継いだ決算書と、その額が違っていると、不明金になっているということで、申し上げたということでございます。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 元から、覚書書はあって、きちっとされた物があるということなんや。ただ、出納処理をされていなかったというだけだということなんですか。そういうことで、きちっとあるんだったら、私たちは、あの後、議会運営委員会の中で、約この件について1時間ぐらい協議、話したと思うんです。その後、町長は、僕らが帰った後、上がって来た、どうのこうのいう中で、また後日説明されたということだったと、そういう経緯があったと思います。

だけど、その中においてね、そういう協議された物があったとか、そういう話は伺ってません。前、今の議会の監査じゃのうて、前監査の方も、そんなことは全く知らなかったと。はっきり言うて。私は、あの時、手を挙げたけども、手を挙げるべきではなかったと、その協議会の中で言われたんですよ。それだけ、何も無いという状態の中でね、話が来たのに、今になって、そういった物があったというようだったら、なぜ、あの時に、もうちょっときちっと説明していなかったのか。出納処理がされてなかったかどか分かりません。だけど、こういった物があった中で、出納処理が行われてなかったの、この出納処

理はしますということであるなら、何ら問題はなかったと思うんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今も申し上げましたとおり、その時に、私も、全然、そういう覚書があったとかね、協議された、そういう資料があったということは、分かりませんでした。そういう報告もないし、その物がなかったんです。今回、そういう改めて、そういう質問を受けてですね、ご質問を受けて、再度それぞれ旧資料を、社会福祉協議会なりにも問い合わせてですね、どういう状態であったのかということの中で、そういう当初の一番最初に、そういう覚書が交わされたというものが出てきたということです。ですから、私自身も、そういう引継ぎもしてませんし、報告もなかったし、知らなかったということです。その段階においては、会計処理がきちっとしてない。ただ、内容が、こういうことであつたということを知ったと。いうことで、こないだ、その説明をさせていただいたとおりですから。あえて、その、そういう資料がある物を隠していたわけでもありませんし、ある物を説明しなかったわけではございません。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ほな、覚書があつたということですけども、この覚書の有効性というんですかね、会計処理をきちっとされてない、その理由は、何なんですか。覚書はあるのに、実際会計処理されなかったという理由は何なんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 覚書によって、1,900 万円が、その出捐した、その基金から、一旦社会福祉協議会に、旧南光町の協議会に出してますよね。そこから 1,900 万円が入つたという 1 つの会計処理は、会計がされているわけですよ。覚書によってされているわけですよ。

で、その後、出捐した金額を減額していないということが起きているわけですよ。だから、これは、会計処理が不適切であつたということです。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 覚書は、あくまでも覚書なんです。そうでしょ。出納処理をきちっとして、こうしようという話の覚書ですか、現実にお金をこうしたんだつたら、そこで出納処理を 1,900 万円なら、1,900 万円の減額をせなあかんわけですよ。ねっ、覚書というのは、ようは口約束じゃないけど、それを文章にただけのもので、正式な物でもない。で、そこで、覚書までしたんなら、なぜ、そこできちっと出納処理をしていなかったのか。当然、されるべきはずだつたのが、されておつたんでしょ。だから、最初は知らなんだいというのは、いいんだけども、調べたというんだつたら、覚書があつたということだつたら、きちっと出納処理なぜされていなかったのかというのは、当然、そこまでも調べ

とんだらうなと思うんですが、そこら辺を伺うんです。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） それは、されてないから問題になったんであって、結局、覚書というのはですね、これは正式な物ではないというんじゃないくて、それはやっぱり正式なものですよ。山田町長と社会福祉協議会の会長さんが、それぞれが二者で覚書を福祉センターの割合 1,900 万円ですか、その割合で負担しますという覚書を交わされているということですね。後は、その覚書を則って、社会福祉協議会からその基金を取り崩して、1900 万円が町の方に入ったと。その時に、出納処理、経理の会計処理が、きちっとできてなかったわけなんで、だから、それが、だから、問題があるということは、だから、そこに問題がないと言ってないわけです。そこには非常に問題があるし、そのことが合併時に、きちっと引継ぎ、報告も引き継いでないし、不明であったと。だから、その後、こういうふうの問題が起きたということですから。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） ちょっと、僕の言い方が悪かったんだらうなと思うんですけど、この覚書というのは、あくまでも覚書なんです。正式な物ではない。本来だったら、きちっと、出納処理されて、これがきちとした物になる。ところが、なぜ、覚書で終わっとんかということなんです。じゃあ、ほんまにお金が動いたんだったら、出納処理がされるでしょということですよ。じゃあ、本当に動いたんなら、出納処理するはずなんです。で、もうちょっと、聞くと、佐用町では、覚書だけで出納処理しませんか。それするか、せんか教えてください。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いや、だから、出納処理と言っても、その会計処理なんです。

11 番（山本幹雄君） まあ、会計処理でもいい。

町長（庵逄典章君） 会計処理というのは、最終的な減った分を、きちっと減った形にしてないということだけなんです。入ったお金は一般会計に入って、一般決算書にも、予算書にも決算書にも、その額があがっているんです。

11 番（山本幹雄君） あがっているん、そうだらうな。

町長（庵逄典章君） うん。だから、そこまでは、できとんですよ。だから、それをするのに、元々の基金、出捐金について減額処理がされてないと。そこに、そこが、会計処理が不適切だったということです。

11 番（山本幹雄君） ちょっと、待って、どういうこと。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） そうです。

11 番（山本幹雄君） そうです言うて、元々の町長のね、僕ら、説明の元に一般質問をさせてもらっただけけれども、今の話だと、どういうことなん。お金が入っとうわけ。町の方へ、1,900 万円。入っとうわけ。そういう処理はされとうわけなん。

町長（庵逄典章君） だから、出納処理はされてますということです。出納言うて、その、お金は使っているんですから、入っとうはずなんですよ。

11 番（山本幹雄君） だけど、元々の説明ではね、そうではなかったんで、僕、そこら辺が、どうなのかというのを聞いてうわけですけども。ねっ。

町長、首かしげるけど、そんな話元々してないわけですから、不明金ですよ。不明がありました言うて、今、町長自体が言うたようにね、後で、調べたら分かった言うて、言うとうわけだから、後で、どこまでのことを調べて分かったんか。僕らは、全く、そのお金がどっか行っとうのか、どこか何もないのか、覚書だけなのか、今、町長が、覚書言うたけども、なっ、そこへ、じゃあ逆に、覚書だけじゃなくて、その金が、きちっと 1,900 万、町に入ったんですよと、そういうことはされてますよという部分があって、ただ社協だけでの 1,900 万円の減額だけがされていなかったということだけなのか、それだったら、いくら何でも、簡単に、帳尻あわすことができる。ところが、僕聞いて前、町長が説明した時に、1,900 万円は、帳尻、その部分を合わすことは難しい言うような発言されたと思うんです。向こうが減額されてね、だけで、こっちには入っとうという証明がきちっとされたんなら、会計処理は、そんなに僕は難しくないんじゃないかと思うんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） だから、そこに一般会計の決算書、一般会計にも、その額が入っていると。だから、町としてもですね、それだけの金を、そこから引きあげて使っているんですから、この決算書にも出捐金の額も減額したものをあげてこなきゃいけないわけですよ。それを減額せずなもので決算書もあがっているわけですよ。だから、その辺の会計処理、その最初の決算処理も間違う。だから、私らから見れば、その額が食い違いがあると。だから、その内容的には、口頭での説明は、こうこうに使ったんだという話だったんですよ。ですから、そういう話をして、その実際には使っておられるんだから、それについては、今回、正しくしていかないと、元へ戻って会計を、その直すわけにいかんわけですからということで、お願いしたわけですから。

議長（西岡 正君） ちょっとだけ、暫く、ちょっとだけ休憩させてください。

午前 11 時 57 分 休憩

午後 00 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） ほな、再開します。

〔平岡君「途中で時間止まって、時間もらえるってええな」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） いやいや、そのね、説明が違うと言われるんですけども、その中でも、いろいろと議論の中でね、旧議会、南光町の議会でも議長は、そういうふうな要因があって、そうしましたというふうにしましたということも言われましたよね。

11 番（山本幹雄君） 今ね。

町長（庵逄典章君） いやいや、前の時にも言われましたよ。説明の中で、だから、これについては、だから、僕らも、全くの不明金ではない。これだけ使われていることは、分かっているんですけども、その会計処理がされてなかったのが、これがあるものと思ったのが、実際に、この決算書の中で違っていたから、だから、その部分は不明ですよという話をしただけで。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本幹雄君。

11 番（山本幹雄君） 僕はね、前話の中で、資料とか何かあるんですかという話をさしてもらったと思うんです。ほな、資料なんて何もないというわけです。それでは、口約束でおかしいんじゃないかという様な協議もさせてもらった。

今の話だったら、覚書があるんだったら、後で分かったという話しやけども、ねっ、資料が何もないのか、あるのか、何もないんだったら、これはとんでもない話やしということさしてもらったとんで、その後で、状況が変わったんなら、変わったんかも分からないけども、ただ説明が正かったか、間違えておったと言われてみたって、元々聞いた中でさしてもらいよんやから、その時は、不明金であり、資料も何もない。これは、皆聞いとう話です。資料も何もない言うたら、資料も何もない言うたら、資料もないのに、町の行政がね、1,900 万円も右も左も動かすんかと、そんなバカなことを普通はあり得んだろうということなんです。1,900 万いうたら、ごっつい金ですよ。その金がね、資料も何もなくて、口約束で、右から左に動く、ほな返したんか、返してないんか分からない。返したと言う資料もないんだったら、返金してもらたという資料もないんだったら、もう一度返したら、もういっぺん同じ話しますけど、それだったら 1,900 万上乘せした話やで、そんなバカな話はできないと。返してもらたという、きっちりとした物があるなら、もう一度、返しても、それはいいけども、そうではないんだったら、1,900 万上乘せしただけになってしまうから、そういうバカな話はないというようなことを、僕ら協議させてもらったのに、今になって説明が違う言われたら、ちょっと何か違うような気がします。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） 今になってじゃなくて、そういう、その資料がね、今回、こういう物が出てきた。私らも、山本議員も知らないし、私も、何も知らなかったんです。

11 番（山本幹雄君） 分かった、分かった。

町長（庵逄典章君） だから、全然知らない中で、ある物でしか話ができなかったんです。その時の時は、その時の資料の中でしか、話ができなかったわけです。今回、そういう覚

書というものが、運用に対する覚書といのが、1枚出てきたと。これは、未だ、判こが押してあるやつじゃないんですよ。正式のやつかどうか、その判こは押してないんですけどね、こういう物が出てきたということです。そうやね。

11 番（山本幹雄君） はい、分かりました。

町長（庵逄典章君） それについて、ここについて、この覚書の中で、問題点があるのは、この本事業の完成後、甲乙、町長と、その協議会の会長については、再度、基金の積み立てについて、平成10年3月31日までに協議を行うものとして書いてあるんですけどね、その後、それどういうふうに協議があったとか、そういう物は何も無い。だから、その時に、結局、きちっと協議をして、出捐金を減らし、また、その議長が言われていた利子はどうするのか。結局、本来、この出捐金に対しての利子の活用運用で社会福祉協議会のいろんな活動をするということになっていたわけですね。だから、1,900万円分の利子を実際どうするのかという様なことがね、ここでは、最終的なやつは、未だ、協議会で協議をされているのかどうかというのは不明なんですよ。

11 番（山本幹雄君） ちょっと、待ってよそれ。

それほな、それは、正式な物かどうか分からへん資料なわけ。まあ、僕、資料の提出を求めるといふふうに、今日、今言わしてもらたんやから、当然、資料は出してもらったらいいと思うけど、正式な物かどうなのか、その後の物がどうなのか、その後したかどうかも分かりませんよと言われて、それを正式なものですかと言うたら、「はい、そうですか」と言え言われたって、それ、中々、「はい、そうですか」と言うたら、町長言えんで。

町長（庵逄典章君） （聴取不能）。

11 番（山本幹雄君） いや、だから、実際なかったら、それは、おかしいだろうと言うんです。

でね、町のね、お金って、僕、庵逄町長責めようわけじゃないで、庵逄町長だったら、そんなバカなことはせえへんと思うんや。庵逄町長だったら、1,900万円のをやっておって、そないな覚書で、お金すますなんてことは、多分、僕が、上月におった中川町長も、そんなバカなことはせんだらうと思う。ところが、現実問題、こんなバカなことが起こったということだったら、まあ、僕らの元々の話、説明聞いただけで、町長も、後で、こういうのも、出てきたんが分かったんやということもあるならね、それは、僕らから見たら、どう見ても正当な処理しとうように見えない。そうでしょ。そんな、正当な処理しとうと思うような物を、1,900万円最終的に足りないということだったら、今、議長も内山さんも平岡さんも知っておるだろうということなんだけども、僕らは、全く分からへんし、その後の協議だって、あるかないかも分からへんいうようだったら、その1,900万円、悪いけど、山田さんに言って返してもらて来てよと、僕個人としては、今、言いたい。

そうじゃないと、おかしい話。だから、僕はね、確かに、この前、足らんいうのは、町長が、はっきり、それを隠さんと言うということに対しては、僕は、もうこれはほんまに、正しい処理やと思う。足らんもんは、現実問題足らんし、今分かったんなら、分かったでええと思うし、だから、それに関して、僕は、もう一切文句言うつもりないし、きちっと報告してくれたことは、非常に評価してええことやと思うし、正しい判断やったと思う。だから、賛成させてもらたし。だけれども、今聞いてみると、やっぱりおかしいなという部分が、その覚書はあるけど、覚書しかない。その覚書も、どこまで正しいか分からんよ

うな覚書であると。その後、協議するとなつとるけど、協議された物もないということだったら、その覚書の有効性というのが、ほんまに証明されとんかいう話になってしまうんです。なら、1,900万円、僕に言わしたら山田さんに返してもらえとしか、言えんのんちがうんかと思うんです。そうじゃないですかね。だって、これ、さっきも言うたように返す、返さん言うたって、書類もきちとした物がなかったら、返せないんですよ。そうでしょ。町が1,900万借りたとなつてね、借りたという証拠があつてしとつたら、1,900万円返せるけど、借りたというきっちりした証拠もないんだつたら、返すと言うたって、それは返せない。それは、もういっぺん、1,900万上乘せしただけなんです。上乘せしたことになるね。当然。それだつたら、どう見てもおかしい会計や。返してもろたという書類があつて、引き上げたというものがあつて、もういっぺん1,900万円入れるんなら、帳簿上0になるけど、更々、もういっぺん上に乗せるだけになってしまうんです。

町長（庵逄典章君）　　まあ、そういう契約書というようなものが、きちっと交わされてないんですけれども、しかし、まあ、そういう、その先ほど言いましたように、この覚書があつたんだと思うんですよ。これには、正式な物はね判押した物、これは、

〔山本君「あつたんですか」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君）　　いやいや、あつたと思うんですよ。これが作つてあるわけですから、だから、それが、そのことで、1,900万円というものが、社会福祉協議会から形で、町の一般会計の方に入金されています。それは、決算書にも、予算書にですね、社会福祉協議会からの入金として書いてあるんですよ。そこではね。だから、そういう書類、形はできてます。だから、ただ、そのことと、だから実際、決算、前の時の決算書の中で、今回、また問題になりましたようにね、その最後に基金の状況というのがあるわけですよ。そこに出捐金のところに、その減額しないものが、そのまま残っていたということですよ。だから、そのまま引き継いで、基金はあるものとされていると。基金としては。しかし、実際には、足らなかった。そこに使われていたと。その会計処理が間違っているということです。だから、そこへ使われたということは間違いない。だから、私は、不明金で、不明ということではないというふうに、ここで見ればね。建設費として、その建設費用の中に社会福祉協議会からの1,900万円という形になってますから。

〔山本君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい。

11番（山本幹雄君）　　きちつと、いついつ入金されたという書類はあるわけですね。決算書だけね。

町長（庵逄典章君）　　決算書は、いついつという、その出納、どう言うんですか、その書類というのは、未だ、探してないんだろ。あるんだろう。

〔「そうですね。その調定、入金」と呼ぶ者あり〕

町長（庵逄典章君）　　調定なりの入金書というような物はないけど、その決算書、最終的な決算書の中には入ってます。

11 番（山本幹雄君） その決算書、この社協から 1,900 万入ったという決算書があるということなんやね。きちっと入金した物、それを見せてもろてもええということやね。皆に。皆に、それを了承して図ってええかどうかという部分なんやね。

もう 1 つ聞くけど、あんまりもう、これあれしても、変な話にしかならんであれやけど、それ、もうちょっと正式な物がある。印鑑を押した物があるだろうという話されてましたけれども、あるんなら、それもきちっと、やっぱり皆に、今となっては、配らな、皆、不信だけ抱いという話になってしまうんで、それは、とんでもない話なんで、きちっとした物があるんだったら出すべきだろうし、きちっとした物があるんだらう言いながら、そうではない物しか出さないと言うんだったら、やっぱり、こう不自然さは残ってしまうんで、だから、お金が入るとんや、入ってないんやと言うんだったら、もうどの部分で、いつ、きちっと、どういうふうになったんかいうのは、きちっと、資料だけは出してもらいたい。そうじゃないと、もう何か、変な話だけにして残ってしまうんで、後で、そういう資料だけの提出だけは、きちっとお願いしたいと思うんです。

何か、これで終わろうかな思うんやけど、何か、答えるなら。

町長（庵造典章君） いや、出してもらいたいということなんで、ある物は、お出しいたします。見つかった物はね、出しますけども、今言いますように、正式に、それぞれ両方の公印を押した物という物が見つからない。今の段階では。ということです。

ですから、元の、その前の資料は、こういう物が、探した中で見つかったということなんで、ある、そういう物は出します。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

11 番（山本幹雄君） 何が問題かと言うと、きちっとお金の出入りについてはしとかなあかんの、何か、確かに 1,900 万円、どっか入っとうと、ほな、こっから入ったという証明がされないと本来駄目なんですよ。実際、どこから入っておるか分からん。で、今回の、1,900 万、ここから抜けというのが分かったけども、じゃあ、もしかしたら、他から入っとうかも分からへん。たまたま、今回、出捐金引き上げたから分かったと。そういうことでしょ。じゃなかったら、もし他にも、何か穴開いとうかも分からへん。それは、調べていきよったら、1 年先、2 年先、何かの時に、あら、ここ穴開いとうがなという部分もあるかも分からへんと。たまたま、今回引き上げたことによって、発覚したというだけだから、だから、この金が、ここに来たという証明される物がない以上、ほんまに、この金が、ここへ来たかどうか分からへんわけでしょ。

で、今、言うたように、それでもね、そこにきちっとした、その覚書、その町長が言われるように公印をお互いに押した物があるとか、その後協議された物があるとか言うんなら分かるけど、それもない中でね、お金が入っとうから間違いはないんです。それは、ちょっと、町の行政としては、おかしい処理違うかなと。思うんですよ。お金が入っとうから、ええやじゃなくて、何で入ったの。どっから入ったの。出て行くんだったら、何で出たの。どこへ出たの。これは、やっぱり、いや、これ庵造町長が悪いん違うで、庵造町長がしたわけじゃないんじゃで、それは、よう分かつとんじゃけど、そういう処理をしたまま、当然ですというような顔をされたんでは、これは、やっぱり、きちっとしてもらわな困るなと。そんな、言うたら、悪いけど、山田兼三は、ええ加減な、ずっと処理して済ましてき

よったんか言うて、公印も文書も、ええ加減な状態の中で、お金をやり取りしよったんか言うたら、まあ、それを庵途町長に言うても、しゃあない話やけども、そんな言うたら悪いけど、でたらめな中で、合併処理してお金を持って来られたと言うんだったら、これは、ちょっと、何か、きちっとしてもらわな、釈然とせん部分が、何か残るないう意味で、まあ、これは、これ以上、庵途町長に言うてみても始まん話やし、にしますけども、きちっとした書類があるんだったら、もうちょっと調べて、きちっとした物出してもらいたいなと思います。それはね。

それでまあ、土木事業ですけど、段々ね、野村課長が待っとんやけども、はよ、これ質問せなあかんかと、わしの番なんやと思うとうかもわからんけど、あんまりこの件についてね、あれじゃないんやけども、町長が、合併前と今、あんまり額的に変わらへんかと、20パーセントぐらい、投資あの中で、20パーセントぐらいやと言われてましたけども、まあ、その普段20であっても、こういう情勢の時やし、結構まあ町長も、この前、どこどこがどうの倒産というかというような発言も、あの中でされておったと思うし、実際問題厳しいのようさん聞くから、ちょっと無理して前倒ししてもええんじゃないかなと。400件ぐらいの自治会長からの要望も出ておったということであるならね。そういうできる時はね、ちょっとして、抑える時は抑えて、頑張ってもらいたいなということで、まあ、あんまり、今日は、これ以上言うのは止めておきます。

では、終わります。

議長（西岡 正君） ここで暫時休憩をいたします。
再開を1時15分といたします。

午後00時14分 休憩

午後01時15分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続いて一般質問を行います。午後から石黒議員の方がご出席いただきますので、その旨報告をいたします。

続いて、1番、石堂 基君の質問を許可いたします。

〔1番 石堂 基君 登壇〕

1番（石堂 基君） 1番、石堂です。今回、通告書に基づき2点質問をさせていただきます。

まず、大きな1点目としまして、空き家情報等活用システムの運営状況についてです。

過疎化の進行はとどまる状況ではなく、いわゆる限界集落あるいは準限界集落という地域が、更に増加傾向に町内でもなっています。こうした集落には、住む人が不在となり空き家状態になっている家が多くあります。中には、管理できないもの、これらの老朽化が進み、将来的にと言うんですか、近い将来にも倒壊等危険な状態を招きかねないような状況のものもあります。

そこで、次の項目についてお伺いします。

1番、この空き家情報等活用システムの具体的な運用事例についてです。誠に恐縮な話なんですけど、こういうシステムが本町に存するという形をホームページを見て初めて具体的な内容を見させていただきました。中には、実績として挙がっている部分もありますので、実際どういう形で、このシステム自身、利用者との需要供給そういうようなものを具

体的な事例に基づいて1件、2件説明していただければと思います。

2つ目に、これまでの、その入居実績、このシステムに基づいて問い合わせ照会、斡旋というふうな入居の実績数ですね。それと、今現在の、このシステムへの登録数。これについてお願いします。

それから、3つ目としまして、今後、こうした空き家の活用ですね、これは、それぞれの地域において非常に積極的に進められなければいけないものかなというふうに思います。今現在あるシステムの実績なんかも含め、今後、どのような積極的な取り組みをされていくのか具体的に、課題も含めてですが、あれば、お話をさせていただきたいと思います。

それから、大きな2点目としまして、景観樹木等の肥培管理についてということで挙げております。合併前、旧4町においては、公園それから河川等、それぞれの地域の景観整備として桜などの景観樹木の植栽が行われています。こうした樹木の肥培管理が十分に行われないと、その周辺の景観を損なうだけでなく、これらについても将来的には、倒木あるいは雑草化、こうした景観を損なう、あるいは、また危険を伴う自体も生じてくるのではないかと思います。

そこで、次の項目について伺います。

1点目、町として、直接管理を行っている景観樹木等の現状について。まあ、具体的に、例えば、河川、どこどこ河川、あるいは公園、そういうようなものがあるかと思しますので、そのカ所数、地域等ですね、これについてお願いします。

それから2点目としまして、概ね景観樹木としての植栽対象としては、桜が、どの地域も多くあるように思います。特に、この桜については、近年、テングス病というようなものが非常に流行をしています。これらに対する対策について、今現在、それから今後、町の取り組みについてお聞かせください。

以上、この場での質問とします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは石堂議員からのご質問にお答えさせていただきます。

最初の「空き家情報等活用システム」の運用状況についてのご質問でございますが、佐用町では、定住対策の一環として、町内の空き家の有効活用を通して、定住促進や都市住民との交流拡大による地域の活性化を図るべく、空き家情報等活用システム事業を行っております。この制度は、空き家等の所有者からいただいた物件情報などを「空き家等情報カード」として登録して、ホームページなどを通じ、空き家を購入したい方や借りたい方に情報を提供するものでございます。

現在の登録件数でございますが、現在16件の登録となっております。内訳は空き家が10件、空き地が6件となっております。これまでの情報提供件数でございますが、平成19年度までに51人、81件、平成20年度11月末で30人、40件の電話、メール、来庁による相談がございました。

これらによる入居実績であります。平成18年度に2件の入居、平成19年度にはありません。平成20年度11月末で1件の購入と一時使用1件の実績がありました。

今後の取り組みについては、新しい空き家情報の収集・登録やホームページの充実、移住相談会の実施、短期や一時利用のできる定住体験施設の確保などにより多くの定住希望者に情報等が提供できるように充実する考えであります。

次に、「景観樹木等の肥培管理について」のご質問でございますが、佐用町が直接管理を

行っている景観樹木は笹ヶ丘公園などをはじめ、保育園・学校また、それぞれの公共施設などの桜をはじめ、様々な樹木がございます。

4月には、笹ヶ丘においては、それぞれ桜祭りを開催するなど、たくさんの方に、桜を見に、訪れられております。笹ヶ丘内の、公園内の桜は、植栽されてから、約20年から30年が経過し、比較的若い桜が少なくなってきており、樹木の腐れや樹勢の低下、テングス病の被害を受けている桜が見うけられます。一部には桜の苗木を植樹して更新を行っております。テングス病への対策につきましては、特にソメイヨシノは弱く、防除を行っても防ぐ事は難しく発生を見つけたら、その枝を切り取って焼却し伝染を防ぐことしかできないのが現状でございます。特に笹ヶ丘公園においては、平成19年度で樹木医の診断、指導を受け、感染した枝の切除、剪定処理を行っております。また、他の施設におきましての樹木につきましては、それぞれ防除やまた剪定作業等、最低限の管理もしているところでもありますけれども、中々全てに手が回らないのが実情でございます。

以上、この場での、答弁とさせていただきます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の空き家情報、活用システムなんですけども、具体的な実績登録として、平成18年2件、19年度末でなしで、今年度が1件ということでありました。登録件数が、非常に16件というように少ないかなという印象を受けるんです。で、この制度自身は、開始になった時期と、それから、その制度、活用システムという制度ですね、これは、条例あるいは、要綱に基づくものなのか、その2点についてお伺いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 実は、この制度のスタートにつきましては、合併前の平成14年に各町で一斉にスタートしている事業でございます。旧の赤佐地域、佐用郡4町と上郡町とで組織をしました協議会がございまして、そこで各町とも、こういう課題があるということから、このシステムを使ってやろうということでスタートをしております。で、具体的に合併しましてからは、各町も要綱を作っておりましたので、佐用町も、それを引き継いで、佐用町空き家情報活用システム事業実施要綱いうのを作成して、それに基づいて事業を推進しているところでございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） ありがとうございます。

ちょっと、ホームページの例規集なんか、あるいは手持ちの例規集も、短い時間で見た

んですが、その要綱を、ちょっとよう発見しなかったものでお伺いしたんで、また再度確認をさせていただきます。で、ですね、今現在の登録数が16件ということなんですが、実際には、町内一円を見回すと、16件という様な数字じゃない、以上の空き家。あるいは、また、それを、こういうふうなシステムに登録すれば、何とか、もう少し活用できるんじゃないかというようなものがあると思うんです。で、これについてですね、その実態、状況調査も含めてですけども、どういうふうな形で調査して、この登録に至っているのか、直近の状況を教えてください。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔商工観光課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 実際の、私の手元には、登録していない部分の件数として、85件のデータは持つておるわけですが、これにつきましては、家の傷み具合とか所有者の意向とかということで、ホームページの方には載せられない件数ということで把握しています。で、これの数の今までの登録をするまでの手続きですけども、まずは、旧町のデータを、まず揃えました。で、後、旧町の時には、各自治会長さんからのデータをいただいて集計をしたものを、そのまま、引き継いだというところでございます。

で、合併してからの具体的な動きは、自治会長さんをお願いするとかということまでは、未だ実施していないわけですが、各職員に対しまして、昨年度各集落で空き家がある場合には、商工観光課の方へ連絡をしてくれということで、職員を通じて把握をしたというところが、最近の数の状況でございます。

〔石堂君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 直近の調査っていうのを、平成19年にやられてませんか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 私が、今、思っておるのは、そういうことで、職員に対して、実施をしたという記憶より、今現在は、もしやっとなるかも分からんんですけども、ちょっと19年度のことですので、私どもの方から、はっきりと回答はできません。

〔石堂君 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 19年度と言ったら、遠い昔のことじゃなしに去年のことです。申し訳ないですけども、その辺りはしっかりと回答していただきたいと思うんですが、ちょっと、引っ掛けたようなことで申し訳なかったんですが、私、19年、もしかしたら記憶違いで18年かも分かりませんが、このことについて、一度一般質問をし、当時の担当課長

から 19 年度に、そういう調査を大体 5 年に 1 度ぐらいやっておるので、次回は 19 年度ですということで聞いておりました。で、それ以降、何ら、報告がないので、今回思いついて、この一般質問の項目に挙げさせていただいたというような内容なんです。

で、まあ、19 年度に、じゃあやらなかったことが、約束破りやとかと、そういうような意図じゃないんですけれども、やはり、ちょっと近々に、そういう実態、状態というのを、僕、行政の方が、しっかり把握する必要があると思うんです。

多分、その今、課長の手元に、未登録のデータが 85 あると言うんですけれども、これは各町から持ち寄ったということは、少なくとも平成 14 年、15 年以降ぐらいのデータだと思うんです。で、当然、空き家の状態で 4、5 年も経過すると、その家がどうなるかというのは、それぞれ皆さん、お察しがつくと思うんで、そういうふうな、少し古いデータが直ぐ活用できるかって言うたら、それは、もうほとんど凍結したら終わりだと思うんです。で、年々、月々新しい、そういう空き家が増えているということ把握しながら、それをニーズに応えられるように出していくというのが、これは有益な方法だと思うんです。だから、その辺りからすると、この、どういうふうな調査形態をとるのが一番いいのか、ちょっと承知をしかねるんですけれども、やはり、集落の実情に一番詳しい各自治会長に、実態的な内容を含めて、アンケートなり調査を依頼するっていうのが、公正が高いかなと思うんですが、そういう調査を、是非近々に、前のお約束って言うんですか、答弁では、19 年度に行うということだったんで、これ 20 年度若しくは 21 年度早々ですね、に、やる必要があるのではないかと、やっていただきたいと思うんですが、町長、その辺りはいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 合併後のですね、いろんな事務の中で、それが未だできていないということです。

私は、そういう活用も当然図らなければならないということも思いますけれども、最近、特にこの空き家が多くなって、これは、この活用と同時に、いろいろな集落のですね、運営上も、また危険、倒壊とかですね、また防犯、そういう面からも、この空き家の状況をですね、やっぱり町としても把握していかなきゃいけないなど。そういうデータを常に持ってですね集落の状況というのを 1 つとしてですね、また、今後の行政課題の問題として、取り上げていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、調査の方法としては、前回と言いますか、以前に自治会長さん達にお願いして、地域の報告をいただいているという、この形を取って、また新しく出れば、そういうことを常に新しく状況をですね、また報告をいただくような、そういうシステムにしていく必要があるかと思えます。

その中で、その持ち家の、持っておられる方なり、また、そこに住まわれている方の意向によってですね、それを貸したい、また売りたい、そういうことも中には、当然ありますから、そういう状況の物件については、この貸家情報の活用システムなんかに乗せてですね、また幅広く情報提供をして、必要な方に、また、そういう希望のある方にですね、提供していくと。両方の形で、これは必要、その調査は必要ではないかなというふうに思いますので、それぞれ、ちょっと、庁内で検討して、どこから、商工観光課だけの問題ではありませぬので、どこにしてもですね、町として、そういう状況を正確に把握し、今後とも、それをできるだけ早くですね、最新の情報が分かるようにしていく、そういう形を考えていきたいというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） そういった実態調査が近々に行われるというふうに理解をさせていただきたいと思います。

で、丁度、今、町長の答弁の中にもありました。実際に、そうした空き家が集落内に点在、存在する、顕在化してくるというのは、非常にまあ、それぞれの実地地域の活性化、あるいは防犯、防災、それから、その集落の景観ですね、これらにも非常に大きな問題を集落の人間が、今、感じているというふうなことが、実は、これ手持ちの、これアンケート調査にあるんです。で、このアンケートが、これ僕、どこで実施された物なのか、ちょっと分からないですけども、丁度、ネット調べて出てきたんですが、集落活性化に関するアンケート結果ということで、対象地域が、宍粟市と、これ佐用町になっておるんですよ。ご存知だったら、後で解説をしていただいたらいいと思うんですけど、まあ、そのアンケートがどういうふうに行われたかというよりも、僕内容に非常に注目したんです。で、当然、項目的には、今、町長がおっしゃられたような、要は、その空き家の活用をしないと、これ地域資源じゃなしに、全く負の資源になりますよということが書いてあるのと。それと、その結局、地域の意向ですね。多分 10 年前ぐらいは、そうした空き家があっても、これを中々一般の集落外の人間に貸すとか、あるいは、その斡旋するとか、町に登録してとかっていう住民意向というのは、全く働かなかったと思うんです。いや、未だ、あそこは仏さんがあるからとか、盆と正月は帰ってくるからとか、墓参りにだけは帰ってきよってやからとかいうことで、所有者の意向もそうだったと思うんです。

ところが、やっぱり近年の状況として、集落の人間自身が、そういう空き家が増えることを非常に危惧しています。ですから、当然、そういう意向が、その所有者、都市に出ている所有者ですけども、そこらにも伝わり、何とか、こう空き家をできひんかなという、そういうふうな住民意向というのが、このアンケートの中に顕著に出ています。

で、2つだけ項目紹介したいんですけども、その集落が、そういうふうな自然居住ですね、外部から入ってくることを総論的に賛成でいますかという問いに対して、これ以外だったんですけども、この中では、千種川水系の上流、中流ということで分類してありますけれども、要は具体的には佐用町ですわ。佐用町では、6割ですね。これ多分、集落の自治会長さんの方の答えだと思うんですわ。で、自治体の答えも返ってるんで、どなたかが回答されていると思うんですけども、集落のお住まいの自治会長さんらが、もう6割以上、総論的には賛成やと、使ってくれというふうな意向表示をされています。

で、以外だったのが、その宍粟市よりも、やっぱり、この佐用町の方が、そういう意向の率が高いということなんですね。宍粟市なんかの方が、意外と、都市交流なんかも進んでいるので、そうした人的交流も含めて、そういう様な、人の受け入れというのは、寛容なのかなと思っていたんですけども、やっぱり最近の状況を反映して、非常に、この佐用地域、空き家が多くなってきている、それは、やっぱり各集落の代表の自治会長らも重く受け止めて、これを何とか活用しなければいけないという意向が、ここに如実に出ています。この多分、アンケート自身は、どなたかが、役場の方もかわりを持たれていると思うんで、この辺りも含めて、是非、このシステムの更なる充実というところで、検討なり参考にさせていただきたいと思います。

で、後、こういうシステムを構築されているので、その有益な運用ですね、今現在、この町のシステムは、一応ホームページ関連で、他の何言うんですかね、データベース、リンク先って言うんですか、例えば、県のどこどこに登録していますとか、県の外郭団体のどこどこにと、そういうリンク先みたいなのはありますか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） これにつきましては、リンクしていません。町独自のデータになっています。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 兵庫田舎暮らし、多自然何とか協議会とかいうのは、課長ご存知ですよね。そことのかかわりというのはいないんですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 関わりはあります。で、具体的な、そのデータのやり取りまではいってないんですけども、こういうことがあった時には、照会し合おうということで、そういう、その連絡網みたいな、そのシステムみたいなものは確立をしておるわけですけども、具体的な数字を直ぐに、お互いにやりとりするかということまでは、未だ行ってない。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） 是非、やっぱりそういうデータの何と言うんですか、専門的には、よう分からんのんですけども、あっち開いたら、こっちが開くというような、そういう所に、このシステムやデータ、当然、所有者の意向もあると思うんですけども提供して、なるべくこう多くの機会に、多くの人に見てもらえるように、利用していくのがベターではないかなと思います。と言いますのも、先ほど申し上げた、その協議会、県下で7市3町ですね。加入されている。で、今年の10月ぐらいに県外で、その説明会されておるんですね。相談会みたいなやつを、で、その県外がどこか、ちょっとよく分からないんですけども、多分、阪神間だろうと思うんですが、そこでされた時に、今回初めて、その相談会をされたのに400人からの相談者があったと。それぐらい、やっぱり、俗に言う団塊の世代を中心にして、そういうニーズをお持ちの都市住民の方がいらっしゃると。それは、永久滞在それから週末滞在とか、いろんなニーズあるかと思うんですけども、それぐらいの相談者が1日であったということは、それだけの利用者も見込めるわけですから、是非、町がホームページで持っているだけじゃなしに、いろいろ県あるいは、県の外郭団体、あるいは、その京阪神の中でも、そういうふうな公的なデータベースを共有できる所も是非探して行って、広く開示して情報提供できるようなシステムって言うんですか、取り組みを進めていただきたいと思います。

で、1点目は、これで終わります。

2点目なんですけれども、景観樹木の肥培管理についてということで、挙げております。これも、非常にちょっとずるい問い方だったんかも分からんんですけども、要は、テングス病を何とかしてえやというお話なんですね。で、今年20年、昨年ですね、昨年の

春に、私、個人的には、旧の上月の場合、非常に河川沿い桜を多く植樹をしております。そこに、ちらほらテングス病が出てきよんというふうに思っていたんですけども、その時は、多分、僕支所で誰かに言ったか言わなかったかぐらいだったと思うんです。で、その状況で、今年を迎えた。今年の春に見た時に、もうびっくりしたんですね。そのテングス病の増加具合に、非常に増えているんです。で、その時は、ちょっと支所で本気で言って、多分支所長じゃなかったかな、誰か分からんのですけど、とにかく商工観光課に連絡したと。で、商工観光課の方の返事としたら、秋に対策をします。要は、多分、いろいろ、こう調べたったんでしょね。適当な枝を切る時期、防除する時期は秋がいいという様なことが書いてある物があるんで、といふうに聞いて、秋を待っておったんですけども、未だかつてテングス病は、そのまま付いておると。で、具体的に、課長の方にお伺いしたいんですけども、そういうふうな内部情報、それから、その秋にやりますという様な、そういうふうな中の事務的な、何か経過あります。

議長（西岡 正君） 商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） テングス病については、代わって来た時に直ぐにお聞きをしまして、19年度で町長申し上げましたように、専門の樹木医さんの診断を受けて、どこどこが、これだけあるよってという様なデータ、写真付きのデータもいただいておって、それに基づいて、要は、防除するのは、中々難しいということで、先ほども話しがあつたように、もう切り取るという作業が一番効率がいいというようなことを聞いておまして、私になってからは、あそこの公園管理の中で、作業をしておる草刈とか、いろんな中にあるんですけども、その時にいくらかは目立つものについては、テングス病の切除をしたということで、全然何も知らん顔ということではなしに、あまり多くのことをしていないんですけども、酷い所は、シルバー人材センターからの派遣の作業員をお願いをして作業を少しはしたという状況でございます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 少しはしたという答弁は了解しました。ほんの少しです。

ごめんなさい、嫌味じゃなしに、やっぱり、町内のね、状況を、そういう機会を見るべきやと思うんですよね。で、町が直接、通常管理している所というのは、そんなに、じゃあ、ここは町が管理しますよ。ここは地元任せますよとか、ここは施設任せますよということで、曖昧やと思うんです。それは、それで、かまわんと思うんです。

ただ、例えば、夏ぐらいにやられてたと思うんですけども、毛虫がわいて困るんやと。桜の木に、そういう時って、苦情がざーっと入って来て、役場動きますよね。担当課だったかな、この人間っていう人が、タンクに薬入れて、ずっと防除して回りようわけですよ。あれと一緒にね、テングス病も、ちょっと、これ気合入れてやってもらわないと、大変なことになるんかなということがあります。と言いますのも、この地域のテングス病の今回の流行ってというのは、これ、俗的には、平成16年の台風の影響やというふうに言われているんです。で、特に、この辺りで桜が有名な赤穂の公園ですね、海浜公園それから赤穂の海岸ベリの所、樹齢が30年、40年、50年、相当古いやつもあるんですけども、あの赤穂が、当初16年以降、発端はね、多分17年だったと思うんですけども、テングス病が出だしたと。で、翌18年、大変なことやということで、地元の観光者の皆さんなり、

住民から、そういう要望が市に出たと。で、これ、当初、市は受け付けなかったんですね。それも、放っといたら治るとは言わなんだと思うんですけども、ところが実際に樹木医の方に見てもらったら、そのテングス病の発生状況というのが、全く異常やと。これは、早々にしないと、この30年、40年の桜の木が枯渇、枯れてしまいますよということで、急遽、補正予算を140万ほど付けて、行政の方が対処したんですね。

それぐらい今回の状況っていうのは異常な状況だというふうに、まず1つ理解をしていただきたいんです。で、身近な所で、じゃあ、ここでどういう状況になっているかと言うと、今回、この一般質問に基づいて、課長、どっか現場見に行かれました。すいません、途中ですけど。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 通告をいただいてから直ぐには、よう行ってないんですけども、それ以前には、例えば、三日月地域の末広地域とか、集中している所を職員が分散して状況調査はした経緯がございます。

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） すいません、失礼な質問で。

先ほど、課長の答弁の中にあった、笹ヶ丘公園ですね、で、ここは、シルバーの山本さんという方が熱心にテングス病の防除、それから老木なんかの伐採をやって、日差しがよく通るようにとかというの、この1、2年、非常に手を入れてやられています。

で、じゃあ、あそこの笹ヶ丘公園の桜と、その周辺の千種川の桜、特に、上月で言えば、支所から幕山川流域ですね、の桜、1回比較してみてください。どれ程酷いことになっているか。今日、写真もお持ちしたんですけども、これは、多分、金屋の近所だと思うんですが、意図的に、これ、テングス病にカメラ向けて撮っとん違うんですよ。まあまあ、この辺りの枝って、ぷっと撮ったら、そこに、これ全部テングス病です。全部、ちょっと分かり辛いんですけど、もし興味があれば、また見ていただいたらいいんですが、で、これを放っておくとどうなるか。テングス病自身は、多分、皆さんもご承知なんでしょうけども、ほんまに、ごく僅かしか、今までは出てこないんですよ。で、出てきて、その周辺の太い枝が落ちて、病気の菌がどこかに行ってしまうというような状況だったんですけども、今回は違います。で、特に、今年、18年、19年、そして今年の20年、その河川沿いの桜のテングス病の広がり具合というのは異常です。これは、是非、現場を見てください。で、笹ヶ丘公園の桜、手入れしたらこうなんや。で、今の例えば、幕山川の金屋の桜、手入れしてないんがどうや。自分の目で確かめて、それがどれぐらい広がっていくか、で、なお且つ、足を延ばしていただければ、そこから、南中山から、今度天文台に上がる町道があります。で、その沿線にも、これずっと桜の植樹をしています。同じ時期に、ところが、その桜が、今、どうなっているかというのも、是非見ていただきたいと思うんです。回りの竹とかかやに押されているのと、これも多分テングス病の早く進行している例だと思うんですけども、もう枝がほとんど枯れ落ちて、細長く桜が上に立ち上がっています。で、あの辺りを、そのままにしておく、木本体の、今度倒木ですね。それも道路端のいい所で。まあ、年数すれば、15年ほどの桜の木ですから、太いやつでも、幹径が15センチとか、それぐらいなんで、そんなに大きな被害にはならないかも分かりませんが、今現在、その一部の枯れ枝が落ちて、道端に落ちることというようなこともありましようし、将来的に風が吹いた時に、ああいうような倒れる可能性もありますので、その

辺りの管理というものを、この機会に是非、お願いをしたいなと思うんです。

で、特にテングス病だけに限って言えば、そうした赤穂なんかの状況も含めて、少し、もう一度再度、現地なりをしっかりと見ていただいて、ここで抜本的な対策が、僕は必要やと思うんです。そのあたり、町長もし具体的に何かお答えいただけるのであれば。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 私も、そんな専門家じゃないんで、今、石堂議員からね、いろいろとご教示をいただいているんですけども、テングス病については、最近 16 年ぐらいから、すごく増えたというような石堂議員の認識、見解なんですけども、かなり以前からですね、これもう、桜の病気としてですね、増えてきて、私の認識としては、かなり基本的に若い木じゃなくってですね、大体 20 年か 30 年ぐらいなってきた木に、そういうものが出てくるとというのが、1つ今、非常に増えているという感じというのはですね、丁度、それをたくさん、いっぺんに、その桜の木を植えていっております。ですから、そういう点で、そのテングス病自体も、全体的に広がっていると思うんですけどね、桜自体が、たくさん、同時期に植えて、それが丁度、年齢的に樹齡的にですね、そういう時期にも当たっているのかなという感じはします。

で、これウイルスによる病気なんだというようなことは聞いているんですけども、中々防除という様な薬品では難しいということも聞いておまして、植えたものを、どういうふうに、本当に、このテングス病だけじゃなくってですね、管理していくかというのは、このことがほんまに中々難しく、植える時にはですね、ドンドン植えているんですけども、後の管理ということが、中々考えて植えてるわけではない場合が多いですね。特に河川敷、河川の護岸なんかに、ずっと植えている部分、道路に植えている部分、地域の方が植えられている部分もありますし、町が事業として植えている部分もありますし、これまで管理としては、地域の、その地域の方々に管理していただきながら、この育ててきたということではないかと思うんですけども、大撫山なんかの所についてはですね、旧上月でずっと植えられた時、その後のほとんど管理がされておられませんし、グズマイが巻いたりですね、周囲の樹木が早く大きくなりますから、そちらに負けてしまっという様な所もたくさんございます。テングス病だけじゃなくってですね、そういう管理ができていない中で、折角植えた木が、中々十分整備してないという所もあるわけです。ですから、これ管理をするということになると、非常にまあ、どの河川にも、今、ほとんど兩岸に植えたり、片護岸だけという所もありますけども、相当の河川になってまして、これの経費的な面を、本当にどうするかなということも、これ一緒に考えなきゃいけない話だと思うわけなんですけども、確かに、そういう状況、私らも、さくらが植えてても、そこだけは咲いてもですね、青い葉が残ってですね、非常に景観的にも折角の桜が台無しになっているということは、それは、もうよく分かっておりますので、全ての対策というのが、いっぺんにはできるかどうか分かりませんが、笹ヶ丘公園等については、そういう熱心にやっけていただいている中で、他の所、できる所についてはね、目立つ所については、対策を今後検討していかなくちゃいけないなというふうには考えます。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1 番（石堂 基君） もう一度申し上げますけども、多分、この 1、2 年の状況っていう

のは、これ、全くこれまでと違うと思うんです。私も、ちょっと、さっき申し上げたんですけれども、町長と同じ年代で、桜にテングス病が付くんやというようなもん、それは老木になって、俗には、40年以上ぐらいになると、あれが病気がつきやすいというふうに言われているんですけれども、そういうなんは承知しています。で、そんなん、適当に、その付け根の枝が折れて、その後の元気な所は残ると。小学校の桜なんかは、大半そうだと思うんですけれども。じゃなしに、今回ののは、その植樹してね、15年、20年だと思うんです。通常では、そのテングス病なんか中々付きにくいと言われている、樹齡の若い、勢いのある木が、相当この2年間でやられてきていると。その状況を是非理解していただきたいんですが、それは、現地の原木を見てもらったら分かると思うんです。若い木で、幹径も小さいやつに、枝ぶりから言えば、もうテングス病だらけと。で、その桜の木と笹ヶ丘で、その駆除をやっている桜の木と見ていただければ一目瞭然。これは、旧上月だけじゃないです。この病気がずっと広がっているのは。若あゆの周辺の桜も見させていただきました。それから、三日月の三方里公園、あの辺りの桜も見させていただきました。比率的には、1本の木見て、ああ、これは、ちょっと少ないなと思うけども、やっぱり、どの木にも、結構付いてます。これまでに見たことがないぐらいの数は。

それから、で、後、防除にしても、そんなに、この財政負担が伴う話じゃないんですね。要は、人海戦術でできる話ですから、と言いますのも、うちの集落で桜の木が、ちょこっとあるやつの防除をやったんですけども、要は、自分の手の届く範囲でいいから、枝切りのご持って上がって、幹の所から切って落として、で、後そこに、薬、ホームセンターで売っておるんですけどね、テングス病のやつを、安い物ですは。500いくらですは、チューブで、それを塗って終わり。それで、うちは、1年間しのいで、今年の時に、その病気の広がりというのは、もうなかったです。上の方で手が届かんとこの枯れ、1つだけ残しておったやつは、そのまま残ってますけども、そこからは広がってないです。だから、防除自身は、そんなに経費伴わないです。ただ、人の手を掛けるか掛けないかだけ。で、人海戦術と言いながら、役場の人ヘルメット被って行くわけにも、相当な数があるんで、いかんと思うんで、それは、1つは、その例えば土木業者さんに出す。まあ園芸業者に出すほどの難しい問題じゃないですからね、目視して直ぐ分かる、その枝のどこ切って落として、枝集めて、それは焼却処分する。切った後に薬塗るという単純な作業でできますから、これは、もう商工観光課あげて、やると言うんだったらそこでやってもらったらいいし、ほんまに経費を伴うものであれば、そんなに無理も言えません。桜ごときにね、ただ、やっぱり、折角あそこまで育っている、景観を形成しているもの。

で、町長、今、答弁の中で言われたように、通常のね、維持管理とかというのは、これ周辺の集落の方、例えば、河川堤防の草刈の時に枯れ枝を片付けるとかというのは、これはやられています。どことも。やられていると思います。だから、通常の維持管理と言うんじゃないに、今回特別に、その病虫害対策としてね、やっていただきたいということで申し上げているので。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） そういう、石堂議員の集落のようにですね、地域の皆さん方が、一緒にやっていただければ、人海戦術という形で、それぞれの地域がね、同じ様に、そういう対策をしていただけるようになれば、一番助かるなというふうに思うわけなんですけれども、人海戦術の中で、そういう土木業者なり、いろんな業者さんに頼めば、相当の経費も掛か

るだろうなということは思います。これは、また、そういう状況だということ、よく確認した上で、自治会なり、その地域の皆さん方にもですね、そういう対策についての協力をお願いして、必要な資材とかですね、そういう物を提供しながら、協力をいただけるようなお願いもしていく必要があるかなというふうに思います。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） 私は、たまたまうちの集落のこと紹介したんですけども、うちの集落って、桜の木って2本しかないんです。だから自前でしたというだけのお話ですよ。これが河川沿いなんかで、特に千種川とか佐用川沿い、1つの集落に、そりゃ何十本、何百本とあるでしょう。それを集落の方に、いや、これテングス病の駆除だけお願いしますわって、それは、ちょっと、酷な話ですし、物理的に無理だと思います。1つの方策として、一緒にやってくれへんかというのは、それは提案ありやと思うんですけど、基本的には、今回、その病害虫駆除については、それを植樹しておる町の方が何とか責任持ってやっていただけませんかということです。

町長（庵逄典章君） いや、石堂議員からは、そんなに経費の掛かる物ではないというふうにね、最初に言われましたからね、それはまあ、そういうふうにするれば、経費は掛かりませんよ。そんなに掛かりませんよという話です。それから、町だけが植えた物ではない。地域の皆さんも、地域の中でね、自主的に植えられている部分もたくさんございます。そういう、その、これまでのね、当初に、その桜なりを植えた時から、ずっと管理をいただいている、そういうことも含めてね、地域の皆さんにもご協力をお願いしていかなきゃいけないなというふうに思うわけです。

〔石堂君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石堂 基君。

1番（石堂 基君） じゃあ、どこの木は、誰がするんやという話までしよつたら、あらぬ方向に行きますので、この辺りで終わりたいと思います。

ただ、まあ、今回の分に関してはね、近隣の市町なんかでも、そういうふうに問題視して、予算を付けてやっているところを鑑みていただいて、緊急の状況なんやなということ、是非理解を、現場を見てしていただきたいと思います。

で、いろんな所有形態なり管理形態がありますので、じゃあ、それをどこが自主的に、どこが責任を持ってとかいう話もあるかと思います。いずれにしても、この状況を、まあ、そういうふうな植栽地域があるというような所に情報を流して、こういうふうな手立てが必要ですよと。ここについては、町がやりますよ。ここについては、お願いできませんかという、その色分けも含めてね、今後早い時期に進めていただきたいと思います。

これ、5月、4月温度が高くなるとテングス病の何と言うんですか、ウイルスと言うんですか、それが活動し始めます。当然、今、生木についているテングス病の活動力と切り落として枯れたやつの活動力は違います。年越して来年の4月、5月夏を越えるというふうになると、また、相当、その駆除の範囲が広がるだろうし大変なことになるかなと思いますので、是非積極的に取り組みを進めていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石堂 基君の発言は、終わりました。
続いて、21 番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番、日本共産党の鍋島です。
まず、先ほどの山本議員の発言中の山田元町長が不正経理をした 1,900 万円を隠ぺいした。確信的に 1,900 万円の不正を働いたと考えるのも不自然ではないなど、山田氏個人を誹謗するような発言の撤回と謝罪。
庵道町長には、反省を求めるものです。その理由は、不明金なる言葉が当たらないのは、9 月決算委員会での西岡議長発言にもあったように、社協から繰入金として一般会計に計上され、予算決算として正式に議決されたものであり、この事実の重みの理解は、行政関係者であるならば、常識と言えるものであります。

議長（西岡 正君） ちょっと、質問の通告と違いますが。

21 番（鍋島裕文君） えっ。

議長（西岡 正君） 質問の通告とは、全然違いますので。

21 番（鍋島裕文君） 今まで認めたんですけどね。
まあ、町長については、覚書が出てきたとしながらも、公印が押されていないことを強調し、結果的に不信を仰ぐようなことは、フェアな態度とは言えません。不完全な資料をもって、本会議での正式な町長答弁とする場合は、

議長（西岡 正君） もう一度、指摘しますが、通告の一般質問と、全然違いますので、これ以上、発言されますと、発言差し止めますので、一般質問に入ってください。

21 番（鍋島裕文君） 今まで、発言してまいりましたけれども、じゃあ、ここで終わります。

私は、暴力団に対する行政の姿勢問題について質問いたします。

暴力団に対して、行政が毅然とした態度で対処することは当然であり、その態度を厳守すべきであります。過去、本町において、旧佐用町では、暴力団組長の西山住宅不法入居事件で、平成 13 年 2 月臨時議会で提訴した問題や旧上月町では、平成 8 年 4 月 28 日、笹ヶ丘公園で暴力団組員の運転する車が、止まっている車に衝突するという自動車接触事故があり、その解決のため、暴力団に屈服した当時の町長・助役・総務課長の 3 人が、私の金、資金を暴力団にわたし議会に報告しなかった事件など、暴力団が関与した行政事件がありました。特に、旧上月町の事件は、暴力団に毅然とした対処ができなかった事件として教訓にすべきであります。

さて、先々月の 10 月 29 日に町民 A 氏からの訴えが私に寄せられました。その内容は、同月 14 日に A 氏が下水道課に電話で町と契約関係にある町内 B 業者が指定暴力団組員 C を雇用している。問題ではないか。と訴えると、応対した職員が、事実であれば、その業者を指名停止にすると回答したとして、同月 27 日には、下水道課長が A 氏に、確かに暴

力団組員を雇っていた。B業者は20日付けでCを解雇したと報告したというのが、A氏の言われる訴えのそのままであります。

そこで、A氏の訴えの真意を明らかにする中で、事実であれば、当局は、厳正な対応をしているのか。また、今後は、どうかなどについて伺います。

第(1)点目として、A氏からの通報を受けて、当局は、この問題をどう考え、また、どのような対応をしたのか。

第(2)点目、当局は、暴力団組員と通報のあったCについて、佐用警察に照会し、組員であるかどうかの確認をしたかどうか。10月30日に、私が佐用警察署暴力団担当者に問い合わせると、行政に絡む内容であれば、役場の問い合わせには回答するとのことでした。

第(3)点目、未確認であれば、なぜ確認しなかったのか。今後どうするのか。

第(4)点目、下水道課は、A氏に事実であれば、業者を処分すると回答したとのことだが、事実か。

第(5)点目、当局の暴力団への今後の対処方針を伺います。

次に、防災対策について、質問いたします。本年は、幸いにも大きな災害は発生しなかったが、風水害への防災対策は、逆に、その重要性は高まっています。

そこで、第(1)点目として、県が管理している2級河川の堤防工事や土砂除去工事は、急がれています。

その として、県の新行革プランとの関係では、どのような支障が出るのか。

その 、来年度、県に要請している工事箇所とその見込みはどうか。

その 、通告書は となっていますが、 に訂正いたします。県土木の10カ年計画の内容を議会や町民に明らかにせよ。

第(2)点目として、過去、県土木は、土砂除去工事が進捗しない理由として、残土処分問題をあげていました。現在、ダイヤモンドカントリークラブ内に処分地建設の動きがあるようですが、行政は、どの様に把握しているのか。

第(3)点目として、安定した町財政の状況から、9月議会の私の質問に、町長は、「景気対策として町単工事の前倒しを補正予算で」と答弁しています。来年度は、普通河川の修繕工事も大きく進め、防災対策を充実すべきであります。

その として、地元から要望されている河川修繕箇所は何件あるのか。

その 、来年度、本格的な予算化を検討すべきだが、どうか。

第(4)点目、災害復旧制度の拡充について、特に合併後の実績を制度化することを求めて伺います。

その として、40万円以下の農業災害町単工事の町補助率は、合併後の実績は、85パーセントであります。ところが要綱は70パーセントのままであり、要綱の改正を求めます。

その 、同工事での町補助最低基準5万円を2万円にまで引き下げることを求めます。

その 、同補助申請を業者からの請求書でもできることを内規で明確にすべきではないでしょうか。

最後に、福祉施策の充実を求めて質問いたします。

第(1)点目として、旧佐用保健所の廃止で、住民サービスは大きく低下いたします。深刻な事態を解消するため、町としての対策を検討すべきであります。

そこで、その として、精神障害者の精神科医による相談所を佐用で行える手立ての検討をすべきではないでしょうか。

その として、特定疾患などの申請事務を佐用で行えるよう検討することを求めます。

第(2)点目、乳幼児医療制度を義務教育終了まで広げて実施すべきであります。

第(3)点目、障害者福祉医療制度を身障者3級まで拡充することを求めます。

その として、同 3 級認定者数と、この内、通院者は、どのくらいあるのかを知る目安として、タクシー運賃助成事業などの利用者数はどのくらいか。

第(4)点目、特定疾患療養交通費支給要綱の充実を求めて伺います。

その 、制度の現状をどの様に見ているのか。

その 、月額 5,000 円の限度額は見直すべきではないか。

その 、患者が 18 歳未満などの場合は、介護者付添者への支給も検討すべきではないか。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋嶋議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、最初に暴力問題についてというお尋ねでございますが、この件につきましては、報告を受けております経緯につきまして、去る 10 月 16 日に、議員ご発言の町内 A 氏から下水道課に「下水道の委託管理をしている業者の従業員、中の従業員にヤクザが居てもいいのか」という電話による通報がありました。

この通報を受けた、課の職員は、下水道の管理を委託している全ての業者に、「最近、町内で住民と何らかのトラブルがあった事例がないか」また「従業員に指定暴力団員を雇用していることはないか」等について、電話で聞き取り調査を行っております。その結果、全ての管理委託業者からは、その様な事例・事実はないという返事がまりました。

10 月 20 日には、再度、町内 A 氏から管理委託業者の従業員の中に暴力団組員として警察のリストに載っている者がいるとの電話による通報が下水道課にありました。

同 27 日には、町内 A 氏から電話で、暴力団の組員になっている者を雇用している会社名と個人的な名前が告げられたので、管理会社に電話で問い合わせたところ、会社の専務から 10 月 20 日の朝になって、従業員から暴力団に関係しているので会社に迷惑をかけるといけないので、会社を辞める旨の話があったことの実を知らされております。

同会社の社長は、直ぐに従業員と面談をされ、「暴力団の組員なら会社も困る。それなら、解雇させてもらう」と本人も承諾の上で解雇をされたということでございます。

それと同時に、本人からは、組員を抜ける手続き中であるとの報告を受けたということも専務からの報告を受けております。

このことは後日、管理会社から 10 月 20 日付けでの離職証明も添付された状況報告書を文書で受け取っております。

暴力団に関与していることを知らずに従業員として雇用されていたことは、好ましいことではないと考えますが、本人は、会社とすれば、真面目な従業員で、住民とのトラブルもなく信じられなかったというふうに聞いております。

また、後日には暴力団からは除斥も完了したとの報告も受けております。

次に、警察に確認したかとのことでございますが、先ほど述べましたように、本人からの申告で暴力団の組員であることの実が判明した後に、会社は、直ぐに従業員を解雇されておりますので、組員であったかどうかまでは、警察では確認はいたしていません。なお、後日、警察に確認もしましたが、暴力団員が役員として経営に関与しているか、責任ある地位にある場合、又は、暴対法に規定する行為がある場合でなければ、組員であることのみで、個人情報として役場職員であっても教えることができないとの回答でありました。

次に、業者を処分するという回答についてでございますが、職員の電話での受け答えの中での曖昧な話から、相手の方に、そういうふうに捉えられたのかもしれないというふうに職員は言っております。暴力団関係者のみならず、業者に対する処分につきましては、町で指名基準を設けておりますので、それに従って、状況に応じて粛々と行っております。職員の判断で決定するものではありません。

次に、暴力団等への今後の対処方針であります。町としては、兵庫県公安委員会の不当要求防止責任者講習を受講し、事務所に受講終了証も掲示することによって、暴力団員等による不当な行為の防止対策に努めているところでございます。暴力団員等の不当行為に対する基本的な姿勢としては、毅然とした態度、冷静な対応と挑発に乗らない、複数での対応と役割分担等の日頃のマニュアル整備、強い気迫と信念を持つということでございます。また、万一の事例が発生した時には、機を失せずして警察に通報するなど、関係機関との連携も大事なことであります。こういった事例が発生しないことを願っておりますが、暴力団等による不当行為は、一切許さないといった強い姿勢で、今後も臨む考えであります。

次に、県の新行革プランによる事業への支障であります。本町においては、砂防事業あるいは急傾斜地崩壊対策事業として取り組んでいただいております公共事業の内、継続事業は、完了時期が若干遅れる可能性はありますが着実に実施されております。また新規事業は、着手時期の遅れは生じるものの、平成14年から24年度の10カ年の現行「社会基盤整備プログラム」で予定していた事業については、概ね着手していただけるものと理解をしております。

一方、護岸工あるいは土砂除去事業対応の県単独事業につきましては、今後は「つくる」から「つかう」の視点を重要視するとのことですので、維持管理事業の重点的な取り組みが図られ、新規改良事業の抑制があるものと危惧をいたしております。

次に、来年度、県に要請している工事箇所と、その見込みでございますが、公共事業対応の6件に砂防事業、2件の急傾斜地崩壊対策事業は、関係集落のご協力をいただいて、来年度以降も予定通り進捗するものと思っております。

その他、継続的に要望をしております県単独急傾斜地崩壊対策事業、改良事業・維持修繕事業・土砂除去事業・環境整備事業等々15件程度の県単独事業につきましては、先日も県と調整を図り例年額同程度をお願いをしているところでございます。

次に、県土木の「10カ年計画」の内容を明らかにせよ、とのお尋ねでございますが、平成20年度から平成30年度を計画期間とする「新行革プラン」と期間を同じくした、いわゆる「社会基盤整備プログラム」につきましては、ただ今策定に向けての最終段階に入っております。年明けの1月あるいは2月頃には記者発表を経て、県のホームページで公表されるということでございます。

次に、ダイヤモンドカントリークラブ内の処分地建設の動きを行政は、どの様に把握しているかとのご質問でございますが、株式会社ジャニックが、公共残土処分及び建設工事に伴う残土処分の目的で、ダイヤモンドカントリークラブの以前、旧上月町で処分地を計画されていた、同じ所有地内で処分場の計画をされているということで、地元自治会、またダイヤモンドカントリーの方から、その計画の基本的なことはお聞きしております。この件につきましては、昨年12月に「県の産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」に基づく事前相談票を西播磨県民局環境課に提出され、県民局環境課は、本年3月に事前相談票に基づく疑問点についてジャニックに関係機関と協議し、報告されるよう指導をされております。

その後、本年10月末に、ジャニックより県に森林開発許可申請の事前手続きとして、林地開発計画書及び周知計画書を提出されており、これを受けて県から町に、この計画書

の写しと「地域の生活環境の維持のための措置」に関してジャンクを指導願います。との文書報告が11月の末にありました。

現在までのところ、該当の当のジャンクから町へ、具体的な計画の説明は、何らありませんが、町は、この開発計画の内容に沿って、公共残土の見込み数量等をはじめ、進入路、近隣住民の同意は得られているのかどうか、この計画に問題点はないか、また計画に実行性があるのかどうかなどの聞き取り調査を今後行ってまいりたいと思います。

また、町の条例に照らし合わせて、水道水源保護条例や環境保全条例の遵守等、整合性などの観点からも精査する必要がありますので、関係課で十分に協議検討を重ね慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、河川修繕の要望箇所数ですが、合併後18年度実施の「集落課題事項」、あるいは通常の要望書等で集計しますと約120カ所ほどで、この内約3割以上が完了しており、残り80カ所の要望をいただいております。なお、その内約8割が県所管の河川関連でございます。

次に、来年度、本格的な予算化を検討すべきではないかとお尋ねでございますが、町民の皆様の生命財産を守り、安心安全を確保するため河川事業は防災対策上、非常に重要な事業でありますので、今後とも継続的に県による砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、あるいは河川事業の推進を要望することはもとより、町にあって関係集落との調整と、ご理解をいただき、問題解決と事業進捗率向上に努力をしていきたいというふうに考えております。

次に、町単独災害復旧制度についてでございますが、佐用町農林畜産水産業関係補助金等交付要綱の農地及び農業用施設災害復旧事業で40万円以上は、国の災害申請ができるために、町単独補助事業の対象となる経費は、事業費で5万円以上40万円未満としており、補助率は70パーセントとなっております。合併後18年・19年に災害が発生し、国の災害申請・査定も受けてきましたが、2カ年とも激甚災害指定を受け高率の補助金で復旧事業ができましたので、町単独復旧においても補助金を85パーセントにしたところでございます。

国に採択してもらえる災害復旧補助率につきましては、普通災害ですと関係耕作者によりますが、農地が50パーセント、農業用施設が65パーセントになり、激甚災害指定ですと条件によりますが、90パーセントから98パーセントぐらいまでになりますので、普通災害のこともありますので、当面、この要綱は、この要綱で執行していきたいというふうに考えております。

業者からの請求書でも採択とのことですが、要綱に基づき実施される前には、事業計画等関係書類を添えて申請いただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、福祉施策の充実との質問について、最初の県の行財政改革に伴う「佐用健康福祉事務所」の廃止について、住民サービスが大きく後退するのではないかとのご指摘についてでございますが、当然これまで存在した県の出先機関である「保健所」が廃止され、たつの市の事務所に統合されることになれば、車を使用しても約40分の距離となり、不便性が生じてきます。町といたしましても、佐用健康福祉事務所の存続を機会あるごとに要望してまいりましたが、県の強い姿勢によりやむを得ない状況となっております。この様な状況の中で、できるだけ町民の皆様にご負担を掛けない方法を検討するため、現在、佐用健康保健事務所と町の健康課及び福祉課において合同で検討会を開催し、その対策について協議を進めております。

今回、ご質問をいただいております「精神科医の相談」についても検討を進めておりますが、特に「精神障害者に対する諸施策」は、これまでで、ほとんどが県の業務として保健所で行われてきました。しかしながら、数年前からは、精神保健についても、市町事務

委譲がされ、現在は、その多くを町の業務として行っております。「精神科医による相談事業」も、平成 20 年度で、年間 6 回隔月で開催をしており、その内 3 回は町が主催し、経費の負担をしております。これは、元々全て県事業として行っていたものでございますが、県の財政難により予算確保ができないとのことにより、実施回数の減が提案されましたが、事業の重要性を考慮し、町で予算化をし、実施しているものでございます。

この他、「精神障害」と乳幼児や障害、小学校児童の「療育」などにつきましては、現在増加の傾向がありますので、18 年度からは、教育委員会においても年間 9 回の精神科医の相談事業を新たに実施し、また保育園においても「心理士・保健師」による巡回相談事業を行っております。このような状況ですので、精神障害者に対する精神科医による相談は、最低限現行の回数を確保していきたいというふうに考えております。

次に、特定疾患などの申請事務を町内で行えるようにとのことでございますが、この件についても、特定疾患に掛かれた患者さんが、たつの市の保健所まで出向き、申請事務を行うのは大きな負担となりますので、何とか町で申請事務を行えないかと検討を行っておりますが、この特定疾患にかかわる業務は、国の要綱において明確に都道府県の業務として位置づけされておりますので、現行基準では、町が代行して行うことができません。今後、どのような方向性が考えられるのか、十分に保健所関係者と協議を進めて参ります。

次に、乳幼児医療制度と義務教育終了、制度を義務教育終了まで実施せよということでございますが、この件につきましては、再三に亘りご質問をいただき、その都度答弁をさせていただいておりますが、乳幼児医療費の軽減については、県が小学校 3 年生までとしている範囲を、佐用町では、助成対象を小学校 6 年生まで拡大し、また就学前の乳幼児については、完全な無料化を実施しております。昨今の厳しい財政状況の中で、この制度は、県下の他市町と比べても決して劣ることなく、ほぼ高水準に達しているものと理解しております。その上、乳幼児医療制度につきましては、県の行財政改革により、本年度 7 月から、一部負担金を 700 円から 800 円に。また所得の比較的高い世帯に対する経過措置として 2 年間については、外来の一部負担金が 1,200 円まで引き上げられることから、その差額分についても、町の負担となってきますので、当面は現行の制度を維持したいというふうに考えております。

また、障害者福祉医療制度を身障者 3 級までに拡充をとのことでございますが、現在、重度障害者医療制度及び高齢重度障害者医療制度につきましては、県内の大部分の市町が県の要綱どおりの運用を図っております。中には、ごく一部の市において 3 級障害者であっても、心臓機能障害だけは該当するとの特例を設けている所もございますが、県下のほとんどの市町が、県に準じて実施しておりますので、本町におきましても、当面は、現行制度を継続していきたいと考えております。

また、3 級手帳を保持されている人数とタクシー運賃助成事業の利用者数につきましては、身体障害者手帳 3 級の所有者は 192 人で、この内 65 歳未満でタクシー運賃助成の利用者は 49 人となっております。これは、3 級手帳の所有者でも多くの方が運転免許を持ち自分で運転されている場合が多いというふうに考えられます。

最後の特定疾患療養交通費の支給要綱の充実についてでございますが、この制度は、各市町で独自に採用しているもので、近隣市町でも宍粟市や太子町のように実施していない所が多く、また上郡町のように町内に対応する医療機関がないとの理由により人工透析患者のみ適用しているところなどがございます。本町においても合併前は旧 4 町がバラバラの状態でしたが、合併に合わせて統一化し、ほぼ最高水準まで引き上げ実施をいたしております。平成 19 年度の実績では、実質利用者が 16 人で、総額で 54 万 9,000 円を支出いたしております。

この制度の内容は、特定疾患及び人工透析の皆さんに町外医療機関の通院にかかる交通

費の半額を、月額 5,000 円を限度として補助するものですが、現実には、特定疾患の患者さんは、通院回数が比較的小さいため限度額を超過することが少なく、逆に人工透析を受けられた方は、1 週間の間に何回か定期的に受けられますので、当然多くなってきます。しかしながら、人工透析を受けられる方につきましては、町内に透析に対応する医療機関が開設されたり、また医療機関が送迎を行っているため、助成制度の対象者が少なくなってきました。

また、患者が 18 歳未満の場合も現行では付添い者の支給は認められておりませんので、今後は十分に検討させていただきます。

以上、いろいろたくさんのご質問でありましたが、この場での答弁を終わらせていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） どうもありがとうございました。

じゃあ、暴力団問題について再質問を行います。時間も限定されておりますので、要点の答弁をお願いいたします。

まず、通報を受けて町がどういう対応をとったかという問題で、今、報告あった中に、10 月 20 日付けで業者は、その従業員を解雇したとの報告を受けたということであります。それで確認したいんですが、まず、この通報を受けてから、井上議員の時には、町長答弁ありましたけれども、不当要求行為等対策委員会、これは庁舎内で要綱化されています。これは未然防止も含めての検討委員会になっておりますので、不当要求等対策委員会を開催してね、この対応に当たったのかどうか、検討したのかどうか、そのことをお聞きします。そして、この 10 月 20 日の日に解雇したというのは、それ以前にね、町が、その業者にどうなのかというようなことを聞いたということですよ。ということは、その聞く時に、町は、その警察に言ってくれと言ってるけども、町は警察に、ほんまにそうなのかという確認をしてね、その業者に問い合わせたのかどうか、その 2 点を伺います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 不当要求ではありませんので、不当要求対策委員会等は開催するはずはありません。

その通報をいただいてですね、それについては、直ぐに業者に対して、それぞれ確認調査をしたということでもありますけれども、警察等についてはですね、その後、そういうある程度の状況を把握しないとできませんので、それについては、その段階ではいたしてありません。

それで、27 日に、この報告によりますと、その電話によって、その時に 20 日に、そういう解雇の処置をしたという報告になっております。はい。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） そこで、日にちのずれというのは、20 日に解雇したということは、

町が、その業者にどうなのかということをお問い合わせしたという、それ以前に、問い合わせる場合に、もう解雇しましたということあり得ないわけだから、だったら事実と食い違うなというふうに思うんで、その確認ですよ。16日に通報を受けて、全業者云々どうのこうのあったけども、その時に業者名も言われ、言われたということですよ。そうしないと、そういうことあり得ないんだから、それで、どうなのかということで問い合わせたということだと思えます。20日に解雇ということは。

それで、確認したいのは、組員だと、例えね、通報があったとしても、それは、全ての通報が正しいとは限らないというのは、これありますよね。そういうことは。そういうことからすればね、恐らくその方は、いい加減じゃなく、自分の名前を名乗って通報されているみたいですが、その言われている方が組員かどうか、まずチェックして問い合わせると。その業者にですね。それ最低限必要じゃないかと思うんです。で、私は、佐用警察に、この問題で過去10年前から上月の時から、この問題は言ってます。10年前の佐用警察の当時の次長や刑事課長の対応はね、あなたが来られてもね、その人間は組員かどうかは言いますよ。プライバシーを言うんだったら、その人は、暴力団を辞めたらいいんですからというのが、その時の刑事課長、次長の私に対する回答だったんですよ。今回も確認しました。だから、町会議員さんだけに教えるわけにいかんということですね。しかし、行政に絡む内容であれば、それは、暴力追放という立場から、暴力団追放という立場からね、回答しますと。そうであるか。YESかNOかですよ。回答しますということをおっしゃっているんですけども、それ食い違っておるんでね、そのあたりを詰めたいのと。

その、先ほど言ったように、当然、警察に聞いたかどうか、教えてくれなかったことはやむを得ないんですけど、そういったことをすべきじゃなかったかというのは、この問題で1点問題だというふうに思うんですけども、そのあたりどうでしょう。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

〔町長「担当課長、ちょっと」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、下水道課長。

下水道課長（寺本康二君） まず、その10月16日に第一報があったということをお知らせしましたけれども、具体的に名前、個人的なお名前とか会社名があったのは、27日の、10月27日の時点でございます。

それで、それによってそこに聞いたと。ただ、その会社に、一番初め電話確認したのは、10月16日。一番初め通報のあった時点で、全ての管理業者にしましたんで、その時点では、全く分からなかった。私どもの職員が照会した段階では分からなかったと。当然、従業員も聞いてくれという中で分からなかったと。

ただ、その後、27日の段階に、私どもは把握したと。では、会社が20日の段階で、解雇したのに、本人の申し出によって解雇したのに、なぜ、こちらに報告しなかったんやということは、問い詰めましたが、申し訳ないと。そこまで思わなかったという話の、その差はあります。以上です。

ああ、それと、もう1点、警察のお話でございますが、私も佐用警察に行きまして、警部補とか、そこら辺も具体的に27日以後、もっと具体的に言いますと、質問の、それ以後で、確認しまして以後でございますけれども、具体的にお名前から、全部言った中で、ご質問しましたけれども、それは、具体的に暴対法に当てはまる行為。それから、いわゆる指名停止条件的な、それでない限り、プライバシー、個人プライバシーは、私は言えな

いんですという話で、ちょっと、議員さんには、電話、照会があった時には、そういう旨を伝えつつもりなんですけどねというお話で、ちょっと差がありますけれども、ずっと前のお話と、今の警部さんとの違いということがあるかも分かりませんが、特に、ただ組員であるというお話もなかったし、そういうことをお知らせするわけにはいかないんだという話でした。ただ、率直の話だけです。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） この問題が、当局が確認もせずに、その従業員の人が自分が組員であるということを認めて、辞めたというような解決になってますけどね、私は、この業者がどうのこうの言ってるんじゃないんですよ。こういう通報に対して、きちっとしたね、当局が対応できるかという問題でね、この問題を、結果から何から聞いておるんです。

私、まず一番思ったのは、先ほど、不当要求行為等対策委員会、これは不当要求が起こってないのでという、町長答弁されたけど、要綱を読んでみたらね、不当要求行為等の未然防止というのは目的にあげておるんですよ。要求行為があったから、どうのこうのじゃなくて。未然防止というのも目的にあげておるんですよ。で、その第4条でも、防止に関する基本的な対策を審議することというのは、この要綱の第4条ですから、そういうことからすれば、ここに暴力問題、実際、その人は、その時点で組員かどうか分からないけれども、そういう通報があったり問題が起こった時には、こういう対策委員会で、きちっとね議論して、そして対応もマニュアルというか、決めておくというようなことが必要ではないかと。対策委員会開かなかったというのは、仕方ないんですが、委員長が、副町長であります。副町長は、どの様に考えられますか。

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 今まあ、町長が答弁申し上げましたけれども、不当要求ではないということでございます。

しかし、まあ、それに準じるものとしてですね、町職員として、いろんなことに、きちっと対応するために、関係、特に事業関係の課長を招集してですね、こういったことに対して、きちっと対処するようにという会合は持ちました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、副町長ね、会合もたれて、結局、どの様なことを決めて、今後、どの様に、その委員会で確認されたか、その点だけ教えてください。

副町長（高見俊男君） まあ、未だ、その時点では、そんなにたくさんのございませんで、適正に対処というのは、いろんな、その事例があった時に、あるいは、その議員のおっしゃるような通報があったような場合とか、いうことについて、必ずメモをね、どういう内容であったか、何時何分、どういう内容だったかというようなことを記録をして欲しいと。そうでないと、いろんなケースが、いろんな場所でございますので、そういう

ことを指示いたしました。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） この問題は、対策委員会は、開いたということなんですけれども、下水道課長の答弁ではね、昔と違って、中々教えないというような、行政問題でもね、いようなことだったというふうに言われるんだけれども、私は、聞き間違えてないというふうに思ったんですが、それは、また、私も、また再度、佐用警察に確認します。私、この耳で確認しましたのでね、それから、また話をしたいと思います。

それで、1つの問題としては、今回の場合は、本人が、そのように名乗り出て、暴力団から、その除斥連絡もあったという様なことですね。そんなことがあったのかなというふうに思いますけども、対応1つ間違えたら、やっぱり問題だということは、私は言いたいんです。と言うのは、11月12日の神戸新聞でしたか、暴対法ができて、新暴対法ができてね、その暴力団脱退組員の社会復帰支援制度というのが、今年15年目に当たるということですね。これは神戸新聞、11月12日付けです。これで、やっぱり、こういう暴力団追放の気運の中でね、暴力団を辞める人たちも多いけども結果的には、社会に復帰できないということですね、また戻っていくという点を、かなり、このセンターの所長は言っておられるんですね。

そういった問題からしたら、仮にですよ、仮に、こういう、まだ暴力団に居たけれども、脱退し、社会に復帰しているという様な人が、そういう場合になった時にはね、これは、やっぱりきちっとしないと、その業者に、あんたのとこ組員おるやないかという形にやった場合にはね、これは、やっぱり間違っているだろうというふうに思うんですね。そういうところからすれば、組員との通報があったとしても、やっぱり、きちっとチェックするね、チェックして対応するという、一番初歩的なところ、このあたりをね、厳格にやっていく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、このあたりはどうでしょうかね。町長。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう情報なりの、やっぱり正しいと言うんか、的確な確認ということが一番大事ですから、そういう場合、迅速に確認をするということ、こういうことを徹底していきたいと思いますけど。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、防災対策の関係にいきます。

16年災害の爪あとから、復旧工事も進んできましたけれども、やっぱり、住民にとってみればね、この前、ちょっと、私も思ったんだけど、大成と下河原の井堰撤去と可動堰ですか、ああいうこと聞いただけでも下流にね、越流等の水害出るんじゃないかというような心配も出てくるんですね。それ程、16年災害の傷跡というのは、住民にとってはね、やっぱり残っているという中で、この間、土砂除去等の工事一定に進んで来てますけども、

ほんまに、まだまだね、たくさん残っているという状況の中で、これを県に要望して、中々県の行革の中でやってくれない。こういう点で、押し問答やっけても、やっぱり住民の不安というのは増すと思いますね。その点で、具体的に県の10カ年計画と、これは全員協議会の時に山田議員が質問したんですけれども、10カ年計画等を含めてですね、町民に明らかにして、で、今の厳しい状況の中でも、こういう計画になっているというような方向性をね、やっぱり示さないと、いつまでたっても越流したカ所は、そこは、堤防、例えば、早瀬なんかだったら、堤防工事されてないとかね、残土処分、土砂なんか言えばね、これは佐用川は、ずっとそうだし、千種川も、石井橋から下流ってというのは、ずっとね、土砂もごっついわけですから、あの除去工事はどうなるんだろうというふうに思っている。

で、県の計画はどうかということを含めて、今すぐできなかつたとしても、こういう計画だということ、まず町民に提示する。こういうことをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういう行革の中でですね、しかし、まあ、今お話のように、いろんな事業が、ずっとこれまで計画されてきております。それが、どうなるのかということ、やっぱり、きちっと示していただく、長期的な、中長期的なものを示していただかないとですね、益々不安というか、心配が大きいということです。そのために、県も、この10年間のですね、改めて計画を作るということを聞いておりますのでね、そういう物が、当然早く作っていただいて、来年の年明け1月、2月ぐらいまでには、それを示すという話なんです。話でありますから、それは、できれば、また議会にも、またお知らせをして、町民にも分かるようにしていきたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番(鍋島裕文君) じゃあ、残土処分地、ダイヤモンドカントリー内の問題であります。ジャニックが、そういった県に対して、隣地開発の事前協議ですか、そういう手続きもしてきているということですが、じゃあ、現状、町としてつかんでいるのは、今、県との対応だけで、県からの、例えば、旧上月の時は、50万立米の残土処分というのが、計画であったわけですが、そういった計画量から含めて、町の方には、そういったことも一切未だ情報としては入っていないということなのか、どうなのか。

それから、2点目に、後、才金ファームで、いろんな苦い思いがあるわけですが、町がね、町が、この問題で、行政的に関与するとすれば、隣地開発の関係は、勿論、上郡農林でしょうけども、先ほど言った、いわゆる水道水源保護の関係か、良好な環境保全の問題、この公害防止協定云々、この関係で、県に町が意見をあげるといようなことは、これは、それ以外にないのかどうか、そのあたりの行政手続的な点について、報告願います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この正式にと言いますか、その開発、企業者の方からですね、何ら、私は、一度も会ってませんし、こちらも届け来てないということなのです。

ただ、集落、金屋集落の方にですね、何回か地元説明会という形で、これまでされていると。その内容を、私たちは、聞かせていただいている。

それから、こちらの方のダイヤモンドの、直接じゃない、ダイヤモンドが所有者ですから、ダイヤモンドカントリーの方の支配人の方からですね、こういう計画でやっていきたいんだという、その大まかなもの。これは、ほとんど、旧上月町で計画されていたものを引き継いでね、今度は、その土地を町に貸すのではなくって、この会社に貸してやりたいんだという話だけは聞いております。ですから、それについては、公共残土ということでしたけども、実際には、公共残土だけでは、今後見込める量というのはね、やっぱり、ある程度限られてくるだろうなという、そういう中で、地元も多分、十分に、その辺は、よく確認をしていただかないと、そして、町としても、それは十分確認をしていかなきゃいけないと。ただ、法的な今後手続きの中でですね、これは、建設残土処分地というのは、それ程、厳しい規制というものはない。元々が、土ということですね、ないということなんで、県に対しては、事前に計画、県のこれ許認可事項になっておりますのでね、そういう、その計画の妥当性、そういうものは、十分確認を、まず指導してくださいよと、そういうことで、今、県がやり取りをして確認をしているということです。

だから、その公害防止協定なり、水道水源なり、そういうものの対象になるかどうか、この辺が、未だ、この計画そのものの内容によってですね、違ってくるんじゃないかなと思います。

それから、まあ、できるだけ町としては、そういう対象になる、ならないにかかわらず、やっぱり慎重に地元とをまず。それから、その下流についてもですね、内容については、よく公表してですね、皆さんの、やっぱり意見なり、心配のないようにしていかなきゃいけないというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） この問題では、議会に対してね、町の情報を、きちっと伝えていただくと、報告していただくということを、特にお願いしておきたいと思います。

まあ、ただ、環境保護の関係で言えば、保全条例の関係で言えば、山地開発だったら、もう 10 アール以上になるとね、だから、その点では、間違いなく該当するんだと思いますけど、勿論、これも協定が 1 つになっておりますので、これらの問題を含めて報告を議会によろしく願います。

それで、後、普通河川の修繕工事の問題で、ちょっと分からなかったのは、普通河川が県所管というのは、もうひとつ理解できなかったんですけども、普通河川は、2 級河川までが県で、普通河川は町というふうに理解していたんですけど、それが違っていたのかというふうに思いますが、ちょっと、これ確認したいのはね、120 カ所ほど残っているということです。修繕カ所はね。

で、こういうことだったんですよ。これは、建設課長がご存知ですけども、8 年程前から、区長さん通じて、毎回、河川修繕を挙げている下谷川というのがあるんですね。ここの修繕が中々できないという、されないということで、尋ねてみたら、町には連絡一切なかったと。だから、修繕カ所の登録もされていなかったという様なことが、ありました。まあ、これは、建設課長ご存知です。

で、そういうことから言えばね、住民は、報告しているつもりでも、この合併や何やらで、登録漏れになっているやつも、かなりあるんじゃないかという様に思うんです。そう

ということになったら、住民は、もう届けているのに、当然、されると思っているのに、されないというのが、これ10年、20年待ってもされません。そういった問題について、建設課長、その後の点検ですね、どうされているのかという点、それをお願いします。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 河川情報だけにかかわらず、道路の関係についても、それぞれの集落の課題につきましては、18年度に概ねですね、長い間検討されて、集落の方々のご意見も聞く中であがってきておるものと、まず思っております。

その後ですね、それをまず、予算要求の時に、それを、私どもは、（聴取不能）としとるわけですけれども、そのみならずね、それ以降、毎年、毎年、その道路とか河川はいきておりますので、緊急の事態もあります。そういった中で、通常の要望、これも、今、町長も申し上げましたけども、そういうことも、出していただいて、機会あるごとに、例えば自治会長会でもお願いしているんですけども、それが、概ね全てだというふうに思っております。ただ今の質問の件につきましては、今度の、町長の方から、予算、補正予算案の中の入っている力所として今回やらしていただく段取りにしております。以上でございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） じゃあ、農業町単工事の85パーセントの問題です。激甚に指定されなくてもね、町単工事は、補助がないわけですから、これは、やっぱり85パーセントを要綱化すべきじゃないかと。例えば、この2年、85パーセント実際やりました。私は、大賛成でありますけれども。ただね、要綱は70パーセントなのに、85パーセントということになれば、やはり事務的な混乱もありますね。当然、課長は、住民には70パーセント言いますよ。で、予算も70パーセントであげて、また、これ補正しなおしましたがね。そういった事務的な混乱も含めてですね、やっぱり、これは、85パーセントで来ているんですから、きちっと要綱化して、事務的にも、そういった混乱が生じないと、いや、そりゃ、70パーセントにする方法もありますけども、それは困るんでね、85パーセントを要綱化するというので、事務的混乱を避ける上からも是非検討していただきたいと思うんですけど、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今後ですね、長期的な財政状況の見通しも勘案しなきゃいけないと思います。ですから、当然、その災害の状況なりですね、勘案して、できるだけ、その時の財政状況を見てですね、やっぱり、町として、負担の住民の皆さんの負担の軽減ができるようには、努力をしていきますけれども、やっぱり、その時の状況で判断をすべきかなというふうに思います。

恒久的に条例化をしてしまうというのは、未だ、今のところは、ちょっと無理ではないかと思えます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） まあ要綱化ですけどね。

それでね、精神科医による相談も、積極的な答弁だというように評価します。

ただ、確認したいのは、保健所がなくなれば、この相談所をどこにするのかというふう
に、もうそのあたりまで詰めてあるのかという点。

それから、特定疾患等の申請、私も、今回、ちょっと特定疾患の関係の、そういったお
世話させていただきましても、いろいろ必要書類がありますはね、佐用だったら、直
ぐに手に入るん。役場近いから。これたつまで行って、また戻ってくるというようなこ
とになれば、中々大変だといふふうに思うんで、町の事務じゃないけども、生活保護事務は、
町の事務じゃなくって、県の事務ですね。あれは、町に申請書を置いて、必要書類も町が
相談にのって、申請書をたつのに持っていくことになってます。そりゃ、自分で持ってい
く方もありますけども。せめて、生活保護手続き並みにね、この特定疾患、新規は、新規
だし、更新は、毎年ですからね、1年毎に更新しなきゃいけないので、これを、生活保護
の手続き並みに町でできないのかどうか。この2点を伺います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） まず、第1点目の精神科による相談事業なんですけど、今現在、町長
が答弁申しあげましたように、保健所とですね、どういう形で継続していくかというこ
とを詰めております。で、今のあり方においてはですね、あまり一カ所に固定するんじゃな
しに、例えば、町内の循環方式等もとれるのかなというふうなことも含めて、今後、最終
的に、回数を減らさないように、詰めていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の特定疾患の、その申請事務なんですけど、これにつきましては、県と
調整する中でですね、私も、実は、同じことを言わせていただいてですね、この患者さん
が、わざわざたつまで行っていただくのは、非常に不便だということで、何とかできな
いかというふうな話をあげておるんですけど、この分につきましてはですね、国の特定疾患
治療研究事業という、まあ、大学、研究機関等の委託事業で、その受託先が都道府県とい
う格好に、はっきりと明記されておりましたですね、若干まあ、これは難しいのかなと。
ただ、龍野健康福祉事務所に統合されたとしても、そこの保健師が巡回で相談に来る時と
かですね、いろんな便宜が考えられるのかなということで、今後詰めて参ります。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 交通費支給特別疾患の関係ですけれども、付添い者、介護者の補助
も考えていただきたいということでね、ひとつ検討していただきたいのは、例えば、今、
肺高血圧症というね、特定疾患で手続きしている 17 歳の女子高生がいます。この子は、
療育手帳 B ですね、知的障害であります。で、岡山大学に通院するということになった場
合にね、今、ちょっと J R 運賃等を確認してみましたら、だいたい車がないのでね、お母
さんが付添いで行かれよんで、一緒に行かれよんだけれども、上月から佐用に出て、佐用

から上郡に出て、上郡から岡山へ出て、それから 170 円のバスに乗って大学病院ということで、片道 1,770 円掛かります。で、これが往復ですから、3,540 円。ただし、その子は療育手帳 B ですから、JR 半額というね、制度がありますので、その子が 1,770 円の半額になったとしても、お母さん入れれば、5,310 円。で、1 週間に 1 回ということになれば、もう 2 万円を超えます。で、これらが半額補助になった場合は、半額が一番だけど、限度額が 5,000 円ですから、この 5,000 円が、中々大変だという事態。生活的に厳しい家庭の方です。そういうことから考えたらね、そういうケースも出てきているんだから、限度額 5,000 円を、せめて 1 万円ぐらいに引き上げる。2 分の 1 で必要なければ、1 万円出す必要ないんですから、そういうケースもあり得るんで、限度額を、当面 1 万円に引き上げるということは、検討できないか。

今、決算、16 人で 54 万 9,340 円ということですよ。簡単に言えば、もうほとんどの人が、限度額 5,000 円ということですよ。簡単に言えばね。ということは、限度額一杯だということですよ。その人らは、遥かに 3 倍も 4 倍も払っているかも分からない。そういう実態を考えた時に、この限度額 1 万円への引き上げを検討すべきと思いますが、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 特定疾患の場合はですね、非常に病院が広範囲になってまいります。その病名によっても、いろいろ状況が変わって参りますので、先ほど、鍋島議員が言われた、肺高血圧症の子どもさんの件も鍋島議員からもご相談いただいておりますのでですね、今後、どういう対応、この家庭の全般的な支援方法も含めてですね、ちょっと検討させていっていただきたいというふうに思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

21 番（鍋島裕文君） はい、終わります。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君の発言は終わりました。
ここで暫く休憩をしたいと思います。3 時 20 分から再開いたします。

午後 0 2 時 5 7 分 休憩

午後 0 3 時 2 0 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。
休憩前に引き続き一般質問を行います。
続いて、7 番、松尾文雄君の質問を許可いたします。

〔7 番 松尾文雄君 登壇〕

7番（松尾文雄君） それでは、科学公園としへのバス路線について、まず1点目は、お伺いしたいと思います。

平成19年の6月、いわゆる第13回の定例会並びに12月の第17回の定例会で、それぞれ科学公園都市へのバス路線整備について2回の質問をしております。そういった中で、町長の答弁の中では、第13回では、今後、科学公園都市への結びつきを強化にするため、連絡バス路線網の構築など具体的な事業の検討を行い考えたとの答弁がありました。

また、17回の定例会におきましては、科学公園都市への利用者の見込みを立て、関係機関と連携して要望していく必要があるとの答弁をいただいておりますが、その後、1年以上が経過しております。そういった中で、現状と、今後の方針について伺っていききたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、第1に、具体的にどの様に検討を進められてきたのか。

点目としまして、第17回で答弁されておりますように、どれぐらいの住民が利用されるかと、見通しを立てというふうに答えておられますので、見通しがどの様に立っているのか、お伺いしたいと思います。

続きまして、大きな2点目としましては、町の農業施策についてお伺いしたいと思います。

昨今、食の安全については、国内外で食品の産地偽装や残留農薬、農薬混入等の問題などが多く出てきております。そういった中で、これまで以上に安全性が求められております。佐用町の農業の現状は、年々厳しさが増しているように思われております。50パーセント近くの減反・担い手不足・有害鳥獣の被害等の農業を取り巻く環境は、益々厳しくなっております。そこで、安全で安心な佐用町の農作物を提供するために、今後の農業施策についてお伺いしたいと思います。

佐用町では、主に農業に取り組まれる方は、高齢化が進んでおります。また放棄田や有休農地、この「有休」の文字が、ちょっと間違ってますけども、遊ぶというふうに直していただきたらと思いますので、よろしくをお願いします。遊休農地が増え、担い手の確保が難しい状況と思われています。担い手の確保について、どの様に考えておられるのか伺います。

点目としましては、佐用町の特産品づくりについて、現状と今後の方策について伺います。

点目は、有害鳥獣等の被害が、年々増えていますが、現状と今後の対策についてお伺いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） それでは、松尾議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

初めの科学公園都市へのバス路線の整備についてということでございます。この件につきましては、松尾議員から過去議会においても質問をいただき、私も科学公園都市の今後の発展、佐用町とのですね、連携、いろんな繋がり、そういう面から何らかの交通手段が必要ではないかということも考えておりましたので、ご質問いただいた時の答弁にもさしていただきましたように、バス路線の運行についてですね、検討をするよう担当課にも指示をしたところであります。

ウエスト神姫に対してですね、路線の検討をしていただきました。それによりますと、路線につきましては、事業者としての運営上の都合上、佐用ターミナルを出発地として、三日月駅、西播磨総合リハビリテーションセンター、それから西播磨県民局を經由して県立大学附属中学校までの21.3キロの運行ルートで、1日4便程度の運行することができる

のではないかとということでございました。4便のダイヤは、佐用発が7時30分、11時50分、14時57分、17時52分、そういうダイヤで、県立大学付属中学校発が、朝の8時8分、12時30分、15時35分、18時30分、そういう運行の所要時間は、約36分ぐらい掛かるということでございます。運賃は、始点から終点までが、約800円となり、三日月駅から県民局までは、400、500円程度になるということでございました。

また、利用の見込みでございますが、主に県立大学付属中学校及び高校へ通学する生徒が利用されるものと思われませんが、現在の在校生徒数は、中学校で6人、高校が20人でございます。通学以外の利用者の見込みは、リハビリテーションセンターに数名ある程度かというふうに予想されます。また、本年9月に実施した交通アンケート調査は、無作為抽選による対象者2,240人、佐用高校生700人合わせて2,940人に調査票を送付して、その内容が回答、その内、回答が寄せられましたのが、約51パーセントと1,145人。これは、佐用高校生が626人回答してくれております。その結果によりますと、日常的な生活の上で、科学公園都市を利用している人は、佐用町全体の1パーセント。これは、三日月地域では、3.5パーセントでありまして、自ら自動車等を運転する人は、このアンケートの結果から約7割でございますので、同都市への公共交通を必要とする人は、学生も含め、日にち当たり数十人程度と予想をされます。

この様な条件の中で、本路線に掛かる運行経費は、年間約1,300万円程度が必要とこのこととでございます。また車両購入費等に充てるために、路線の開発、開設補助として年間300万円を3年間、事業者より開設の場合にはお願いしたいというふうに言われております。

これらのことを加え、先般の答弁に、他の議員の答弁にもお話をさせていただきましたけれども、株式会社ウエスト神姫より佐用町内の3路線についての路線休止の申し出があった状況から、新規の路線の開設は、中々実質的に、バスの路線としては、難しいものがあるというふうに考えられます。

なお、今年度、佐用町公共交通対策協議会を設立して、町内の交通について、連携計画を策定して、することと、策定をするよう進めておりますので、その中で、科学公園都市への交通も含めて、当然検討をしてみたいというふうに考えております。

次に、町の農業施策について、担い手の確保でございますが、佐用町の農業振興におきましては、農業経営の低迷や農業者の高齢化による経営意欲の減退により、今後更に、耕作放棄農地の増加が懸念されることから、中山間地域等直接支払制度、農地水環境保全向上対策など、国県助成制度の実施など、耕作放棄地の拡大防止に対する施策とともに、経営拡大を図る事業対象農家へは、町単独事業であります、佐用町水田農業担い手育成奨励金、奨励補助金を交付することにより、農家の経営意欲拡大を図っているところであります。

ご質問にあります担い手の確保につきましては、近年、大規模な土地利用型農業を目指す認定農業者につきましては、後継者も育っている方もあり、そういった農家の育成発展が重要であるというふうに考えております。

また、佐用町全体の農地を考えた時に、大規模農家だけでは農地を守ることができないと考えられることから、地域の農地を守れる認定農業者や集落営農組織の育成による集落農地の維持が必要であるというふうに考えています。

次の特産品づくりの現状と、今後の方策でございますが、黒大豆、もと大豆、ひまわり、蕎麦等々、それぞれ特色を持った佐用町の特産農作物として栽培をされており、失礼しました、黒大豆、もち大豆です。それぞれ特色を持った佐用町の特産農作物として栽培をされており、今後ともに振興を図っていくとともに、もち大豆、ひまわり、蕎麦等々は、農産加工品の原材料として農作物を利用した特産品づくりに役立っていることから、農業振興の柱として引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

次の有害鳥獣についてでございますが、先に片山議員や高木議員、笹田議員からのご質問にも、度々お答えをしておいででございます。これまでの、いろんな対策を継続をして、しながら、新たに獣害対策の特措法も活用して獣害対策協議会等も早く設置をいたしまして、また、新たな、その対策について、当然、取り組みたいというふうに思いますし、引き続いて、県の要望また近隣市町との連携を図りながら、何とか被害の軽減につながるような具体的な施策を打ち出していきたいというふうに考えております。今後とも、皆さん方の、また、ご意見、ご指導をよろしくお願いを申し上げまして、この場での答弁とさせていただきます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まず、科学公園都市へのバス路線整備についてからお伺いしていきたいと思いますが、まず、最初聞き初め、ウエスト神姫の方に、いろいろと調査されたということで、1日4便ほど、どんどん進んで行くのかなというふうに聞いていたんですけども、最後の最後には、非常に難しいという言葉があったというのが、非常に残念ではありますが、ただ、あの、考えられますのは、いわゆる科学公園都市を構成している、それぞれ上郡、新宮、それぞれから、新宮から4便、上郡から3便といった形でバス路線が上がっています。また、いわゆる新幹線の相生駅から32便と。姫路の駅から3便といったバス路線ということで、現実、運行しているわけですけども、そういった構成町でありながら、佐用町からのバス路線がないというのは、やはり、佐用町の住民としては、非常に残念な部分かなというふうに思っております。そういったところから考えても、今、言われるような3便から4便は、当然確保していく必要があるのかな。当然、町だけの負担ではなく、県にも要望していく必要が、県民として十分あるんじゃないかなというふうに思っております。

総合的な経費といたしましては、年間1,300万ぐらいいるだろうと。また、いわゆる路線をするのに300万が3年程掛かるというふうにおっしゃっております。当然、経費が掛かるのは十分分かりますが、やはり交通弱者の、いわゆる移動手段というものを確保するためには、行政として赤字が出ても確保していかなければならないというのは、当然、あるわけですけども、そういった意味からいっても、科学公園都市へのバス路線というのは、非常に大切なものになるかと思えます。

ただ、昨今、町長も言われましたように、バス路線の休止というふうなことが、伝えられている中での新設というのは、非常に難しいところがあるかもしれませんけれども、それは十分承知の上で、お願いはしていくわけですけども、今、先ほども言いましたように、新宮、上郡からそれぞれ3便、4便上がっているわけですけども、それぞれの町の負担としては、どれぐらい出しているのかなというのを金額的にお聞かせ願えればと思っております。総合的には1,300万ほどいるという中で、丸々町負担じゃないかとは思っているので、そういった金額は、どれぐらいかお伺いしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） ウエスト神姫がですね、路線を町内の路線を休止するという方針の中で、前回計画をしていただいているのも、今、3路線が維持されている。その中に、これを新しい路線を組み込むという考え方で計画をしていただいておりますのでね、その科

学公園都市の路線だけを、新たに、例えば、別個にということ、じゃあ、経費がどれくらいいるかというのは、また、ちょっと違ってくるのではないかなという感じはするんですけども、また、こういう交通機関というのは、今確かに少ないから、中々効果がないというだけでなく、この交通機関があることによって、また、利用者も増えていくという、どちらが先という、その辺が、また、卵が先か、鶏が先かという話にもなってしまうんですけども、どちらにしても、今の段階では、統計的に見ればですね、1日に数十人程度の利用者になるだろうということで、経費的には、路線の維持に1,300万ぐらい、1路線にですね、今の計画ではいるということですけども、運賃としてはですね、大体まちづくり課の方で試算をしてみますと、半分程度はですね、600万から700万までの運賃収入が見込めるのではないかなということですので、他の新宮や、また上郡、この路線なんかも、当然、収益黒字にはなっていないというふうに聞いております。

それを、その神姫バスとして、どれだけ負担しているのか、また地元の自治体が、どういう形で負担をしているのか、その点については、私は、詳しくちょっと、未だ調査をしておりませんので、分かりません。また、この点についてはですね、乗降客が多ければ、そんな負担はないと思うんですけども、実際かなり運行状況見てもですね、そんなにたくさん、乗客が乗っているようではないので、相当な赤字はいつているのではないかなというふうに思いますけども、また、この辺については、調査をさせます。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 今現在、そういった各町のね、負担の金額が、いわゆる補助金がね、どれくらい出しているかというのが、分かりましたら。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 神姫バス、上郡から播磨科学公園都市それから新宮駅から播磨科学公園都市という、この2路線につきまして、神姫バスが運行してある、しておりますけれども、この赤字補てんと言いますか、そういった意味での金額でございますけれども、上郡から播磨科学公園都市につきましては、約1,000万の補助ということでございます。それから、新宮駅から播磨科学公園都市でございますけれども、この路線につきましては、約1,400万ほどの赤字があるということで、上郡路線につきましては、上郡町が補助をいたしておりますが、新宮ルートにつきましてはですね、たつの市としては補助をしていないということでございます。と申しますのも、たつの市管内における他の路線がですね、黒字であるというふうなことからしてですね、助成をしていないというふうな状況をお聞きしております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） やはり、町が大きくなれば黒字路線があるということで、穴埋めが若干できるかなというふうに思いますけども、まず、当然、本町だけでどうこうするんじゃないし、県からも補助っていうものは、各町それぞれあるかと思うんですけども、そう

いった中で、こういった部分は進めてくる。また、運賃収入の見込みとして600万から700万ぐらいあるということになりますと、いわゆる500、600万の赤字が出るのかなというふうには思われますけども、非常に、正直言って辛いものがあるんですね。全国的に、確かにバス路線の休止、廃止というものが進んでいる中で、新規というのは、非常に難しいというのは十分理解しているんですけども、ただ、この佐用町における現状を考えて見ますとね、やはり科学公園都市へのバス路線というものは当然必要になってくるのかな。昨今の佐用町内における、それぞれの企業の動向を見てみますと、いわゆる上月の上月電装さんにしても今年の10月からテクノの方で操業、また平福電気については、来年5月から操業というふうなことが言われております。そこに、折角雇用されていた従業員の方々が、いわゆるこれまで、佐用から智頭線で平福まで通っていたという方々も、現実おられますし、近隣の方々も歩いて行かれたという方もおられます。そういった方が、雇用の場として、引き続き行きたいが、いわゆる交通手段がないということで、考えられているという部分が結構あります。この最近、非常に景気が悪くなっている状況の中で、雇用の場がなくなるということにおきましては、非常に住民として大変な部分があるのかな。

また、町にとっても雇用の場が減っていくというのは、やっぱりマイナス要因になります。そういった中で、今後考えていくには、当然、雇用の場のためにもいりますし、いわゆる、先程出ていましたけれども、中学生、高校生が、学校を選択する場として、範囲を選ぶためにも交通手段がきちっとあるという形をとらないと、やはり、選択枠が、ドンドン、ドンドン狭くなっていくというふうな状況が生まれてくるのかなというふうに思っております。

まず、テクノの中学校におきましては、いわゆる通勤が原則というふうになっておりますので、今、見てみますと、結構、親御さんが往復送り迎えされているという現状もあるわけですしね、できれば、中学生、高校生が路線バスで通えるような状況は、必要かというふうに思っております。

結構難しいいうんは、承知なんですけども、是非とも、いわゆるここでは、4便というふうな話もあるんですけども、4便がいいか、3便がいいかというのは、今後検討していく必要があるんですけども、できれば、来年度から、そういったことが一歩進むような状況をしていかないと、来年10月には、バス路線3路線が休止というふうな話もありますし、休止ばかりでは困りますからね、やはり交通弱者の交通手段を確保するという意味においても、新しい路線もつくるというのも1つの方法です。

今回、一般質問の中にありましたけども、さよさよサービスと公共機関との問題というのは、非常に難しいところがあるかと思えますけどね、佐用町だけの住民のことを考えれば、さよさよサービスの方が便利がいいんかもしれませんけども、やはり長い目で考えれば、公共の交通機関、いわゆるバス、汽車等が非常に大切な足になるかと思えます。姫新線も同様ですけども、やはり、こういった交通機関というのは、大切に住民として守っていく必要があるかと思えますし、足りない所においては、補うという方向をお願いしたいなと思えますので、難しいいうのは、十分分かってますけども、是非とも実施に向けてやっていただきたいなと、できれば、今後の方針ということで、やりたいというふうな答えをいただくのが、一番ありがたいわけですけども、是非とも必要な路線と思えますので、そういった今後の方針についてお伺いできたらと思えます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 本当に、公共交通機関という、路線としてですね、きちっとしたものがあということが一番望ましいんですけども、一番この計画なり、そういうものを路

線を開設するにあたって、事業主体である会社、その、それが今回ウエスト神姫が、この区間を管轄しているんですけども、それが、他の路線も含めてを休止すると、このまあ、言うたら営業所から撤退するというようなね、ことを、今、打ち出されておりますのでね、中々そことの交渉というのは、今後、非常に厳しいなと。じゃあ、もっと親会社である神姫バス、これが、既に、上郡とか新宮とかが入っているわけです。そういう、路線としての延長としてですね、できるのかどうか。

それから、県の方からの補助ということですけど、中々、これ県の補助も、今、実際に、どれくらい私出ているのか分かりませんが、まず、あんまり出てないと思うんですね。これ。ただ、やはり科学公園都市の今後の発展なり、充実ということになってきますと、県にも是非、これは、そういう面に力を入れて欲しいなということで、これは要望を重ねていかなきゃいけないというふうには思っております。

そういうことで、何らかの、そういう交通対策ということが、これは、科学公園都市の今後を考えても、佐用町の将来を考えてもね、これは重要なことであるというふうには、認識しておりますので、神姫バスなり県なり、そういう、もう1つ上のですね、話として要望をしていきたいというふうに考えます。

それと、全町の交通対策協議の中で、そういうバス路線が、どうしても無理という時にはですね、全体の、そういう対策会議の中でどうするか。その辺も、今度は、姫新線の利用、また、その高速化による利用という様なことも含めて、やっぱり考えてもいかなきゃいけないかなということも思っております。姫新線、佐用町内から全て行ければいいんですけども、例えば、新宮から、そのまま増便して、便利に上がれるようにするとかですね、姫新線を利用してもらうとかという様なことも、1つの考え方もあるんじゃないかなというふうにも思いますし、総合的なものとして、やっぱり検討すべきだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番(松尾文雄君) 最後に姫新線を利用して新宮からの増便と言われてましたけれども、これまで、正直言って、そういった形でね、高校生も通っていたわけです。非常に負担が掛かる。やはり、折角行きたい学校に行って交通手段がないというのはね、非常に問題であります。そういったところは、中々難しいかと思っておりますので、できれば、この佐用から発。いわゆる智頭線で、いわゆる山陰の方々が、佐用に来てからでも、交通手段としてあるというふうな方向を作る必要があるのかなと。まあ、岡山にしる東にしる、全部相生があったりしますので、そういう方はないかと思っておりますが、山陰の方からであれば、そういった状況があるということです。それで、まあ、方法としてね、まあまあ、これは実質できるかできんかというのは、ちょっとクエスチョンですけども、例えば、バス路線ということになるから、バスの路線の認可というのは、いわゆる、この近所は神姫しか持ってませんからね、非常に神姫が強いわけですけども、貸切バスいうてあるんですよ。そやから、その貸切状況を作ることによって通わずことはできる。方法としてね、当然、そう言うたら、神姫は嫌がって、いろいろ言うかと思っておりますけどね。地元の業者を使って貸切、1日何ぼというような、それで、何時から何時まで、どこどこ。路線じゃありませんからね。だから、そういうふうな方法もあるということです。だから、そういったことが、いろいろ考えていただく中で、いわゆる交通弱者の足を確保していく、いわゆる佐用町の住民の方の雇用の場も確保していくという、先ほど上月電装並びに平福電気言いましたけれ

ども、まだまだ、今後2、3の会社も進出してくるということが決まっていますし、そういった中で、雇用の場として十分期待の持てる所かと思しますので、こういったバス路線は、前向きに、もっと検討をしていていただきたいな。実現に向けての方向性ということで、取り組んでいていただきたいと思います。この件は、以上で終わりたいと思います。

続きまして、いわゆる農業施策の部分であります。いわゆる、高齢化が非常に進んでいます。確かに、認定農業者、大規模農家等の育成ということで非常に取り組んでいただいているというのは、分かるんですけども、そういった方々の年齢そのものが非常に高齢化しているんじゃないかなと。まあ、何人かは、後継者がおられると言われますけれども、そういった年齢を考えてみますと、佐用町の農業ってというのは、非常にこう、行き詰ってくるのかなというふうに心配しております。

まず、農業認定者はじめ、いわゆる農業を専任としてされている方々の、いわゆる今現在の年齢ってというのが、概ね分かれば教えていただければと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長「認定」と呼ぶ〕

7番（松尾文雄君） 認定者とか、農業されている方ね。現状ね。大体。

町長（庵逄典章君） いやいや、農業されている方というのは、たくさんいらっしゃるんですけども、その

〔松尾君「いやいや、専門のような格好で」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） 専業で

7番（松尾文雄君） そうそう、大規模農業いう、何丁か預かって、こうやっておられるとかいう方々いらっしゃるでしょ。

町長（庵逄典章君） そんなにたくさんはいらっしゃらないんですけども、この方たちも、やはり60歳を超えておられる方が多いわけで、その後、家族、息子さんなりも一緒にされているという方もいらっしゃいます。その息子さんは、かなり、当然ね、若いですし、主に、今、やっていただいている方においても、既に60歳前後、60歳を超えている方が、やっていただいております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 大体60過ぎて、65から70ぐらいの人が、結構主になってやられているという部分があるんですね。単純に、年齢だけで判断しちゃいかんんですけども、そういった部分を考えれば、後10年もしないうちに、そういった方々が、中々こう係わることができなくなりつつあるということですね。

それで、今、いわゆる小規模農業者という方々は、機械等が古くなりますと、新しく購入してまではやれないということで、いわゆる耕作放棄田とかいうものが、ドンドン、ド

ンドン増えてくるというふうな状況が現実には生まれているわけですが、そういった部分は、先程、町長が言われましたけれども、集落農地の維持ということで、集落の中で、何とか考えていくというふうなことをやっていかないと駄目だということ。当然、そういった部分をいち早く今のうちにやらないかんのんで、いわゆる今後のね、耕作放棄地の対策について、何らか考えられているのか、また耕作放棄地の全体調査いうんですか、いわゆる先だってね、産業建設常任委員会の方で、福井の方へ研修に行ったんですけれども、そこでは、そういった調査されているわけですね。やっぱり農地全部を。要するに、全く、要するに山になっても農地に復元できないところが、これくらいあるとかね。場所によって。ここで、ちょっと力、草刈等手を加えることによって、今は荒れているけど、農地にすることができるとか。いわゆる、ほんの簡単に農業機械を入れて、いつでも耕作できるようにできているとかいうふうな調査をしている所もあるわけですが、この佐用町においてそういった作業はされているのか、していないのか、今後、そういった調査をすることによって、いわゆる耕作放棄地のどういう状況っていうのは、常に把握できるような状況が必要かと思えますね。そういったことに関しての考え方についてお伺いしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 遊休農地の調査の関係なんですけれども、5年に1回ですね、農林業センサスで、これは土地所有者の方に調査をしております。今回ですね、昨年の秋にですね、県の農業会議の方から、農業委員会の方に調査の通知が来ておりました。それで、この内容はですね、国の農林水産省の方がですね、都道府県の農業会議と委託契約をして各自治体の遊休農地を調査するというものでしております。

それで、昨年の11月に佐用町としては、現地調査をですね、農林事務所と、それから普及センター、それから町の職員等で町内を各回っております。対象はですね、農振農用地の農地を確認しております。全体の面積がですね、1,561ヘクタール、その内遊休農地が47ヘクタールでありました。47ヘクタールの内ですね、森林原野化している農地が14ヘクタールありました。後の33ヘクタールについては、手を加えれば農地、耕作ができる状態ということでありまして、この調査はですね、国の方から基づいて昨年調査依頼があった内容でございまして、直近の現状でございまして。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そういった調査が行われているということならば、いわゆる農地基本調査図っていうか、そういったものの作成はいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この内容はですね、農林水産省のですね、出先であるんですけども、地方の農政局、ここで言いますと、近畿農政局が取りまとめて、まとめるという内容で実施要領があります。町の方としてもですね、そういった集計とか、そんなんが出ればですね、いただきたいなというふうには、ちょっと思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 他所ではね、そういった、いわゆる農地調査基本図というのが、もう手元にあるわけですよ。そやから、やはり直接支払の所の農地とか、転作物やっている所が山林原野化しているとか、いろんな調査項目があるわけですけど、やはり、それは、町にいち早く資料として持っている必要がある。今後、こういった形で、その農地が変わってくるかというのは、やはり、把握する。その中でまた現地調査する。まあ、当然、農業委員会の方々がされていくわけですけども、そういった調査が必要かなというふうに思います。

まあ、あの、近畿農政局の方で、そういった書類があるということになれば1日も早くいただく中で、農業政策いうものを考えていく必要があるかなというふうに思ってます。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今回の調査の結果をですね、私どもとしては欲しいなと思っております。

佐用町の分には現地確認もしておりまして、図面にもおろしておりますので、町自体の遊休農地、また、そういった所は確認はできております。

今回の調査はですね、農振農用地域の農地ということで、土地改良事業、そういった国の補助事業対象になる区域を対象として調査しております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） いわゆる農地であってもね、現況と全然違う所がありますのでね、そこら十分把握していただきたいとしますので、そういった点は、よろしく願いしたいと思います。

非常に担い手の困難という部分あるんですけども、担い手は、担い手の方で、しっかりと育てていていただきたいし、先ほど、町長言われたように、集落で維持すること、非常に大切な部分があるんです。

正直言いましてね、大規模農家にね、お任せしておると、いわゆる農業用の水利の管理がね、これまで、一番分かりやすく言えば、10人なら10人で管理していたという部分が、要するに、段々、段々、耕作される方が少なくなることによって、いわゆる10人で管理していたやつが、ほとんどの者が、そういった大規模農家という方々に預けたことによって、2人、3人で管理しなくてはいけないということになって、そこ全体が管理できない。いわゆる台風が来たりとか、いろいろした時に農水路の被害が出てくるというふうな状況が生まれて管理が難しくなるんですね。

そやから、佐用町の方策としては、大規模農家の育成も当然必要ですけども、いわゆる集落で行える農業の管理というふうなものも、やっぱり取り入れていく必要があるかなと思いますけども、まあまあ、先ほど言われたから、それで、集落農地の維持ということで、今後も力を注いでいただきたいとしますので、よろしく願います。

それでは、次に佐用町の特産品についてでありますけれども、先ほど来、もち大豆、黒

大豆とかいうて、いろいろ言われてますけれども、先般も、西宮のなんだったっけ、阪急が、この度やりました、西宮ガーデン、あそこにね、上月の、いわゆる豆腐が、ものすごく、いわゆる向こうの阪急のバイヤーの方が、一度試食して、非常にいいということで、要するに添加物を使っているから使っていない自然の物をお願いしたいということで、それに答えられて、要するに初日の日に 24 丁か持って行かれたという経過があるわけですが、やはり、今現在、佐用町にいろんな部分あります。そういったものをドンドンいかして行ってね、することによって特産品というものが上がってくるのかなというふうに思います。非常にこう、添加物使わないというのは難しいらしいですね。できれば、そういった所に町としても力入れられるものなら入れるというふうな方向。今現在、佐用である物を、そのいわゆる販路とか使い道とかいうものを考えることによって、ドンドンと佐用の特産品としたという格好が十分認められてくるのかなというふうに思います。

いわゆる民間のね、阪急百貨店のバイヤーの方が認めるというのはね、相当いい物だろうと思います。正直言うて、上月の豆腐は、私食べたことはないんですけども、やはり三日月ですからね、三日月豆腐を食べるとというのが、いうふうになりますんで、そこらで実際どういった状況だったか分かりませんが、テレビでは、社長の方がインタビューを受けて出られたというのは、非常に、それ以降、購入者が増えてるのかなというふうに思います。そういった中で、いわゆる特産品に関しては、新たな物を見つけるのではなく、今現在ある物をどうするかというふうな捉え方していった方がいいのかなというふうに思っておりますので、そういった部分で、まず今、いろいろ、あっちやこっちで特産品をやらせておりますけれども、これまで以上に行政の力を貸すことによって、佐用のイメージも上がってくるように思いますので、限られた予算ではあるかと思いますが、予算の支援をする中で、本当の特産品になるように行政として協力をお願いしたいなというふうに思っておりますけれども、恐らくそう言えば、いや、やっていますと言われるかもしれませんが、今まで以上にということで、そういった点は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これまで長年ですね、それぞれ努力していただいて、そういう本当にブランドとしてですね、定着をして、それが専門家にも評価を受けれるような物を作っていた。これは、そういうことで、そういう物を非常に大事にしていけないといけない。特産品、特産品の開発ということも、よく私らも今までも言って来てますし、今、考えても、中々ね、それを定着させて、息長い物にしていくというのは難しいし、これまで、それだけPRもされて、知名度も出てですね、皆さんに認められた物というのは、まず、これをひとつしっかりと今後も継続して、守っていかなきゃいけない。そのためには、生産して加工している方だけじゃなくてですね、原料の豆、これが基本ですから、この栽培というのを、これをしっかりと生産していただけるような体制、それと加工、そして販売している会社ですね、有限会社で皆さん頑張ってください。

こういう、それぞれの連携によってですね、販売して、これが1つの大きな、また産業にもなっていくわけです。そういう中で、1つ、これから町としても、当然、取り組んでいかなきゃいけないのは、そういう技術なり、いろいろと工夫して蓄えてきたノウハウ、そういう物をですね、継承していってもらわないといけない。現在は、かなり高齢者、高齢になっておられますけれども、皆さん元気でね、頑張ってください。今、先程の農業の問題と一緒に、皆さん、やっばし、60、70、もう80近いという方が頑張っているんですけども、やはり、その後継者もですね、育てて行って、それを継承してもらわなきゃ続かないということなんで、そういうことも含めて、これは、

1つの組織、会社全体としてですね、取り組む課題だと思っておりますので、是非、町としても、力を入れていきたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） そうですよ。やはり、後継者の育成というの、非常に大事なものがある。それで、改めて新しいね、特産品見つける言うたら、難しいんですよ。そやから、今現在、佐用町に、本当の、こう土地に気候に合ったもの、それをどうやって使うか、加工するかというふうに考えていかれた方が早いかなと思います。

今、特に農作物にしてみたって、地産地消というふうなことを言われているわけですが、恐らくそういったことで、皆さん頑張っておられるんですけども、まず、それも、そうですけども、ちょっと元に戻りますけども、農地の関係に戻りますけども、最近流行っているのが、やっぱり、いわゆる自産自消、自分で作って、自分で消費するというのが、非常にこう、町の方に魅力があることというふうに思われているみたいですね。これまで、いわゆる観光農園とか、いろいろ言われていたという部分が、ちょっと言葉が変わって、いわゆる自分で作ったやつを自分で消費する、自産自消というふうなことをする。そやから、農地の耕作放棄田なんかを、うまく利用することによってね、そういったことができるのかなというふうに思います。それも農地の1つの利用方法ですので、これまで地産地消ばっかり言われてましたけども、自産自消ということも、ひとつの部分かなと。

また、地産地消の中で、亀岡市の方で実質、今現在やっているのは、日替わりシェフレストランということで、いわゆる地元の方々が、日替わりで、いわゆる最低、亀岡の場合は20食は作りなさい。それで、金額は800円。それで、何時から何時まで、それ以外に、いろんなメニューがあるわけですが、定食としては、800円で20食は必ず確保しなさい。これは、地元の商品を使うてやりなさいということで、それぞれの主婦の方々なり、グループなりの方が、いわゆるその場所を利用してレストランをやるというふうな形態をとっているわけですね。そやから、そういったことをすることによって、いわゆる先程もありましたけれども、農業に係わる方の生きがいというものが、実質、自分らが作ったやつが、商品として販売できるというふうなこともできるという部分もあります。

いわゆる、食品衛生法で責任者がいるとかいう、それは、必ず、こちらの方で用意はしておかないかんのんですけども、それプラス、そういった方の補助をするということで、いわゆる日替わりシェフ。いわゆる近くの農業の農家の方が、いわゆる計画的に行くんですけども、何と何をこう、農産物集めて、それで、こういった料理をしましょうというふうな格好で、例えば10人ぐらいなら、10人ぐらいで、自分たちの作った農産物で販売していくというふうなやり方もやられている所もあるわけですが、そういったことをすることによって、後の、農地の有効利用も十分図れるし、いわゆる、これから団塊の世代という方々の生きがいの場づくりにもなるかなというふうに思いますので、今後、そういったいろんな部分が、まあまあ、近隣の所でもたくさんありますので、いろいろ取り入れて行っていただきたいと思います。

それでは、最後に、これまで再三議員が質問しております、いわゆる有害鳥獣の件ですね、これは、まあまあ、今回も数人の同僚議員が質問していますので、一緒になるかと思われんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、今回の特措法によりまして、いわゆる駆除活動、そういったものが、正直言いまして臨時職員として採用した上でできるというふうなことになっております。そういった

ことを町当局そのものが、考えられているのかどうかですね。恐らく、昨日の質問の中で、そういった答えがあったかどうか分かりませんが、まあ、そういった特措法利用した形での駆除活動いうものを、どの様に考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、お答えください。

町長（庵逄典章君） まあ、この、それに係わっていただく人をですね、いろいろと新たに、また参加をしていただかなきゃいけないということなんで、その中で、この被害対策協議会をですね、作って、関係者、関係いただく方々に、いろいろと協議をしていただく。その中で、そういう活動において、その活動していただく人の身分をどういうふうに位置づけるか。そういうことを、今後、また十分検討していかなければならないと思っております。ただ、町が、例えば臨時職員を雇って、それに駆除してくださいというわけには、簡単なものではないと思うんです。やはり、全体の組織、特に猟友会、この狩猟法に基づいてですね、そういう中で一緒に活動を、協力して活動をしていただくような形になるんではないかと思っておりますし、そういう協議をですね、早急にしていきたいなというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） 恐らく同僚議員も同じ様なことを聞いていたんだろう思うんですけれども、まず、いわゆる猟友会、猟友会の中から、いわゆる臨時職員として選任してくるということですね。猟友会全部いうたら、かなり多いでしょ。その中で、いわゆる平日でも活動できる方、また、いわゆる狩猟免許持って何年以上の経験があるとか、そういったことの条件をクリアする中で、例えば、10人なら10人ぐらいを確保していく、そういった方々においては、いわゆる被害の対策実施の経費とか、いわゆる狩猟免許の軽減を図るとかね、何か、そういうことが今回できるようになっているようです。そういった中で、まあ、どういった方を、どういうふうに採用するかというような基準を設けていかなければいけないわけですが、やはり、この佐用町において、そういった方をね、何人がいいのか、ちょっと分かりませんが、十分こう対応できるような方々を選任していくという方向を持っていて、やはり、その時の身分保障として臨時職員にしますよということ。

だから、今の猟友会にお願いして、駆除していただいているのは、大体日曜日とかね、土曜日とかいうふうな部分があるんですけれども、まず、平日に、そういったことが、当然、していただくというふうな状況にもなるかと思えます。

例えば、熊が出たということで、防災無線等で報告があるわけですが、そういった時の対応ということは、行政として、どういうふうに行われているのか、ただ、無線だけで言われているのかどうか。その点、どういった方法されている。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） ツキノワグマを発見した場合ですね、住民から役場の方に連絡があります。直ぐ、こちらの方は、県の方にも、情報を直ぐ流すようにしております。それで、住民の方には、出た場所の呼びかけをして、注意を促しております。

このツキノワグマの捕獲についても、これの県の許可がないとできませんし、直ぐ設置するかと言えば、手続きが、ちょっと時間掛かりますので、今の現在では、その部落の区長さん等にも連絡してですね、その地域から出ましたので注意をしてくださいという様な呼びかけをしております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、松尾文雄君。

7番（松尾文雄君） まあまあ、そういう地域の方々に連絡するというのは、それは、当然、必要なんですけれども、いわゆる、そういった時に、狩猟免許を持った方々が、今言う臨時職員というて採用しておけば、直ぐに連絡して、その場へ走っていただくということが出来るわけですね。そうすることによって、住民の安全を守るということ。これは、まあまあ、さっきも言いましたけれども、産業建設委員会で、視察に行った時に、やはり、そういうふうにされてます。住民の安全を守るためには、職員が何もなしで行くのは危険である。従って狩猟免許の持った人、当然、銃を持った中で、現場がどうだということは確認しに行くんだというふうな手立ても当然して行くんだと、そういった時に、いわゆる臨時職員の扱いとして、いわゆる費用弁償はしていくというふうな話もあるわけですし、いろんな部分で、住民の安全を守るというのは、やはり防災無線だけで、こう気をつけてくださいよと、それだけで、いいのかどうかというのはね、当然、それも必要です。

ただ、現場に、いち早く、いわゆる狩猟免許を持った人が走っていく。その中で、どういふふうになっている。ここは、確かに熊が出た、出ないとかいうのは、やはりプロと言われる方々じゃないと分からないという部分がありますね。やはり、そういったことを考えれば、先程も言いましたように、特措法ができていて、こういったものを十分利用して、いわゆる猟友会の中から、選任をして、臨時職員を採用する中で、いわゆる農作物も守らないかんけども、住民の安全も守るといった方向性を考えていくのが一番いいのかなというふうに思っております。

今後、どういふふうになれるか分かりませんが、特措法を有効に使う必要があるかと思っておりますけれども、この点について、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 今の熊のことなんですけど、熊はですね、殺傷はできません。許可がないと。それで、捕獲も許可がないとできないということですので、熊の場合は、殺すことは、ちょっとできません。それとですね、今現在、県と特措法の佐用町の獣害計画につきましては、今、照会しておりまして、県の今、動物研究所の方からですね、回答待ちをしております。それが、出てくれば、概約の佐用町の他の自治体も同じ様な内容になると思うんですけども、全体の計画概要書を県の方が認めてもらえれば、今後申請をしていき、それに伴ってですね、早急に獣害対策の協議会を自治会、猟友会、農会長、そういった方々からですね、組織した協議会を設置して、今後の対策について、どういふふうに運営をやっていくかというふうなことを協議する組織をつくっていきますので、それに基づいて、今後、国の助成なり、また町の予算、そういった面も、またお願いするようになると思っておりますけれども、今、現にですね、町がやっております獣害対策、それから捕獲活動、そういうふうなことの単独経費を使っておりますので、そういった面も含めて、その計画の中に取り入れてですね、進めていきたいというふうに思っております。

〔松尾君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後2分です。

7番（松尾文雄君） そうですよ、現実問題、いわゆる被害防止計画いうものを作成して、それから進んでいくというところがありますので、1日も早く、そういった計画書を作っていただきまして、いわゆる農家の方々が安心して農業ができる、また住民の方が、安心して暮らせるというふうな地域づくりをしていく必要がありますので、今後とも、要するに行政の、どう言うんかな、進め方に期待しまして、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 松尾文雄君の発言は終わりました。
一般質問を続けますが、ここでお諮りします。
本日、時間を延長し、一般質問を続けたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
それでは、6番、金谷英志君の質問を許可いたします。

〔6番 金谷英志君 登壇〕

6番（金谷英志君） 日本共産党の金谷英志でございます。私は、3点。
まず、1点目に、町で取り組む温暖化防止対策について伺います。
ここ1、2年国際政治の舞台において、地球温暖化問題は主要な政策課題に位置付けられるようになり、G8サミットでも、温暖化対策は最も重要な議題とされました。
日本政府も、このような状況に対応し、温暖化問題を重要政策課題として扱う姿勢は見せています。しかし、日本において温室効果ガス排出量は、2006年時点で基準年の1990年比で6.2パーセント増加するなど、増加傾向に歯止めがかけられていません。それに対して政府は、本年、京都議定書目標達成計画と地球温暖化対策推進法の見直しを行いました。今回も相も変わらず産業界や住民の自主的な対策・運動にたよった実効性に乏しい内容にとどまっています。
そのような中であって自治体レベルでの温暖化対策の取り組みが求められています。推進法の中の第4条には「区域の温室効果ガスの排出抑制、事業者や住民に対する温暖化防止の促進を図るための情報の提供」を行う責務を規定し、さらに21条では、「地方公共団体の事務・事業に関する実行計画」の策定及びその実施が義務とされています。また第20条では「区域の地域性に応じた、温暖化防止のための総合的かつ計画的な施策」の策定と実施が努力義務とされています。
そこで(1)「情報提供」「実行計画」はどうなっているか。
(2)自治体の施設で最も温室効果ガス排出量が多いごみ処理場への対策として、ごみの減量化にどう取り組むのか。
(3)温暖化防止の観点から9月議会でも質問した、町で取り組める新エネルギーの検討はされたのか。
次、2点目、姫新線高速化事業で利用者増施策について伺います。

J R 姫新線高速化事業の効果として、山陽本線普通列車並みの速度が確保され、即達成が向上する。平成 12 年の減便前の運行頻度を確保すると共に、播磨新宮以东におけるピーク時運行頻度の向上を図るよう、J R に対して増便の働きかけをおこなって利用機会が向上する。佐用・姫路間の即達成が向上することにより、競合する智頭急行利用に比し時間、運賃、便数のすべてにおいて姫新線が優位になるとしています。これらの効果をいかした利用者増施策はどうか。

その中で、(1)電化促進期成同盟会としての取り組み。

(2)姫路市、たつの市としての取り組み。

最後に、本町としてどう取り組むか伺います。

3 点目に、国際天文年にあわせた観光振興について伺います。

来年は世界天文年です。ガリレオが初めて望遠鏡を星空に向けて 400 年の節目にあたります。国立天文台では、皆既日食の中継、全国各地の大観望会、東アジアの星伝説発掘など多彩な計画がされています。本町でも「星の都・佐用」として、観光振興にとどまらない産業振興に繋がるような取り組みが必要ではないでしょうか。

以上、町長の見解をお伺いします。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金谷議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、町で取り組む温暖化防止対策として、まず、情報提供、実行計画はどうかについてであります。町民の方々につきましては、佐用町地球温暖化防止活動推進協議会の皆さんによる町文化祭などのイベントにパネル展示による啓発や、町との共催により開催する地球温暖化防止環境フォーラム、また町広報に掲載をしておりますシリーズストップ温暖化等により、情報提供に取り組んでおります。

また、6 月 1 日から実施しております、「知っている」から「行動へ」となった、マイバック持参運動は、事業者や町民にとって温暖化防止を考える良い機会となり、大きな広がりとなっております。実行計画につきましては、本年 5 月に佐用町役場地球温暖化対策実行計画を策定し、役場、学校をはじめ公共施設については、温室効果ガス総排出量を平成 24 年までに、平成 19 年度対比で 6 パーセント削減することを目標にして、現在、庁内に推進リーダーによる省エネ委員会を設置し、データの収集・分析や、球温暖化防止についての研修会を持つなど、具体的な取り組みを進めているところでございます。

次に、自治体の施設で最も温暖化効果ガス排出量が多い、ごみ焼却場への対策として、ごみの減量化にどう取り組むかということでございますが、6 月より取り組んでおりますマイバック持参運動は、ごみの減量化にも一定の成果となってきていると考えていますし、毎月開催をしております E M ボカシ講習会や年数回、各種団体が資源ごみの集団回収運動に取り組んでいただいておりますので、今後も更に啓発をしまいたいというふうに考えております。また、にしはりま循環型社会拠点施設の整備も進んでおり、これに合わせて、資源ごみの回収及びリサイクルを図るため、現在の分別区分や収集方法などの見直しを図り、ごみの減量化に向けて検討中であります。

次に、町で取り組める新エネルギーの検討はされたのかというご質問でございますが、まちづくり課と住民課で先進地視察などの教をいただきながら、現在検討を進めさせているところでございます。

岡山県真庭市のバイオマス事業の取り組みや京都府南丹市の八木バイオエコロジーセン

ターの視察を行ってまいりました。バイオマス事業は、地域に存在するエネルギーとして活用できる資源量を調査し、地域にあった自然エネルギーを生み出すことが基本でございます。今後、町内の資源量等の調査をしながら、職員による検討委員会を設置し、本町に適した新エネルギーを更に研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、姫新線高速化事業で利用者増施策はとのご質問でございますが、姫新線電化促進期成同盟会では、新型車両が導入されることを契機に、車両ストライプデザインや横窓シールデザインの募集を行い、広く姫新線の高速化をアピールするとともに、今後利用者が利用しやすいような駅での駐車場の整備など利用者増に結びつけるなどを行って、利用者増に結び付けたいというふうに考えております。この事業には、姫路市、たつの市、佐用町が共に取り組みを行っているところでございます。また、本町といたしましても、姫新線高速化を好機と捉え、時間短縮とされることなどを町民の皆さんに広く周知してまいりたいと考えております。また、町内で行っているイベントなどへも姫新線を利用して観光客に本町に訪れていただけるように、地域SNSや姫路ケーブルテレビなどを通じて呼びかけたいというふうに考えております。

続いて、世界天文年に関連しての観光振興、産業振興に関するご質問でございますが、佐用町といたしましても世界一の公開天文台を擁する町として、この機会を捉えて、町の活性化に繋がりたいと考えております。そもそも世界天文年は、1609年にイタリアのガリレオ・ガリレイが自作の天文望遠鏡で天体観測を開始して400年という節目を記念して、全世界の人々に宇宙の中の地球、そして人間に思いを寄せ、自然と人間の共生というものの大切さを併せ感じ取っていただく機会にしようと、国際連合、ユネスコ、国際天文学連合が定めたものでございます。我が国では、世界天文年日本委員会を組織し、天文台公園の黒田園長も、この日本委員会の18人の委員の1人として活躍中であり、まだまだ町民にも、世界天文年が浸透しているとは言えませんが、県との予算折衝の中で、ガリレオの望遠鏡から始まる望遠鏡の発達を模型と写真等でお見せする特別展の開催や来年12月には、天文教育シンポジウムと世界天文年エンディングセレモニーの兵庫県誘致の話が進んでおります。また、来年3月12日から姫新線に新型車両が導入されますが、姫路鉄道部との協議の中で、新型車両に世界天文年のヘッドマークをつけて、佐用への観光客の誘致にも結びつけようという方向性も打ち出しております。

西はりま天文台公園では、世界天文年日本委員会と力を合わせて、兵庫県立大学とともに皆既日食クルーズを企画しておりますし、小型望遠鏡工作教室、日食観望会などとともに、4月から6月にかけては、兵庫県とJRが進めておりますデスティネーション・キャンペーン「あなたに会いたい兵庫がいます」にも協賛して、特別施設案内を行う予定にしております。

佐用町は合併後新たに「ひと まち 自然がきらめく 共生の郷 佐用」をキャッチコピーにした町づくりを進めておりますが、旧佐用町でも使っておりました、「星の都」の町づくりも当然、これに含まれるものであり、世界天文年を契機に、自然を生かした町づくりにはずみをつけることができたいというふうに考えます。

ただ実際に、町内全域に亘る観光振興や産業振興につきましては、世界天文年と結びつけて、どのような形で具体的な取り組みが可能か、姫新線、智頭急行、商店街や地域住民、それぞれにどのような関与が可能になるのか、関係する課で、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） まず、温暖化防止対策ですけれども、町が策定しております 5 月に策定された計画の中で、直接的効果のある取り組み、それは分かるんですけれども、2 番目に間接的効果のある取り組みの目標として、1、オフィス用紙の使用料を削減すると。それから、水道使用料を削減する。これも町長言われたように、6 パーセント削減していくということで、間接的には、これどういうふうな関連があって、間接的には、これが地球温暖化防止対策になっていくんですか。ちょっと説明をお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この間接的な取り組みの目標ですけれども、用紙を作成する段階での CO₂ の発生とか、そういう部分で、直接的と言いますと、電気・ガスとか、そこら辺の部分で換算される CO₂ の量なんですけれども、ペーパーの枚数を減らしていくような形での間接的な削減の目標を設定しております。その中では、両面コピーの徹底とか、縮小コピーの徹底等でペーパーの方の削減の方を図っております。それから、水道につきましても、水そのものではなくて、それにかかる CO₂ の発生するモーターとか電気を使う部分での CO₂ の発生部分での間接的という部分で取り組んでおります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） それで、実行計画、その事業所、決められておる事務事業、これは、事務事業ですから、役場とか、それから支所とかで行う事務事業については、計画の中にきっちり、今、言われたように何枚もコピーしないとか、裏表使うとか、細こうに、電気を早く消せとか、そういうふうに決められておるんですけれども、その役場が行う事業、事務の中にですね、上下水道の事業所の関係とか、ごみ処理場の関係も、それは役場が行う、その計画の中の事務事業に含まれるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） この計画の中では、対象の範囲としまして、庁舎関係それから水道関係、下水関係ということで、施設を 76 の施設に含めております。その中に入っております。

ただ、クリーンセンターにつきましては、この中には入っておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6 番（金谷英志君） その同じ様に、上下水道の事業所についてもね、事業所やっぱり、水なんかに大量に使う中で、それは、それなりに特別な事業所についても、庁舎とか同じ

様に電気を少なくすると、コピーをあんまり取らないとか、そういうことで、事業所の人は、それぞれのあった、特別な、その温暖化対策みたいなんは、計画の中に含めるべきじゃないんでしょうかね。同じ様な、庁舎とか、支所とか、同じ様な、事業所としての扱いなんですね。上下水道の今、含まれとると言われた上下水道の事業所についてはね。大量に水使う所とかいうことと同じ様なメニューですから、特別なやっぱりメニューは必要ではないんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 水道事業所につきましては、その水自体、これは生産品として出てきますので、ただ、そのモーター、水を送るためのモーターとか、そこら辺の部分の削減ということです。水自体は、庁舎で使う、消費する部分での水ということです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その事務事業についての実行計画は分かるんで、その20条で地域の特性においた、町長の最初の答弁の中でも、これからは、地域の特性にあったものは、調査していく、新エネルギーについてもそうですけど、調査していくということでしょうけれども、実際、これ努力義務ですから、地域の特性を、やっぱり、それは、努力目標としてやっていこうという、そういう姿勢でしようかね。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 議員、今、言われますように、現在、町に課されている部分につきましては、21条の実行計画、これについては、今年作ったという意味なんですけれども、その20条の3につきましては、県、政令市、中核都市それから特例市等については義務化されておりますけれども、町につきましては、努力義務ということですので、今後、現在実行しております町自体の計画に基づいて将来的には考えていかなければならないとは思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、将来的に言いながら、今、マイバックとかね、それは地域に根ざしたことで、今、実際に取り組んでおられることですからね、その計画段階で、今、実際取り組んでおられることもあって、やっぱり、それは、取り組みであろうが、やっていく方向だとは思うんですね。今やっておられますから、実際に。

それと、実際に、公共施設の新築に当たっての計画の中で、実施計画の中で、項目としてあるんですけれども、その中、新しく今度、子育て支援センターと、それから佐用保育園ができますけれども、新しく公共施設の新築に当たっては、新エネルギーの導入、例えば、太陽光発電の導入を検討するとか、通風や採光など自然エネルギーの活用を検討する。通風や採光については、天窗をしているとか、そういう対策もとられたんですけれども、

子育て支援センター新築、新しく佐用町として取り組む、大きな目玉の事業の中で、この計画の中にあるような火力発電の導入なんか、検討も、これ挙がっているんですから、検討も、どういうふうに検討はされたんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この計画の中で、当然、環境に何とかね、十分配慮したものにしたい。その中の一番大きな、この柱は、目玉は、目玉と言いますか、効果があるものとしては、木造にしたと。前にもお話ししましたが、木造にしたところでは、

確かに、太陽光の発電についても、検討は、一応しておりますけども、非常に大きな設備費が掛かるということで、まず、自然エネルギーとしては、通常の太陽光の、できるだけ、そういう採光がいい物、そして通風がいいような設計。そして、元々、建物そのものにつきましては、木造。これ、やはり木造にするということは、非常に大きな効果が私はあると思っております。木の中にですね、そういう炭素というのが、閉じ込められておりますし、山の木を、それだけ管理をすることによってですね、山のCO₂の少なくとも吸収、そして酸素の発生、そういうことで、鉄骨やコンクリートで作る場合と比べてですね、非常にまあ、これ大きな効果があるということ、そういうことは、1つの大きな今回の事業の中でね配慮して、考えながら、取り組んでいるところでございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 太陽光についてはね、事業費は莫大な物になると。まあ、課長の説明の中でも費用対効果みたいなことも言われて、あったんですけども、今後、やっぱり、新築は、今の検討されて、そういうふうな回答になったと思うんですけども、今後、太陽光の、ドンドン、その使用料が多く、どう言うんかね、作ることによって、安く、その単価があげられて、ドンドン、その相乗効果で、ようさん作るし、単価も安くなるし、だから、経済的には、ドンドン、ペイするような、太陽光の設置についてもね、そういうふうになってくると思うんです。その段階でも、やっぱり、において、そのやれるようなね、その向きが、こないだの説明ではね、ちょっと南向いてないとか、そういうこともあって、太陽光は、ちょっと、現存する、今度建てる分については、ちょっと無理かないということもあったんですけど、そういうふうなことについても、やっぱり、将来的には、後からも設置できるような対策もとられたということでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） そういうエネルギーとしてはですね、確かに、太陽光のエネルギー、これも大きな、これからのエネルギーの当然1つとしてですね、取り組んでいかなきゃいけないものだと思います。

後、そのよく言われる風力なんかにつきましては、やはり地形、条件的に、気象条件的にですね、佐用町なんかは適していないということですので、考えられるエネルギーとしては、太陽光が1つある。

それから、まあ、他にもですね、先ほど言ったバイオマス、自然の山の森林なんかの管理も含めた、その燃料化ですね、これを。こういうことでの取り組み、これは地域の特性

に合ったものとしてですよ、考えていかなきゃいけないというふうに思っております。

太陽光につきましても、今後ですね、これは、後からでも既存の施設にでも、これは、設置できるわけですし、今回の保育園につきましてもはですね、未だ最初の計画としては入れておりませんが、後から、これを設置しようとするならば、それはできないことはありません。ただ当然、効率よくするためにはですね、屋根の向きとか、角度、こういうものが、できるだけ自然に、そのままの形で取り付けれるようにすれば一番いいんですけども、この辺は、やっぱり保育所の、いろんな建物の構造上の制約ということで、あまり無理して、そのことばかりすると、またコストも非常に高くなりますので、それは、現在では、その後になっても、それに合わせて、全て100パーセント、理想的なことはできなくても、その活用はできると、設置はできるということでもあります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 地域の特性をつかむ上でね、分類、その通産省の方で分類しているんですけども、社会活動に伴って排出されているCO₂は、統計上4つに分けられます。産業部門、いわゆる工場と、それから業務部門、オフィス、店舗等、それから家庭部門、それから運輸部門、この4つに分類されているんですけども、この分類に従ってね、佐用町の特性を調べていく上で、町長、今、その風力なんかでは、その特性、佐用ではあってないんじゃないかと言われましたけども、その細こうに調べていく上で、やっぱり佐用町の特性は、調べていく、今、通産省が出しているような、4部門に限って、地域の特性は、やっぱり、これは調べていく、基礎的なデータですから、調べていかなきゃならないと思うんですけど、それは、やっぱり調査をされますでしょうか。細かく。最初の答弁でも、今後、検討調査していくという答弁だったんですけども、部門別にきっちりとね、その漠然とした調査でしたら、あれですけど、4部門に従って、これは調査していくということでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 新エネルギーのですね、今後検討の中で、そういう先進地なんかを調査して、あらかじめ、大体の、大まかなですね、地域によっては、どういうものがあるだろうなというのは、細かい調査をするまでもなくですね、大体の想像がつくわけです。だから、そういう中で、佐用町にとって、まず、一変にこれができるわけじゃありませんから、一番まあ、この活用ができるエネルギーがある部分、これを効率的にできる部分を深く研究し、また具体的にしていこうという、具体化していこうという、そういう取り組みになっていくと思うんですよ。ですから、まあ、調査機関にですよ、専門的に、例えば、風力発電なんかが可能かどうか、どれぐらいの年間、風が吹いてですね、また、平均風速がどうで、この地に適しているかどうか、こういうことをね、大きな経費を掛けて、まだやるということは考えておりません。ただ、そういうことについては、1つの関西電力とか、そういう事業者がですね、既に、ある程度調査をされていて、佐用なんかでいくと平

均風速が、大体年間、1点何メーターであるとか、そういう基礎的なものが出ておりますのでね、そういう点については、そういうものも十分資料を活用して利用させていただいてね、1つの判断材料にしていかなきゃいけないなというふうに思ってます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 新エネルギーの種類についてはね、再生可能エネルギーとしてあるんですけども、1つが太陽光。それから太陽熱。太陽熱は、太陽熱温水器とか、ソーラーシステムで使われるんです。それから風力。それから中小の水力。それからバイオマス。それから、雪氷、雪と氷ですね。それから水温温度差、海洋。こういうふうに分ければ、佐用町では、海洋とか、その雪とか氷とかはない。それから、今、町長も言われたように、その風況調査も NEDO の方で出していて、だいたい風況調査のええのは、平野部とか、それから海岸線に、ずっと風況調査いうて、風力発電にも適していると、全体的な全国マップの中では、そういう町長言われたようにね、出ておるんです。細かく言いますと、やっぱり町長もそうなんです。私も、今言うた中ではね、太陽光と、それから中小水力、それからバイオマス。この3つは、私の、今の感じではね、詳しく調査したわけじゃないですけど、その3つが佐用町に適して、という地域に適してたね、その自然エネルギーではないかと思うんですけども。

その中で、小規模水力、前の一般質問でも言うたんですけども、1つの例としてはね、小規模水力は、大規模な水力発電所は、巨大なダムを建設し、水をせき止め、集落を水没させる。ま、森林から流れる栄養分や砂防ダムが、土砂ダムがせき止められてしまうために、下流の生態系に影響を与える。しかし、身近な農業用水路それから工業用水路、砂防ダムを利用した発電。佐用町では、農業用水路なんかも、多分、水は、千種川なり佐用川なり志文川にしても、水は豊富ですから、それを農業用水路、今ある分に、その小水力発電としてできると。これは有効な佐用町で取り組めるようなものだと思うんですけども、今の感覚として、町長は、太陽光も言われるんですけども、バイオマスも調査に行ったと言われるんですけども、小水力については、どういう感じを今持たれますかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、詳しく、私研究したわけではないんで、私の、その今、そういうエネルギーに対してのイメージと佐用町の状況をイメージとして持っているものとしては、中々水力発電というものがね、小規模なもので、どの程度の発電ができるのかという詳しいこと分からないんですけども、普通、通常利用できるような発電については、地形的には、あまり適していないなという感覚は持っております。だから、今後、それは、もっと詳しく調査をしてみないと分からないかもしれませんがね、まあ、それは、1つの理由は、それ程急峻な山がありません、高低差がそんなにありません。水量的にもですね、豪雨の時には、一気に水が出ますけれども、通常の水量というのは、山がそれだけ低い規模が小さいですから、水量的にも少ないということで、水力発電が、これまでかなり、方々です、小規模なものも、既に作られている地域というのは、それだけ、かなりね、水の、そういう条件が整っているとこということで、やってきた中で、佐用町内にも、そういう物が一切今までにも作られていなかったということは、ある意味では、条件が、あまりよくないということの1つの現れかなというふうには思いますけども。

まあ、今、いろんな技術がありますし、規模も小さくて、その少ない小さい物でも、ある程度の採算、発電効率と、また採算性がとれるということであればですね、また、そういう物も1つの方法かとは、考えられる方法だということはお分かりいただけますけれども。イメージ的には、私は、あまりいいところではないというふうに思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） その自然的には、私は、佐用町が適して、今まで、全国的に、その小水力電力が、普及しなかった大きな理由がね、やっぱり水利権の問題で、水路を利用するためには、やっぱり今まで、水を田んぼに水を引く、その水利権が一番の障害であった。それから、売電できないということがあるんです。それが、大きなネックで、小水力発電が普及しなかったという、自然的な条件としては、私は、佐用はね、十分な、そのエネルギーの潜在的なものはあると思うんですね。

それから、バイオマスは、その2カ所行かれたと言われましたけれども、その言われた八木町なんかも視察に行かれてね、八木町なんかも、その先進的な所で、よく取り上げられるところですけども、そのバイオマスについても、佐用はね、私、それ程、牛糞とか、それは佐用町では、あまり発電するほどの物ではないと思ってたんですけども、あまり、その何百トンもいらなくて、その例えば養鶏場の糞なんかでもね、それをバイオマスとして利用できるということですからね、麦わらとか家畜の糞尿、町長言われたような木くず、農林業から出る廃棄物、家庭産業会の有機廃棄物、固形燃料なんかも、いろいろあるんですけども、それは、やっぱり、その点についてもね、バイオマスについても、私は、佐用町でも潜在的なエネルギーはあると思うんですけども、バイオマスについては、町長いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） バイオマスについてはですね、これは自然植物なり、そういう物を分解しするなり、また、そのまま燃料として使うとか、そういういろんな使い方があるわけで、これは、元々、日本のエネルギーというのは、山の木を切ってですね、それを炭なり薪なりして、直接使っていたわけですから、そのことから考えたら、元々大きな潜在力があるわけですね。ですから、何も、発電までしてね、例えば使わなくても、固形燃料、ペレット化して、その今、ストーブなんかでもですね、暖房にも、ボイラーにもですね、そういう、その木材をそのまま、使いやすい形に、加工、ペレット化、ペレットするような形にして使う。このことも、非常にCO₂の削減には役立つということになるんだと思います。だから、非常に潜在力としては、佐用町が一番持っているんだらうと思っています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次に、その太陽光についてですけども、太陽光に、それは、全国的にどこでも、その太陽がある限り、日本の緯度でしたらね、もっと北欧の方でしたら、

緯度の高い所でさえ、太陽光については、普及している、むしろ普及している、ドイツなんかも高いですから、普及しているぐらいですけれども、その日本の中で、1つの例として、長野県飯田市については、その、住民的に、その制度としてね、支援制度があるんですけれども、融資限度額が300万円。返済期間が10年以内。返済方法が元金均等月賦償還で、利用者が支払った元利償還金の利子分について市が補助金を交付すると。

それから、太陽光発電システム設置にかかる約350万円に対しては、この制度を利用して、100万円を借り、国からの補助金90万円を合わせると自己資金60万円で、その1軒の家ね、大体モデル的な1軒の家で60万円。350万円の、その太陽光システムが、その発電システムがね、60万円ぐらいできると。飯田市では、もう、その大分前ですけどね、当初、国が、そういう推奨していた時分のあれですけれども、今、中々、国の方も補助金が、それ程出ないということもあって、その太陽光の普及も中々下がってきたんですけれども、今、その京都議定書なんかでもなるように、法律自体は、未だ、補助の制度はできてませんけれどもね、その中で、町としても、やっぱり取り組む姿勢としてはね、このぐらいの助成とか、そういう制度設けたら、その先程、町長、交通のあれでも、利用者が、卵が先か、鶏が先か言われてましたけれども、やっぱり、助成した、やっぱり利用者が増えて、それで、ドンドン普及していくと。普及したから下がるということも、両面あると思うんですけれどもね、その助成制度も、やっぱり検討していく課題ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、あの、国の国策としてもですね、国は、その京都議定書なり、また、洞爺湖サミットなりで、国としても大きな責任を負わされているわけですから、これを達成するためには、そういう、その太陽光発電の利用、エネルギーの利用ということがね、1つの大きな柱になってくるわけです。ですから、今まで、当初は、相当今まで、補助金が出ていたのが、今、国も少なくなってしまって非常にあれですけれども、再度ね、その普及のためには、そういう助成制度というものを作っていかないとですね、中々普及しないと思うんですよね。ですから、そういう助成制度の中で、町としても、それに一緒にですね、その助成制度を運用できるようにですね、より普及できるような運用ができるような形を考えていく必要があるかと思います。

ただ、国も、そういうしてない中で、町だけでね、その大きな、その100パーセント町だけの助成制度ということまでね、中々町財政の全体から見れば難しい点が大いかな、多いかなというふうに思うんですけどね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 町民的に助成していくということもあるんですけれども、やっぱり、姿勢としてはね、やっぱり、町の公共施設としては、やっぱり平らな屋根とか、その方向も、最近あるんですけれども、町の施設には、やっぱり、太陽光の、やっぱり設置をしていくというふうな方向は考えられませんか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） この問題も、民間だけではなくてですね、国が全体の、このこれから、その目標を達成していくためにも公共施設なり、そういう物についてもですね、当然、対策をしていく方向に出てくると思うんですね。ですから、まあ、そういう国なりの政策の中で、町としても当然、それ一緒に取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますし、ある程度、財政の、これは、やはりお金のかかることなんで、確かに環境問題というのは、お金に変えられないという部分もあるかもしれないんですけども、一方では、現実的には、やっぱりお金、財政のことも考えなきゃいけないと。両方です。

ですから、まあ、町としても、決して、採算と言いますか、そのコストから見て、それを回収するのに、15年、20年掛かると言っても、これは、ある程度環境問題に対しての投資として、やらざるを得ない。やっていく必要があるということに、段々なってくるだろうと思っております。それには、町としての、やっぱり、財政もしっかりして保っていかなくちゃいけないと、そういうことの中で考えていきたいと思っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 次に、姫新線の高速化について伺いたいんですけども、いろいろ、最初の答弁ではあったんですけども、一番1つは、その最初の計画の事業内容、その効果、事業効果の中でもね、播磨新宮以東、姫路から播磨新宮までは増便すると。計画でもあるんですけども、姫路播磨新宮間が、現行ピーク3本を4本するとかいうてあるんですけども、姫路から播磨新宮までは、確かに、今、現在の時刻表見てもね、上月、佐用から出るのは、やっぱり1日16本程度ですわ。それから、新宮から出るのは、それ乗り継ぎしても、今、その16本を含めても26本ぐらい。格段に、その今の状態でも、新宮から姫路までの間が便数が多いんですね。ですから、それもありますし、0.5本を1本にすると。0.5が1、倍ですけども、1時間に対してね、昼間、今、播磨新宮、上月間が、現行昼間、それが0.5本が1時間に0.5本が、1時間に1本にすると。それで、利便性が増すというふうになっているんですけどね、それは、やっぱり、新宮から、こっち佐用の方に、佐用上月の方に、やっぱり便数をもっと増やしてもらおうように、佐用としては、JRに対して求めていくべきやと思うんですけども、計画の段階から、もう既に、新宮以東ですから、新宮までは便数を増やすんですけども、佐用は、あんまり0.1本ですから、中々ならないということですから、JRに対して、今後、便数の増便をね、もっともっと求めていくべきやと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、昼間の時間にですね、2時間以上ないというような時間帯があるわけですね。ですから、そういう中で、最低1時間に1本は、これは、ダイヤとして確保して欲しいということは、以前から言うてることです。ただ、まあ、最低であって、それ以上にね、少しでも便数、便を増やして欲しいということは、常にお願いはしております。ただ、まあ、車両数なりね、新しい新車両を入れたとしてもです、JRの方としては、当然、それで、この運営をしていくわけですから、この間を、これはJR、乗客の多い所に、それは集中されていくのも、これも、ある程度、それに配分ですから、しょうがない所はあると思うんですけども、未だ、ダイヤについては、これから検討をしていくということになって、県においてもJRだけが決めるんじゃないかってですね、それぞれ期

成同盟会、そして県一緒に、この輸送改善、このダイヤの改正をして欲しいということで、協議をして決めるということになっておりますので、その都度要望はして参ります。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういうふうには要望はしていただきたいと思うんですけれども、その便数とね、直通列車が、佐用までは、1本かな。朝でも1つしかない。その通勤のね、ないぐらい。新宮で、横の列車に、ホーム乗り換えて行くんですから、帰りも新宮まで来て、それから佐用行きやつに乗り換えると。同じ、ずっと、時間は一緒なんですけれども、直ぐに乗り換えるんですから、1、2分の乗り換えで、車両がぐっと変わるんですけれども、ですから、便数の増便と、それから直通列車を増やすということも、そのJRの方にも合わせて、言っていくというふうをお願いしたいんですけれども、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） このことについては、常に、そういう乗客の利便性を考えてもですね、まあ、そのこれは一番理想なんですから、そういうふうにして欲しいという要望は、行っております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 今まで、散々、そういうふうにもね、その、12年、その減便された時にも、増便のお願いも、ずっと、その町長らも期成同盟会としても行かれたり、町長としても行かれたと思うんですけれども、それで、今回は、その、新しい高速化事業が、その立ち上げる22年3月にはできるということですから、それに向けて、やっぱり今まで以上にね、やっぱり、それは言うていけるとこだと思うんですけれどね、今までも言うて来た、それから、更にね、これを機会に、もっと、やっぱり佐用の町民の利便性、佐用町内の駅を利用する人の利便性を向上するためにも、そういうふうにも、やっぱり強力に言うていくと。今まで以上にね、そういう意気込みというのを、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 今回は、これまで、段々だと利便性が悪くなったりですね、乗客も減ってくる中で、新たに、それだけの費用を投入してですね、町も負担をして、何とか姫新線の活性を図ろうと取り組んでいるわけですから、当然まあ、そのダイヤについてもですね、先程言いましたように、JRだけが独断で決めるのではないと。その、少なくとも、この事業と一緒にやっている県を含めた、私たち自治体も、一緒に、その意見も、当然、言う場所もありますし、その調整をして、その中で、決めて欲しいということでね、今までの様な、JRにただ、要望をするだけということではないということです。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 最初の答弁の中で、駐車場整備なんかも言われたんですけども、その利用者が増えたら、やっぱり、その駐車場の整備、そのパーク&ライドなんかで、ここまで車で来て、駅前に車を置いて、姫新線を利用すると、そういうふうになると思うんですけども、新宮、その姫新線沿線で、JRが調査している中でね、新宮から乗る人、播磨新宮から乗る人の利用客が、どこから来ているか言うたら、やっぱり山崎の方なんです、山崎の方から来て、それから新宮で乗ると、それで利用するということです。

ですから、先ほど、松尾議員の質問にもあったように、その三日月なり佐用なり、三日月駅なり佐用駅なりを、その高原都市のね、その1つの乗り継ぎの駅として見るんですけど、その佐用についても、三日月についても、三日月は、今、駐車場ありますけれども、それが、未だ空いてる状態です。一杯ではないですね。三日月の今の状態ではね。

ですから、先ほど町長言われた、駐車場の整備というのは、どこを念頭においた駐車場の整備なんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この4駅あるわけです。できるだけ、どの駅においてもですね、そういうことは、基本的には進めなきゃいけない。整備しなきゃいけない。

ただ、土地の条件、現況ですね、その十分できる所と、できない所があります。ですから、まあ、どこの駅においても、ある程度、その駅まではですね、皆さん、車で来られるという状況があるわけで、今まで姫路辺りや、たつの方へですね、通勤されたり通学されている人が、その車で行かれる人が、パーク&ライドで、姫新線を利用させていただくようにするために、必要なわけですから、ですから、三日月においてもですね、今、少し空があるということなんですけれども、これを増やしていこうとすれば、当然、足らなくなります。町も、そういうために、駅前整備の中で確保している土地等についてもですね、この検討の中で必要であれば、駐車場に、そういう駐車場にしていくということも当然考えていかなきゃいけませんし、徳久の駅も、既に、前の農協の倉庫も整理して、広くしております。そういう所も活用して、特に、乗りやすい形にして、乗客を増やしていきたいと、そういうことで考えております。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 期成同盟会なり、そのイベントとしてはね、いろいろやられて、利用者増にね、努めるように、マイレールクラブなんかも、それに助成したと。期成同盟会としてはやっている。その、2市1町、佐用とたつの、姫路と合わせた中でも、いろいろやる、合わせて連携してやっていくこともあるでしょうけども、佐用としては、とりあえず、さっき言ったような、その増便の、増便、それから直通の増便とか、それから駐車場の整備、町としては、そういうふうなこともあるんですけども、期成同盟会全体としてね、その観光客の増ということもありますし、通勤客の増ということもあるんですけども、観

光客の増の面からね、イベントなんかでは、やっぱり沿線全体の自治体で取り組むべきことだと思うんですけども、その点は、どういうふうな話し合いとかされるんでしょうか。

議長（西岡 正君） 町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 沿線という非常に長い所をですね、いっぺんに何か大きなイベントという様な、中々継続したものは難しいとは思いますが、それぞれの沿線市町に、四季を通じてですね、いろいろな今までのイベント等、祭り等があるわけですね、そういうものを、是非、全体で、今度PRしていけるように、ですから、自分所の町だけのPR、市町のPRじゃなくってですね、その沿線として、一緒に情報を提供していける、そういうことを、まずやっていかなきゃいけないなと思いますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） そういう、これは、このイベントもされて、チラシなんですけどね、そういうふうなことも、やっぱり今後引き続いてやっていくと。それ、1つの、どう言うかね、ポイントみたいな高速化事業がね、2002年3月からダイヤ改正されて始まる、その時に、やっぱり全体として盛り上がって、やっぱり、これを機会に出発点ぐらいにして、やって行く。今までどおり、今まで、その期成同盟会も電化促進もやってきましたけど、それと、今までどおりではなくて、もっと、その、これを出発点としてというような、やっぱり盛り上げていく、そういうことに、期成同盟会としては、なっているんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、また、それぞれ事務局皆、知恵を出し合ってですね、特に、これを新たに開業、新ダイヤでですね、新車両が入ってスタートする時に、その記念的なことをですね、中で、何か、当然、沿線一緒に、これは連携したものをね、やっていかなきゃいけないなと思いますし、また、ここは、事務局と、いろいろと今後検討をしてみようと思っております。

ただ、まあ、その1回だけのイベントでは、中々それで終わってしまいますので、先ほど言いましたような四季を通じた、やっぱり、お互いに連携をしていくということが、必要だろうと思いますね。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） 国際天文年の方に移りたいんですけども、天文年を、それをイベントとして来年取り組む、それを、私はね、1つの核として、佐用町としては、やっぱり、その佐用町ですと、これは紹介、自分で自己紹介、佐用町の間人ですと紹介する場合ね、佐用町の頭に何の、どういう特徴がある町かって、一言で言うたらね、例えば、僕は、合併する時には、天文台と、それからスプリング8の、大きな宇宙を見る望遠鏡と、それから一番小さな明るい光のあるスプリング8、その2つの町が佐用町やと、その、そういう

町が佐用町になるんだというふうにしてきたんですけれども、やっぱり1つは、やっぱり一言で言えばね、やっぱり星空です。やっぱり天文台のある町佐用が、やっぱり、それが中心になって、それから、いろんな、こういう町ですよというのは、私は、そういう方向かなと思うんですけれども、町長は、他の、いろいろ対外的な所へ行かれた場合にね、佐用町の町長ですというたら、こんな町ですというのは、一言で言えいうたら、やっぱりどういふふうに自分の町佐用町を紹介されるんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、私も、いつも外へ行った時にですね、西播磨の佐用町言うても、中々分かっただけません。ですから、こういう西はりまの県立天文台のある、また、科学公園都市で、スプリング8のある町ですよ。まあ、同じ様に、まず、そういうことで、まず佐用町の、最初の紹介をさせていただいています。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。

6番（金谷英志君） まあ、1つはね、やっぱりスプリング8については、公開も、たまにはされよんですけどもね、その全体的な全国から集まるような、公開されているいうて行きやすいのは、やっぱり天文台、スプリング8よりも天文台の方がね、やっぱり、1つの町佐用町の中にある、スプリングでしたら、ちょっと3町にまたがってますから、これが佐用町の物だとも、事務所が佐用にありますから、佐用町やということになりますけれども、やっぱり天文台を1つの佐用町のね、売り出す、その物、1つの中心には、天文台がなると思うんですね。それをして、来年は、天文、国際天文年で、イベントをするということではなしにね、これを天文台を核にした、その佐用町の観光振興、それから農業振興にも、結びつけたらどうかという質問なんですね。ですから、それを紹介する場合に、例えばですよ、中国縦貫の、前にも言うたんですけれども、天文台のある町の看板とかね、看板を全部、179号線から来る。それから373全部、それから中国自動車道に、佐用町に入ってくる、その境界、町境とかね、全て、その看板を設置するというようなことをやって、これが佐用町として売り出しているんだと、そういうふうな看板の設置はどうでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 以前に、佐用町はね、星の都さようという1つのキャッチフレーズで、町境の所とか、まあ、大撫山の上がり口、登山道路の所、縦貫道からも見える、そこにも、そういう設置を、シンボルの看板を設置したということです。

そういう、今度広くなった中でね、中々、そういう看板を町境に全部というのは、それぞれ、また実際、星の都というようなね、そういうキャッチフレーズでは、ちょっと具合は、問題があると思いますから、天文台のPRということについては、少し、そういうパンフレットとか、そういう中、町の案内の中でね、考えた中で、そういうものが、非常に浸透しているものであれば、くるようなものであればですね、それを、シンボリックな物として活用する中でね、そういう物も設置するというのも、将来的には考えるかもしれませんが、今直ぐに看板を付けるという考えは、私は持っておりませんけれども。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷英志君。後、残り5分です。

6番（金谷英志君） 看板を設置しても、文字だけで、こうやればね、前、味わいの里三日月なんかでも、絵付きのね、その建物の絵のある、特徴のある様な看板もされて、おお、ここにあるんかという様な、よう分かる、そこへ来てもらえとかね、いう様な、それから、観光の案内版も、この間、建てられましたけれどね、その、それにしても、例えば、味わいの里三日月にもあります。それから、道の駅にも、その設置なんかもされて、それを、ここから、その看板のある所から、佐用町内の観光地、いろんな施設が、どんだけの時間で来て、どんだけとか、一目で分かるようなね、そういうことも、天文台として呼んで、そのお客さんとかね、その通行する人と呼んで、それ止めて、その上で、観光地図なりを見て、それで佐用町内の、こういう施設について行ってもらえると、そういうふうになれば、やっぱり、その素通りされても、やっぱり今度、姫鳥線の平福インターもできることになれば、平福インターのところにも、そういうふうなね、その中心地、佐用町の中心地に、中国縦貫から降りてもらおうようなね、その町境全部は、それは無理にしてもね、平福インターなり佐用インターの近くに、その設置は、やっぱり、佐用町は、これだけの町で、この町ですよいうのをね、やっぱり売り出した方がええと思うんですけど、その点は、そういう、そのやっぱり核となるやつを持ってPRしていくべきやと思うんですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、確かに、そういう高速道路なりですね利用して来られる方というのは、非常に方々から来られますから、そういう町のイメージというんですか、そういう物は、非常に大事だと思いますし、そういう中で、特に、天文台というのはですね、非常にイメージ的にも、町のPRになるいい物だと、1つの大きな町としての力になれる物だと思っておりますから、まあ、それは、そういうことも今後、観光振興なり踏まえてですね、検討させていただきます。

6番（金谷英志君） 終わります。

議長（西岡 正君） 金谷英志君の発言は終わりました。

お諮りします。後2名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

これにて、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明12月5日、午前9時30分より再開をいたします。本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでございました。

午後05時14分 散会

